


432

外事新聞報

特報

第八十八百第

 国立公文書館	
分類	警察庁
種類	9
排架番号	4 E
	15 - 1
	171

1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6



目次

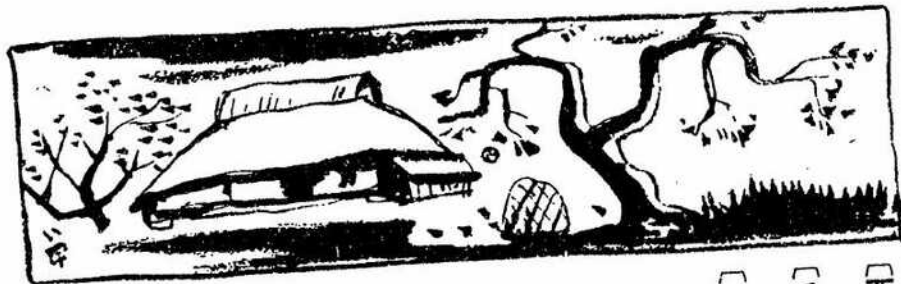
昭和十三年 三月 外事警察報 第百八十八號 目次

新民主主義の理論と實踐

——新民主主義、新民會大綱及新民會の任務——

外國事情

〔支 那〕	中華民國臨時政府の組織……………	四元
	回教總聯合會の結成……………	四元
	陝甘寧特區(ソヴィエト區)に關する諸情報……………	四元
	上海に於ける「一・二八」六週年紀念日の狀況……………	六元
	第四國際書記局の「中日戰爭に對する決議草案」……………	六元
〔ソヴィエト聯邦〕	全聯邦共產黨一月宣言と極東……………	七元
	イソフの質問狀とスターリンの返書……………	六元
	ゲ・ベ・ウ二十週年紀念日の狀況……………	六元
〔獨 逸〕	獨逸警察の機構……………	七元
〔佛 蘭 西〕	旅券偽造團の横行……………	六元
〔北米合衆國〕	沙市に於ける共產運動の彈壓……………	一〇元
	米國に於ける軍事的施設の撮影模寫禁止法案……………	一〇元



【西班牙】
フランコ内閣の確立……………101
「チエツコスロヴァキア」
集團保障の死滅……………102
【パレスタイン】
パレスタインに於ける伊太利の反英陰謀……………107

彙報

支那事變に關する各國新聞論調（其八）……………111
國難期間各級黨部臨時工作綱要……………114
最近抗戰形勢に關する周恩來の談話……………116
國民黨陝西省黨部と中共陝西省委員との抗爭……………118
中國共產黨關係の諸情報……………121

雜報

中國共產黨と中國共產主義同盟（トロツキスト）との論争……………123
汪兆銘の反侵略大會への放送演説……………124
元ソ聯邦人民委員レイヌ暗殺事件……………126
赤軍二十週年紀念に際しての紀念章の交付と特赦令の發布……………128
海峽植民地燈火管制法案……………130
三角樞軸……………134
戰爭煽動家……………136

余録

チタ市に於ける液體燃料保有量……………138
英國特むに足らず……………139
短命なる哉佛内閣……………142

新民主主義の理論と實踐

—新民主主義・新民會大綱及其の任務—

新民主主義は、中華民國臨時政府の指導原理として提唱せらるゝもので、新民會は新政府と其の關係を表裏をなし、新民主主義を奉ずる新政府下に於ける唯一の團體である。

本書に収録せるものは新民會副會長張燕卿、同中央指導部長繆斌、同教化部長宋介の三氏が初めて新民主主義の内容を並に新民會の任務に付發表したものを譯出したものである。

一新民主主義

(一) 新民主主義の理論

新民主主義

新民主主義は我が人類生存の自然法則である。生存は萬物の共に欲するところである。しかしながら時には生存出来ないこともある。生存出来ないのは、抵抗力がないからである。天地は一の動力であり、人生も亦動力である。凡そ動力あれば必ず反動力あり、之を抵抗といひ、亦自然の法則である。抵抗力ある者は生存し得、抵抗力なき者は必ず滅亡する。生あるものは一として抵抗力を具へて生れて來ないものはない。しかしながら、優劣、善惡の區別がある。優者、善者は道に適ひ、自然の法則に順應するものであり、劣者、惡者は道に適はず、自然の法則に違反するものである。人は萬物の雛長であり、その抵抗力は最も大きい。然しながら之にも亦優劣善惡の區別がある。優者、善者は生存し、劣者、惡者は、敗亡する。何となれば、優者、善者は、道に適ひ自然に順應することが出来、より大なる抵抗力を具へてゐるからである。劣者、惡者は道に適はず自然に違反し、より小なる抵抗力を具へてゐるからである。人類の歴史は一の動力と反動力の相生し相剋するの

新民主主義の理論と實踐

繆斌

歴史である。動力と反動力の平衡する時は、道に適合し、自然の法則に順應する故平和が得られる。一旦動力と反動力がその均衡を失へば、直に困難な状態が起る。たとへば水に高低あれば奔流となつて流れる如く戦争が起る。故に戦争とは、不平なるものを平ならしめ、不和なるものを和ならしむるものである。不平なるものを平ならしめ、不和なるものを和ならしめ得ざれば、眞の平和の説ではない。且つ物の不齊なるは物の性情である。天道運行し、適者生存する。春生秋殺、優劣善悪はこゝに於て分たれる。之が自然の法則である。天の萬物に於けるは園丁の草木を培育する如きものである。盛を過ぎれば刈取るまでである。無駄なものは拔取るまでである。かくてこれを培育するところのものは佳良となり、品種は進歩する不材を去つて、良材を育て劣種を除いて優種を育てるのである。天の人に於けるも之と異るところはない。善者を保つて劣者を去り、適者を生かして不適者を死せしむるのである。故に人類は必ず善に向つてその生を適せしめ、悪を去つてその善を保つ。天道は無私にしてたゞ善を助くる。されば人類の競争は、善と悪の競争、適と不適の競争に過ぎない。

人類は善悪の消長によつて進歩する。故に人類進歩の歴史は一直線の進歩にあらずして、循環或は前進して止まざる進歩である。たとへば天道に陰陽あり、陰陽消長して晝夜春夏秋冬の別あり、一週してまた始まり、日進して止まざるが如くである。天道には一刻として不動或は休息はない。しかし動と静の態はある。陽は動、陰は静である。晝は動、夜は静である。一春夏秋冬は動、秋冬は静である。然しながら動中に静があり、静中に動がある。動極まれば静となり、静極まれば動となる。一動一静變化が生じ日進して止まぬ。これ天地自然の大道であり、人類の進歩、善悪の消長もまた此の如くである。且つ、いはゆる善悪とは、表面の結果によつて云ふに過ぎない。善の中にも悪がないわけではなく、悪の中にも善がないわけはない。故に人類の歴史の盛衰する際に於て、盛なる時は、全部が君子ではなく小人もその中に雜つてゐるが、君子が多く小人が少ないため悪となすに及ばぬだけである。衰へたる時は、全部が小人ではなく、君子もその中に雜つてゐるが、たゞ小人が多く君子が少ないため善となすに足りぬのである。故に世の盛衰の變は、君子と小人の消長、善と悪の消長に過ぎぬ。故に人類の歴史の進歩は、一時として善悪の消長のないことはない。之を表面から見ると、同より循環してまた始るのであるが、それは循環して舊に復するのではない。人類は善悪消長の中にあつて、善を積み不善を去り、善を積み止まざるが故に進歩も亦極りない。たとへば車輪が前進する時、廻轉するのではあるが舊轍を廻轉してゐるのではないと同様である。天地の道は晝夜、春夏秋冬の繰返しではあるが、しかし一刻として前進せぬことはない。天地間の萬物も亦一刻として變化を生

じないことはない。たとへば大地の如く靜なるものであつても、極めて精巧なる科學の眼光を以て觀察すれば、その地質は一時も變化を生ぜずにはゐないであらう。人類萬物の變化も亦同様である。たとへば古今の人に於て、容貌形體の絶對に同じものがあるだらうか。之から見ても人類の進歩は證明出来る。いま吾人の新民主主義は、東方固有の文化の復興を提唱するが西洋文化の長所を採用しないのではない。事毎に復古のみでは、後代の聖人は先代の聖人に笑はれるであらう。事毎に西洋を模倣すれば、東方は西方に欺かれるであらう。東方には自ら東方の美德あり、且つ世運變化し、東西洋文化は百餘年の消長を経てまさに再び東方文化の繁明期たらむとしてゐる。東方人類はまさに我が東方固有の文化によつて善を探んで之を固執し、以て西洋文化の衰頹を矯正せんとしてゐる。苟も日に新に、日に新に、又日に新に、湯ノ盤銘ノ句の革新精神に基き以て明德を天下に明にし、人類の生存をして天道に適合せしめ、更に至善に止るの趣旨を以て人類の生存をして理想に適合せしめんとする。いはゆる明德を天下に明にすると、天地人三才の道を明かにし、一以て之を貫くことである。これ即ちいはゆる王道である。字の意義は上の一畫は天、下の一畫は地、中の一畫は人であり、一直畫を以て天地人の三才を貫通してゐる。人は天地の氣を受けて生れたものであり、故に天地と渾然一體をなす。宇宙の中間の一直畫は人身に血脈あるが如きものである。故に新民主主義は王道を實行するを以て志とする。而して實行の方法は、格物、致知、誠意、正心、修身、齊家親郷、治國、天下の九項にある。(格物以下ハスベテ(親郷ヲ除キ)大學ニ基ク)

(二) 新民主主義の實行

甲、格物

格物、致知、誠意、正心、修身、齊家、親郷、治國、平天下の九項は、新民主主義の王道を實行する順序である。この九項目の順序は簡單にいへば克己復禮といふことになる。格物、致知、誠意、正心、修身の五項は克己であり、齊家、親郷、治國、平天下の四項は復禮である。格物とは何であるかといふと、去私といふことである。物とは物慾の私のことであり、王陽明のいはゆる心中の賊である。格とは格闘のことである。物慾の私と格闘することを格物といふ。人すでに私慾を格去すれば、人心は天心と合一し、道心を形成する。孔子のいふ「吾が道一以て之を貫く」であり、陸象山(陸象山)のいふ「宇宙はすなはち吾が心、吾が心はすなはち宇宙」である。この天心と人心の合一こそまた王道の發端でもある。

乙、致 知

物慾の私に去り、天心が人心と一貫すれば、人の知識は良知(良知、致良知ハ王)の域に達し得る。良知とは知識の體(體用ハ朱備ノ用ヒタル範)であり、知識とは良知の用である。致良知とは知識善用のことである。人の知識は應用のとき善と(時ニシテ本體ト作用ノ意)も悪ともなる。往々一念の差はじめは僅々にして遂に極端な誤に陥ることがある。孔子時代の少正卯(少正卯ハ孔子ニ)や近世のマルクスの如く、その人は言偽にして辯、行僻にして堅、記醜にして博、順非にして澤ならざるはなく、一見正しき如きも行へば正しくない。(音偽而辯、行僻而堅、記醜而博、順非而澤ハ孔)この種の知識行爲は、心中に賊あり、偏蔽せられるが爲である。眞誠と惻隱(同情)の心がなく、得たる知識を善用するが爲である。故に知識を善用せざらんと欲すれば、先づ良知を致すべく、これ即ち物格して然るのち知致るといふことである。

丙、誠 意

吾人は既に大公無私の心を抱き、また得たる知識を良知に基き盡く善用するを得たとすれば、更に志を立て、身體力行し自ら欺くことなくせねばならぬ。これ即ちいはゆる誠意である。誠意あれば更に至誠息む無からしめねばならぬ。息まされば即ち日進して止まず、日進して止まされば即ちその成功愈々大となる。故に中庸に「至誠如神」といひ、また「唯天下の至誠、能くその性を盡すとす。能くその性を盡さば則ち能く人の性を盡す。能く人の性を盡さば則ち能く物の性を盡す。能く物の性を盡さば則ち以て天地の化育に賛すべし。以て天地の化育に賛すべくんば則ち以て天地と參すべし」とも云つてゐる。これ皆努力して止まざるが故に人類萬物の一切の原理を深く知ることを得、人類萬物の行ふ道を天地間に存する道に合せしむることを得るのである。このいはゆる天地の化育に賛するとは、また王道の功用でもある。

丁、正 心

人既に至誠無息の精神があり、又心を放つて邪僻に入るを恐れるとすれば、之に繼ぐに正心の工夫を以てしなければならぬ。正心とは何かといへば、善を擇んで之に固執することである。この心とは形體の心ではなく、「心の中又心あり」といふ心である。邵康節(邵康節名ハ)は「心は太極たり」といつた。太極とは易の道である。易とは陰陽變じ生にすることである。周濂溪は(周濂溪宋ノ學者)「太極動いて陽を生じ、靜つて陰を生ず。動くときは便ち是れ陽の太極、靜る時は便ち是れ陰の太極なり」といつた。一動一靜して萬物が生ずる。心が太極なりといふ説は、ライブニッツが活動を物質の本性と認め、各個の「純一」の自己展開の表現をすべて心の活動なりと認めたるが如くである。かくて心は一時として動かざることなきを知り得る。而してこの心を邪に入らざらしめんと欲するのが即ち正心の工夫である。孟子が「推是心」「求放心」「盡心存心」など言つてゐるのは即ち正心の工夫である。

戊、修 身

心が既に正しくなれば、これに範圍を與へるのが修身である。修身とは何であるかといふに、單にその形體を修めることではない。形體の外に又形體あり、之を人格といふ。修身とは人格を修めることである。禮記に「言物ありて而して行恒あり」といふのは人格の始である。人は群を離れて生きることは出来ぬ。従つて個人は人群中にあつて言語行動に自ら守るべき範圍あり、之を越えぬのが人格である。いま世の好んで自由の説をなすものは一切が皆自由なりとし、個人主義を形成した。小にしてはあらゆる享樂放肆を極めざるなく、大にしては私慾をむさぼり資本主義の種々の害毒を齎した。更に資本主義の反動から階級闘争の種々の弊害を生んだ。これ皆修身を知らざる誤である。よく身を修めるものはよく自ら治め、よく自ら治めるものは己を推して人に及ぼすことが出来る。今の資本家は個人の自由主義により、貪慾にして不正の富を蓄へ、勞働者を壓迫するが、これ人格を守る能はざる誤である。その人格を守り、その天爵を修め、仁義忠信に従ひ、善を樂んで倦まなければ、資本家の資本家たるは正に萬人にとつて生佛の如くなるであらう。階級闘争の説などの生れる餘地はない。また今の勞働者はたゞ時間をへらし、工賃を増し、資本家を打倒することのみを念とする。これ亦その人格を守らず、人を賣めて己を責めざる誤である。人既に智愚賢不肖の區別ありとすれば、富貴貧賤も亦免れ難いところである。いま愚を智ならしめ、不肖を賢ならしむることを求めず、たゞ貧を富ならしめ賤を貴ならしめんとを求むるとは、何たる理不盡であらう。故に勞働者は自ら智愚賢不肖を反省して妄想を去り、富者は儉約を尊び貴者は徳を修めた結果なることを知り、法を師として従事したならば、富貴は他人のみに限つたものではなからう。かくすれば階級闘争の學説も起るべき餘地がない。即ち天下治亂の原因は某一學説の流行にあらずして、人の人格を以て自ら治め、克己を以て身を修め得ざる點にあることを知り得る。

己、齊 家

以上に述べた格物、致知、誠意、正心、修身の五者は皆克己修徳の工夫に外ならない。克己修徳は個人の事である。いま個人の克己修徳より進んでは齊家、親郷、治國、平天下に至る。これ即ち復禮の事である。孔子は、「夫れ禮は先王以て天道を承け以て人の情を治む(禮記ニ)」故に之を失すれば死し、之を得れば生くといつた。故に禮は天道に基いて定つた人生の法則である。人生の單位は家である。家は父子、兄弟、夫婦が共に生活することにより成立する。父子、兄弟、夫婦は各々その分あり、之を齊といふ。人は生れるときは父母によらざれば生存し得ず、老れば子女によらざれば生存し得ぬ。故に孝の字は老の字の一部を取つて子の字を入れてゐる。子が老を承けるのである。天下の父母はその子を愛せざるものはない。拊、畜、長、育、顧、復は愛である。(拊、畜、長、育、顧、復ハスベテ詩經ニ出ツ) 照、嫗、絲、督、鞭、笞、誥、誡も亦愛である。何故愛するかといふと、その生を欲するからである。孝の父母に於るも愛である。之を愛するのは、亦その生を欲するからである。父母の子女に於ると、子女の父母に於るとより、兄弟夫婦に至るまで、相親愛する所以は、皆その生を欲するからである。兄と弟とは兄は弟を助け、弟は兄を敬ふ。夫婦は、男は外を主とし、女は内を主とする。各々その分を守り、互に愛しあふのが生の道である。一家が親愛すれば一家が生きて、一國が親愛すれば一國が生きて、天下が親愛すれば天下が皆生きるのである。齊家の道は我が東洋家族主義の法則である。西洋思想には齊家の道なく、従つて家族主義もない。因つて發展するのみは僅に功利思想の個人主義があるのみである。個人主義によつて父子兄弟が分居したり、甚しきは夫婦が單に同居するのみで經濟事業は各々獨立であつたりする。家族の共存共榮の義務はない。父子、兄弟、夫婦が皆各自に生計を営む。父母が老いても子女は必ずしも奉養せぬ。甚しきは子女が富貴になりながら父母が賤業を營んでゐるものもある。更に食費や宿料まで必ず一々計算する。西洋の老父老母が淋しくしよんぼりと暮してゐる窮状はまことに人生最大の不幸である。西洋の個人主義より男女平等の説が發展した。平等の説より男女は權利義務すべて等しいといふ誤解が生れた。これ實に天理人性に違反するものである。天は男と女を生んで人類を作つた。男と女は各々性と徳を異にする。男の性は陽、女の性は陰、男の徳は剛、女の徳は柔である。「陰陽合徳」といひ「剛柔相推し而して變化を生ず」といひ「君子の道は端を夫婦に造す、その至れるに及ぶや天地に察す(君子之道云々)」といふ。これ天然人生の不易の法則である。故に男には男の陽剛の徳があり、女には女の陰柔の徳がある。男は外を主とし女は内を主とする。各々天賦を受けてその性を盡す。これこそ眞の平等である。もし女子に男子の事を強制せんとすれば、女子は任に堪へざるのみでなく、そも／＼天理に違反する。たとへば

政治は男子の事である。女子にして政治に干渉するは從來我が東洋道徳の許さざるところである。故に書經には「牝雞晨なし、牝雞の晨は惟れ家の索」とあるのは、紂が婦言を聽用したことを喻へたものである。我國の歴史を通観するに、凡そ婦人が政治に當れば必ず亂れる。いま我國は不幸にして宋氏の三姉妹が政治に干與し、國家をして一片の焦土と化せしめたのは明かな例である。蓋しその性に非ざるものを用ふれば亂れざるを得ないのである。今の西洋思想は女子の參政を要求し、甚しきは女子を兵役に服せしめんとする。之は男子に育児や家政を、哺乳、裁縫、洗濯、炊事などを強ふると同様に不可能である。故に男子には男子の事あり、女子には女子の事あつてはじめて平等と稱し得る。且つ女子の内助は實は天下の治にも關係するのである。閨門衽席(内助ノ意)の微かなるところよりして朝廷表著(中央政治)の位に達し、朝廷表著の近きところよりして郷田井牧(天下ノ政治)の間に達するのである。けれど内が理らずして外が順なることなく、家齊はすして國自ら治ることはない。故に女子は必ずしも政治に參與せずして、しかも政教風化に關係するところ深いのである。

齊家の道は人倫を正し、男女を別つを以て主とすべきである。而して孝弟は家族主義の主たるものである。孝は縦の家族主義、弟は横の家族主義である。父母に孝、兄弟に弟、これ我國の家族が縦には數千年を経て系統歴然とし、横には四億の人民が姓氏は數百に過ぎぬ所以である。この原因は即ち孝弟にある。孝弟とは、生存中は親を安心させ、死後は鬼として之を祭り、慎終追遠(葬ト祭論)して木を忘れぬことである。一家には一家の祭祀あり、一族には一族の祭祀あり、一國には一國の祭祀あり、天下には天下の祭祀がある。天を祀るのが天下の祭祀である。天地は萬物の父母である。故に天下を治むる道は天地の父母たるを知るべきであり、而る後四海の内皆兄弟となる。治國の道は國族祖先の父母たるを知るべきであり、而る後國人皆同胞となる。治家の道は族祖の父母たるを知るべきであり、而る後一族の人皆親兄弟となる。故に孝弟が一族に行はれれば一族治り、一國に行はれれば一國治り、天下に行はれれば天下治る。故に孝弟を以て天下を治めるものは先づ祭祀を重んずる。いはゆる祭政一致とはこの意味である。中國の家族主義は數千年を経て失墜せず、今後數千年を経てもなほ失墜せぬであらう。いま中國は四億の人民を擁してゐるが姓氏は數百に過ぎぬ。一姓氏毎に必ず系統がある。その間の盛衰變遷、宗族の多寡は皆明かにし得る。されば孝弟の道に基き、家族の誼を敦くし、四億の人民を數百の氏族團體に團結し、更にこの數百の氏族團體より一國族團體に團結し、更に各國族團體より天下萬邦を形成し、家國天下すべて孝弟親親の道を推行すれば、教化は肅せずして成り、政治は嚴にせずして治まるであらう。故に孝弟は家族の親愛精誠である。

家族の親愛精誠より進んでは國族の親愛精誠となり、更に國族の親愛精誠より進んでは天下の親愛精誠となれば、即ち萬邦は協和し、王道の天下は成就するであらう。

庚、親 郷

中國四億の人口に僅に數百の氏族團體があり、天下に分布し、地域擴大である。いま孝弟親郷の道を推行人と欲せば、近きより遠きに及ぼさなければ成功し難い。故に齊家の後には必ず親郷の順序を経てはじめて治國の域に達すことを得る。親郷なる項目は「大學」中には漏れてゐるが、老子の道德經には明かに述べられてゐる。中國の氏族團體は極めて大きく、四郷に分居して居り、故に郷とは實に父兄宗族の所在でもあり、家を外にしては郷が最も近い。親郷とは地方自治のことである。治家以て齊ふは人倫を正すのである。治郷に至つては之また親親の道を以て郷に推行するのみである。周制は郷三物、即ち六德、六行、六藝を以て親郷地方自治の教とした。六德とは智仁聖義忠利、六行とは孝友睦姻任恤、六藝とは禮樂射御書數である。六德は修身の事、六行は合族の事、六藝は自治の具である。その感情を親近して相共に生かしむれば、その感情を親近して相共に死せしむることも可能である。生死相共にするは親の至れるものである。郷里の間にこの三教を行へば即ち民俗を化成し得、必ずしも官治を要せずして自治が行はれるであらう。

然るに今のいはゆる地方自治は地方の官治であり、警察の政治である。地方自治の人員は政治を補助し、法令を推行し、甚しきは警察の任務を擔任するのみであつて、地方自治の本義は民俗を化成するにある。従つて主として徳行道藝の教にある。今の地方自治は如何に人民の組織を嚴格にするか、如何に人民の行動を監督制限すべきかを注意し、人民を教化することがない。その弊が重れば人民はその壓迫を重く受け、自由なく、政府と人民は漸次壓迫階級と被壓迫階級の分を形成し、相互に對立して仇敵關係をなし、遂に人民の怨恨沸騰して地方が亂れるに至るであらう。東洋の政治思想は政治家をして民を治め、君たり師たらしめ、政教を合一せしむるにある。かくて漸次社會の善良なる風俗を養成し、人民をして各々その分を守らしめ、各々その業に安んぜしむるにある。(イハニル)「日出でて作り、日入りて息む、帝力我に於て何か有らんや」の語は、自治外極度に至り官治の必要なきをいふのである。

辛、治 國

地方にして自治がよく行はるれば、國家も亦治らすといふことはない。治國の道は固より政教合一にあるが、しかし單な

なる善は政治といひ難い。須く人民の生活を安定せしめねばならぬ。恒産、恒業あつてはじめて人民に恒心があり、善を樂しむに至る。いはゆる倉廩實りて禮節を知るのである。故に治國の道は、政教の外に、養民の道を重視せねばならぬ。政教養を合一してはじめて人民の生活は安定し亂れざるに至る。書經の大禹謨に「得善維れ政、政は養民にあり、水火金木土穀惟れ修、正徳利用厚生惟れ和」とあるは政教養合一の義である。政とは正である。正すとは禮を以て齊へることである。導くことは徳を以て導くのである。養とは生である。生かすとは産を以て生かすのである。禮を以て齊へるを禮治主義といふ。徳を以て導くを徳治主義といふ。産を以て生かすを生産主義といふ。いま新民主主義の治國の道はこの三者に基づくのである。

(一) 禮 治 主義

禮は法を以て用となす。法が時代と共に變ずれば治り、治が時代に適當すれば成功する。時代に適合した政策を行へば、流れに順つて舟を下す如く自然である。情禮に安んずといふのはこれである。故に禮は甚しく困難なことではない。よく人情を推察して法令を制定すればよい。よく人情を推察せんとするには、必ず多くの人の議論をきかねばならぬ。けだし法とは衆人の行ふところであつて、一人の事ではないからである。廣く衆論を求むる方法にして現代世に通行するものは二ある。歐米の代議制度が一であり、歐米の一黨治國は二である。歐米の代議政治は民意の暢達を目的とし、專制を防止せんとするものである。しかしながらその弊は議會の代表選舉制度にある。こゝより政黨が生れ、政黨の競争選舉が生れる。政黨は國家より俸給を給されぬ故、黨費と選舉費用の支出については來源を有たねばならぬ。こゝより資本家のよる政治の操縦が生れる。資本家の操縦下の代議政治より、往々にして利に走り義を忘れ、資本家が政治勢力の掩護を藉りてその勢力を益々大ならしめ、遂には資本主義政治を形成し、眞の民意が塞がれるに至る。これその弊の一つである。今の代議政治の原則は少が多数に服従するにある。されば議論の際、是非を辨へず、たゞ同類を以て黨を結び、甚しきは金銭で買収し、手段を擇ばず多数を取りさへすれば是非を非、非を是たらしむることも得、かくて政治が暗黒化される。これその弊の二である。この二個の多弊害より生れる影響の最大のものは、道徳を衰亡せしめ、社會を救ひ難い窮地に陥れる點にある。故に歐米の資本主義政治の代議制度は眞に民意を代表するものではない。

いま歐米の代議制度の外に一黨專政の制度がある。ソヴェエト・ロシアの共產黨專政、イタリーのファシスト專政、獨逸のナチス專政、更に現在中國の國民黨專政の如きである。凡そこれらの黨の主義は同一ではないが、黨を以て國を治むる政

策は一である。その黨を以て黨を治むるを主張する所以は、それ〴〵一黨義を以て革命の目標とするが爲である。その革命が政權を取得したる後、政權を鞏固にし、主義を普及し、反革命を鎮壓するためには一黨專政によらなければならぬ。一黨專政も、首領に人を得れば迅速に大功を樹てないわけではない。獨逸の如きは、國運日に上昇してゐる。しかしながら、ソヴエート・ロシアの共産黨や中國の國民黨の如きは、採用せる黨制に獨裁の明文による規定がないに拘らず、スターリン、蔣介石は陰謀を以て黨政權を奪取した。光明正大の態度を採らず陰險なる計略によつて同志を遇する。されば共産黨は連年の清黨によりあらゆる元老と異分子を大量に誅殺し、今では共産黨の要位にあるものでも戦々兢兢としてゐる。スターリンの專制は殆ど專制帝國たる桀紂よりも甚しきものがある。蔣介石に至つては、天下を私する心を以て革命の假面をかぶり、始は容共したが後には消共し、始は武漢を討伐したが後には寧漢合作し、始は閻馮と争つたが後には閻馮と通じ、始めは剿共したが今は連共し、口には日本と親善を唱へ暗に日本に反抗し、その政策に少しも一貫性がない。私慾の爲めには人命を惜まざる犠牲にし、蔣介石の政權を得てより十數年、連年の戦争で人民は生活のどん底に追ひやられた。今は更に無暴にも焦土政を行ひ四億の同胞の半ばを殺さうとする。かゝる抗戦の國家人民に及ぼす禍は張獻忠、李自成（張、李共ニ）と異らぬ。しかしながら蔣介石の一切の罪惡は國民黨の一黨治國に藉りて私慾を満さんとしたためである。哀れなる我が同胞は如何にして之に堪へやう。されば一黨治國は徒にスターリン、蔣介石ら奸雄のみに便なること明かであらう。スターリンの獨裁は蘇聯の人民を盡く大馬とし、生活の餘地たからしめた。蔣介石の獨裁は中國の人民を塗炭に苦しめ、全國の財産を焦土と化した。故に黨を以て國を治むる獨裁政治は、首領に人物を得ざれば、その罪惡は暴虐なる專制帝王よりも甚しきものがある。資本主義の代議政政と一黨專政の獨裁政治は、その弊枚擧に違がない。いま吾人の新民主主義は治國の道に於て先づ禮治主義を提唱する。禮の用は和を貴となすのである。人生の理は互助にあらざれば生存する能はぬ。互助は和である。而して禮の作用は和を致す道である。和を致す道は分にある。人類の社會は多數人の集合である故、分がなければ亂れる。故に先聖は民に教ふるに人倫を以てし、父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あらしめた。この五者はすべて人間たるの大倫であり、故に五倫と稱し、また人生の據るべき常道でなければ五常ともいふ。五倫とは人類の名分であり、壓迫と被壓迫の階級意義があるのでなく、平等と不平等の差別もない。凡そ文明の人類にとつては必ず五種人の區別があり更にこの五種不同の資格の人によつて五種の道徳を施し、各々その分を守らしむるのが禮治の根本意義である。この五倫の

教により、修身、齊家、親郷の順序にはり治國に達する。家に家長あつて一家の人聽き、郷に郷長あつて一郷の人聽く。古の制に（古制ハ周制ヲ指ス）五家を比となし、五比を閭となし、四閭を族となし、五族を黨となし、五黨を州となし、五州を郷となす。古は三公の尊を以て郷老となした。三公とは太師、太傅、太保である。六卿を貴を以て郷大夫となした。六卿とは大宰、大司徒、大宗伯、大司馬、大司寇、大司空である。古は郷治を重視したる事明かである。而して一郷の大さは今の制度に當るとほゞ省に等しい。故に省を自治の單位とし、省以下は縣區町村長に分つべきである。古はまた郷舉里選の制度があつた。故に吾人の選舉制度は、家長を本位とし、家長より村長を選舉し、村長より區長を選舉し、區長より縣長を選舉し、更に縣長より省長を選舉すべきである。三年目に大比（大比、周禮ニ用ヅ考察ノ意ナリ、サレ）を行ひ、各省の人民より各自治團體長の德行道徳を考へ以て賢能を定め、然る後人民の直接選舉によつて各省長中より、團長を選舉する。かくの如く賢能の選任は皆がなすのである。されば人民の選舉せる者が人民の長となり、人民の選舉せる者が人民を治むることになる。入りては官署に在つて政治をなすもこの人であり、出でば區村に在つて長たるも亦この人である。利を興し害を除き、百般の政治を行ふはすべてこの德行道徳の人である。

この種選舉制度は、家長を以て代表者となすことにより、國は家を以て單位となす所以を明かにする。家は親親の道を以て齊ひ、國も亦親親の道を以て治る。その根元に於ては一である。凡そ國家を治むるは須く民情の機微を洞察し、民の好むところを好み、民の惡むところを惡むまでに到らねばならぬ。かくて團長、省長、縣長は、その本はすべて家長の選舉せるものなれば、支配者の高位にあるも實は下情に通達するであらう。且つその德行道徳は人民の考績（考績、實義不明ナリ）を愛するものなれば、官につくも敢て非行をなさぬであらう。されば代議制度操縦の弊害なく、また一黨專政獨裁の弊もないであらう。これ吾人の禮治主義を提唱する所以の本位である。

(2) 徳治主義

官吏は人民よつて選出され、しかも官吏は必ず人民に教ふるのが徳治主義である。君でもあり師でもある。既に官吏であり、しかも教師である。これ政教合一の道である。爲政は徳を以てす、賢へば北辰その所に居つて衆星之に供するが如し、（爲政云々は論語に出ヅ）である。政治家は高く人民の上に居り、一言一動はすべて天下人民の法則となる。いはゆる「上老を老として民孝を興し、上長を長として民弟を興し、上孤を恤んで民倍かず」（上老老云々は大學に出ヅ）である。政治家が父母に孝ならば天下の

民不幸なることはなく、政治家長老を尊敬すれば天下の民長老を尊敬せざるなく、政治家が孤兒貧民を救済すれば天下の民一人も背くものはないであらう。詩經に「赫赫たる師尹、民具爾を瞻る」とある。故に政治家はまさに道徳を蓄へるのが先決問題である。いはゆる「天子より庶人に至るまで一に是れ皆修身を以て本となす」のである。中國最近數十年來の政治の腐敗と國力の衰弱とは、その咎人民にあらずして爲政者の無道徳と、己を修め人を治むる能はざる點にある。昔のことは論ずるに足らず、今の國民黨について見るも、その領袖人物の喪徳敗行は明かに人々の知るところである。たとへば蔣介石一人について見るも、糟糠一妻二妾を棄て、宋美齡を娶り、齊家の道を夫つた。父は國民黨、子は共產黨で、國共聯合せざる時は父子仇敵となり、人倫の道も失つた。宋氏一族を氣儘にさせて國富を食り、人民は生活の餘地がない。尤も無法なるは、安氏の三姉妹が暗に政治を左右し、牡雞辰をつくり、國家人民を滅亡の域に導いたことである。これ即ち「一人貪戻ならば一國亂をなす」といふことである。いま新民主主義は徳治を主張し、政治の改革は源を廓清する計に基くべしとなす。今後は官職に服するものは必ず先づその徳行を考査し而る後道徳（人民の教化）をなさしむる。必ず先づその齊家の法よろしきや否やを考査し然る後國を治めしむるのである。けだし爲政者の徳行の有無は國家の興亡に影響すること此の如くであるからである。いま吾人は熟考一番、この三者に（此三「意義不」明或ハ誤植カ）注意せねばならぬ。

(3) 生産主義

禮治と徳治により政教合一する。人心既に安定すれば、更に人民の生活涵養の道を重んじなければならぬ。これ新民主主義が生産主義を提唱せんと欲する所以である。西洋の經濟學説は大低分配の改良に偏し、生産の改良を研究せず、分配の不均衡の結果のみを見て、生産の不均衡なる原因を見なかつた。今の國家社會主義や共產黨の集中生産、集中分配は、すべて資本家の生産分配の壟斷に反對して起つたものである。しかしながら、國家社會主義は重要生産事業を國營に歸したが、その弊は往々にして官僚主義を發生し、國營事業がこのために遅々として進まぬ點にある。蘇聯の集中生産は、殆ど人生日用の必需品まで國營にあらざるはなく、品質の悪劣と能率の低下は既に全世界の認むるところである。而してその集中分配も、パンや靴の類にまで微細に涉り、パンにはパンの官吏、靴には靴の官吏があり、人生の必需國は一として官の制限を受けざるものなく、一個のパンを食ひ一足の靴をはくにも甚しきは終日立ち盡してしかも得られぬことあり、人民の生活の自由は剝奪され盡した。昔は資本家による生産の壟斷に反對しなからう。今は蘇聯の集中生産は、その壟斷資本家より百倍も甚しい。

昔は資本家による分配の壟斷に反對しながら、今は蘇聯の集中分配は、その壟斷資本家よりも百倍も甚しい。いま吾人の新民主主義は資本家による生産分配の壟斷を除去せんとするが、更に社會主義の國家による集中生産分配の壟斷をも除去せんとする。故に吾人の注意するものは分配不均衡の結果ではなく、生産不均衡の原因にある。機械工業の發達以來、資本家は私利の心を以て大量生産、大量分配の學説を唱へた。共產黨は之に困つて蘇聯今日の人民の生活を壟斷するの弊を成した。それも人間が機械を用ふるのである。いま世界の經濟學説、マルクス學説は、皆人を輕んじ機械を重んじてゐる。機械の人生を支配するを認め、人生をして機械を改革せしめ得ない。足を削つて靴に合せる如く、人間を機械の中にあて嵌めてゐるしかも却つて社會革命や階級闘争の説を唱へるため天下が大に亂れるのである。いま吾人の新民主主義は人を以て本とし、機械を以て用となす。人が機械を用ふるので、機械が人を用ふるとはしない。機械にして人生に有益ならば用ひるし、機械にして人生に有害ならば除く。古奇技淫巧の廢除を主張したる所以は、これら人間を害する機械を指していふのである。

大量生産、大量分配の結果、資本家は益々富み、一般人は益々困窮するに到つた。百千萬の勞働者が都會に集り、都會の文明は起つたが、農村の破壊は到る所に生じた。勞資問題は社會革命を呼び、各地人の雜居は都會の罪惡を招いた。農民の破壊は人の食血の如く都會文明は人の腦溢血の如きものである。故に吾人は都會と農民の畸形狀態を矯正せんと欲し、工業の農村化を主張する。大量生産、大量分配を主とせず、生産機械の農村への分散を主とする。工作家に期待するのは、資本家の利益を出發點とすることにより資本家の利用すべき大量生産の工具を作ることにあらずして、農民の利益を出發點として農民の利用し得る家庭生産の工具を作ることである。現今の輕工業は、その機械を農村に分散する方法を講じ、公營の大電力工場によつて農村を電化すべきである。さすれば農村に電動力あることによつて近代の生産工具を應用し得るであらう。新民主主義の生産主義は、近代的生産工具による男耕女織の社會を達成し、自給自足を實現せんと欲するのである。農村は新式工具による生産によつて生活改善され、更に工業の農村化により、都會文明の弊は除かれ、農村の善良なる風俗は保たれるであらう。しかしながら、近代工業中でも重工業部分は家庭或は農村で生産し得ざるものがあり、之は公營に求めねばならぬ、されど公營事業は往々官僚化の弊に陥ること既述の如くである。いま公營事業の官僚化の弊を救はんには公營事業を主宰する人に眞に徳行道藝ある士を當てねばならぬ。資本主義下の重工業、或は公營事業は、その主宰する人が多く資本關係、或は政治關係にある。擔當者が適任でない點から事業が往々にして失敗するのである。故に吾人は、あらゆる國營事業は特に一

生産總機關を設け、その政務に當る人員も亦人民の選挙によつて出すべきことを主張する。かくすれば生産方面の特殊勢力を形成することがないであらう。

次に土地問題についてである。吾人は土地の分配に反對する。けれど全国各地の地質の差は分配によつて均等ならしめ得ない。江南では十畝の家でも生活し得るが、江北では十頃(一頃は百畝)の家でも江南に移住し苦力とならねばならぬ。故に土地が多くと生産が定らず、これ分配の難點である。また江南の農民にしても、たとひ十畝の地あるも一年中勤勞してわづかに生計を維持出来る程度である。もしその勞力を勞働者と比較すれば、勞働者は土地は持たないが所得は農民に比し遙かに多い。中國では農民が最も苦しんで居り、農民の生活を向上せしむることが必要である。されど農民の生活を向上せしむるには、たとひ土地を多く與ふるも勞力が之に伴はぬ。勞力の及ぶ限りの耕地を有するも所得はわづかに凍餓を免るゝ程度であらう。故に農民生活を向上せしめんと欲すれば、農民の生産能力を増加せしめねばならぬ。生産能力を増加せしめんと欲すれば生産の方法を改良し同時に生産の副業を興へねばならぬ。かくすればその収入が増加するであらう。中國人今日の生計問題は、分配の不均等にあらすして生産の不足にある。新民主主義の生産主義に於ては、その土地問題の解決は分田の制を採用するにあらずして地利の開発と生産の増加にあることを主張するにある。

五、平天下

土地問題の根本的解決を欲するならば王道天下主義を實行して始めて成功する。天は私心を以て覆ふにあらず、地は私心を以て載するにあらず、土地は天下人の土地である。いま人が、この土地は我が家の産である。この土地は我が國の領土であるといふところから、家と家とが産を争ひ、國と國とが領土を争ふに到る。富者は廣大なる土地と老なる財産を有し、貧者は無一物である。國家間でも滿腹國と空腹國の區別がある。この土地の不均等が現在の亂世の原因であり、遂には一國の内に土地の分配問題が発生し、國際間に資源の分配問題が発生するのである。しかしながら、土地の分配は、人々が均等に之を得ることは出来ず、諸國も均等に之を得ることが出来ぬ。大學に「徳有つて此に人あり、人あつて此に土あり、土あつて此に財あり、財つて此に用あり」といふ。故に土地の所有は、吾人は有徳者に歸属すべきものなることを主張する。個人然り、國家また然り。「大徳を生と曰ふ」である。土地の生産を高め人を養ひ得るものが有徳者であり、有徳者が土地を領有する。されば敗家の子はその産を失ひ、敗國の政府はその土地を失ふ。これ優勝劣敗の天理である。いま天下を平治せ

んと欲するならば、天下の土地を天下の有徳者に還付せねばならぬ。これ王道天下の大義である。それ教あつて類なく、四海の同胞は皆兄弟である。いま民族主義、國家主義など、唱へ、徒に自尊して争ふは狹義も甚しい。新民主主義は文化の同じきものが同盟を結ぶことを主張する。日本、中國、滿洲の如きは聯盟を結び得る。日華滿の聯盟より更に進んでは大亞細亞の聯盟を作り、然る後亞細亞を中心として萬邦を協和し、王道の天下を成せば、天下は平治するであらう。

(三) 結 論

新民主主義の理論と實行とは既に上述の如くである。吾人は歸納して之を言はう。曰く、新民主主義は新民主主義を以つて基礎となし、人類の歴史の進歩が一の循環式なる善惡の消長にあることを認め、善を擇んで之に固執するの精神に基いて王道を實行するものである。王道の實行とは要するに克己復禮を本となすことである。克己は格物、致知、誠意、正心、修身の五項であり、復禮は齊家、親郷、治國、平天平の四項である。格物は去私にあり、致知は致良知にあり、誠意は力行にあり、正心は無邪にあり、修身は人格を修むるにある。これ皆克己修養の工夫である。復禮の道は先づ齊家にある。齊家の道は、人倫を正し、男女を區別し、西洋思想の個人主義に反對し、孝弟を本となす家族主義を提唱し、最も慎終追遠(葬祭)を重んじ、以て祭政一致の道に達するにある。次は親郷であり、即ち地方自治のことである。親親の道を以て民俗を化成し、地方自治をして官治或は警察の政治に陥らしむることである。次は治國である。政教養合一を以て主となす。故に禮治主義、徳治主義、生産主義を提唱する。禮治主義は歐米資本主義の代議制度及び一黨專政に反對し、家長を代表とする各級官吏の選挙によつて民意を暢達し、徳行道藝を以て官吏の被選挙資格とするのである。徳治主義は己を修め人を治むる道を提唱し、女子の参政に反對する。生産主義は機械を改良して理想の人生に適合せしむることを主張し、機械に即して社會を改造せんとする種々の學說に反對する。工業の農村化を提唱し、機械文明を農村に分散せしめて貧乏を救ひ、同時に都會文明の罪惡と勞資の紛糾を發せしめざるやうにする。重工業の公營を主張し、その政務人員を人民の選挙に由らしめて官僚化の弊を免るゝことを主張する。土地問題に對しては、無條件の分地制度を主張せず、産業の開発により土地を充分に利用し、生産の増加によつて生活を改善せしむることを主張する。平天下の道は徳あれば此に土ありを主張し、種族と國界とを分たず、教

あつて類なきを提唱し、狹義の民族主義と國家主義に反對する。日華滿の聯盟を主張し、進んでは大亞細亞の聯盟を作り、然る後萬邦と協和し、以て王道天下の理想を達せんとする。

中國は西洋思想の侵入を受くること百年に近い。西洋の長所を未だ盡く吸収せざる中に東洋固有の文化は却つて影を没してしまつた。蔣介石が政權を握るに及んで、東方文化は之がために殆ど完全に喪失した。更に今は共產黨と結び、東亞の赤化を願みずして抗日を事とし、一人一黨の私利のために人民財産を犠牲として惜まず、誤れる焦土政策を唱へて居る。幸に我が友邦日本は義に仗つて師を興した。これ正に弔民伐罪の舉である。更にまた東方文化の復興を提唱せるは正に四億人民の渴望するところであらう。こゝに於て新民主主義が時運に應じて生れたのである。正義の發揚するところ邪説は自ら滅び、光の照るところ盜賊は影をひそめるであらう。願はくば我が蔣政府の焦土政策の痛苦を身を以て體驗したる同胞よ、新民主主義を信仰し、新民主會の旗の下に集り、友邦日本と手を携へて、共產黨と蔣介石を打倒し、中國を復興し、東亞を復興せばまことに幸である。

中華民國萬歲！

新民主主義萬歲！

新民主會萬歲！

二 新民主會大綱の説明

宋 介

本會は其の成立の始めに於て大綱五ヶ條を宣布せり。今茲に條を追ひて説明を加へ以て全國民衆の前に告げんとす。

(一) 新政權を護持して以て民意の暢達を圖る

友軍西方に來りて黨府崩潰し大局不變して民國更生す。新政權茲に成立し五色旗各地に飄揚す。十年の久しき互り黨府の暴政に呻吟せし民衆、今再び天日を仰ぐを得。又其の喜び何にか譬へんや。茲に於て黨府の罪惡を略述し以て新政權を護持するの當然を明かにせん。國民黨は黨を以て國を竊み、金陵の地に盤踞する事十餘年、其の民を患はす罪狀數ふるに暇なし。國民黨曾つて民國十三年改組以來共產黨と聯合し、ソヴィエトと提携し、外力を借りて以つて政權奪取の目的を達せんとす。ボ

ロジン、ガロンの輩この期に乗じて内外上下を操縦し、數千萬金ルーブルを以て黨府の行政費、黨費、軍費を助け遂に國民革命の成功を齎らすに到れり。國民政府南京に成立するや武漢政府との分裂を宣言し、共產黨討伐の役を起し全國の兵を動かして十餘省を戰亂の巷と化し、遂に共產黨消滅の目的を達せずして終り、西安事變の後に及び國民黨及び共產黨は再び聯合せり。彼等の聯合分裂は反覆常なく國事を以て兒戲と心得へ、人民を犠牲に供し國家を沈淪の淵に陥る、此れ皆共產黨の罪惡にして國民黨の負ふべき責任なり。斯の如き容共政策は狼を導いて空に入るゝが如く、戸を開いて盜人を拊するが如きなり。國民黨政權を奪取してより十年、此間國內に在りては内亂の絶ゆる事なく、所謂南京、漢口兩政府の葛藤、南京、廣東兩政府の鬭争、蔣氏と閻、馮との紛争、及び國民黨と共產黨の血戰等、其の災害の深刻なる我國歴史上又稀に觀る所なり。此國民黨全國を統治する德望と實力なく、群雄を割據せしめしに因るものにして彼等の一國を戰禍の巷と化し、國民を害ふこと又軍閥より甚だしきものあり。國民黨は英、米、スエーデン等の民權説を採入れ四億の民衆を欺瞞し之を訓練せんとす、故に訓政の期間は無限に延長され、選舉法は實行されず、國民代表大會其の成立を看す、憲法又正式の發布なし。四億の民衆は茲に於て公民權を有することを得ず、宛も寡頭政治下の奴隸に等しく、其の所謂選舉權、創制權、複決權これ亦畫餅饑を充すに等しく、七八十萬の黨員は全國各地に分布し、輿論を牽制し民衆を壓迫し、地方を擾亂し、行政を破壊す。聖人君子にして稍々異議を稱ふる者有れば直に反動派となし、反革命の罪名を加へて或は暗殺し、或は公衆の前に於て處刑す、其の手段の慘酷なるソヴィエト政府と正に伯仲するもの有り。國民黨は以黨治國を高唱し、黨權の絕對を唱へ、一切の權利は黨に屬するものと爲し、此を以て獨裁政權の護符となし、然して其の亂行を恣にする。内外公債を濫發する事將に三十億圓に達し、人民の負擔を増加し、國家と衰亡に導く。其の搾取の深刻なる、税目の雜多なる亦民國以來未だ曾てあらず。其の殊に謬れるは、毎年國庫より七八千萬圓を支出し、其の黨員を養へることにして、斯くの如きはソヴィエト共產黨に於てすら、敢へて爲さざる所、國民黨は公然と此をなせり。要人に至りては私財を蓄積して數百萬、數千萬圓に及ぶ者又其の數を知らず。故に國民黨苛斂誅衷の罪の天地の共に許さざる所なり。國民黨員は秉政の最初に於ては一切の帝國主義打倒を高唱し、一切の不平等條約の撤廢を主張せり、始めは蘇聯と結び後又之と絶交し英米と提携す。日本に對しては遠交近攻の策を採り其の交渉に於ては常に試意を以て徹底的解決を圖ることなく、最初は不抵抗政策を採り、而して後一面交渉一面抵抗の政策に轉じ、最近又無謀にも長期抗戰の焦土政策を決定するに到れり。

國民黨は國際大勢に疎く中日關係を認識せず、外は英蘇の操縦を受け、内は共產黨に脅威せられて戦禍を蔓延し、生民を塗炭の苦みに陥れて以て止まる處を知らず。斯くの如く國民黨人の外交の錯誤は國家を害したるのみなり。故に全國民衆は國民黨人に對し皆痛心切齒せざるものなく志士仁人にして痛苦泣血せざるは無し。

以上は皆國民黨の國家を禍ひせる罪状の大なるものを列挙したるに過ぎず。中國人民は暴政の下に呻吟する事十年、之を轉覆せんと欲するも暴力に壓せられて伸展するを得ず。今や友邦兵を擧げて西方に來る。友邦に在りては此の擧兵正に吊民伐罪の師と云ふも又吾人民衆に在りては寧ろ友軍が吾人に替りて政治革命の義幟を擧げたるものと云ひ得べし。故に七月七日夜蘆溝橋邊に發生せる事變は、佛蘭西大革命に於て七月十四日黎明バステイユを攻撃せるものと略々其の軌を同じうし、中國人民の對黨府革命の開始と稱し得べし。人民は常に黨府を痛恨すれども友軍の力を借るに非ずんば自ら革命を行ふの實力を有せず。今友軍西來してより茲に半年、河北肅清せられ、南京陥落し、中華民國臨時政府北京に成立し、五色旗各地に翻へる。茲に於て始めて民國誕生し民意を伸張することを得たり。故に民國新政權は友邦の協力により成立せしものと云へども、亦人民の希望に合はせるものと云うを得べし。此は又一面友邦の黨府膺懲の成功なりとも云ふ可く、又吾等の政治革命の成功とも云ひ得べし。更に進んでこれを云へば友軍は國民黨が濫據せる民國を奪還し、之れを吾等に返還せるものと云ふも亦不可なし。此は一般民衆が深く認識せざるべからざる事實なり。

新政府は斯る形勢と意義の下に於て成立せるが故に、必ず友軍の善意を體得し、人民の希望に依りて以て建國の新道を樹立し得べきは斷言するも亦可なり。其の新道を必ず東方の文化、王道の正軌に基づくべし、且此に依りて努力奮闘するとき積弊は除去せられ、庶政は刷新せられ、更に民衆も此と共に更新せらるゝは豫見し得べし。故に吾人民は黨府十年暴政の後に於て、今新政權下に光明の來臨を見、眞に雲霧を拂ひて天日を見たるの感有り。此れ一般民衆が誠意を盡して新政權を擁護すべきの理なり。新政權の進歩的なることは過去に於て國民黨が一黨專制にして民權主義を唱へて然も民意宣達の機會を與へざりしものと異なり、今後の新政權に於ては其の施政は王道に基きて之れを行ふ。王道の眞諦は大中正仁を行ひ、義を履み、堯舜、禹、湯、周公、公子の心傳に基き民飽物與、萬邦共和の盛世を實現せんとするものなり。王道とは天人合一の道なり。「民之所欲天必從之」天聰明自我民聰明、天明辰、自我民明辰」此等の言は我國の古籍に散見す。故に歴代賢明の政府は深く民意は天意を代表する事を知りて民の些々たる苦痛と雖も此を救恤して以て天意に従ひ而して國祚の永安

を圖れり。今後新政權下に於ては民意は必ず漸次暢達せらるべく、然して此は王道の趣旨に合致するなるべし。近年西歐文化を謳歌するものは往々にして民主主義を以て民意を實現し得べしとなすもの有れど、我國の版圖大にして交通不便、人口亦頗る多く、教育未だ普及せず、議會政治を行ふに未だ幾多の困難あり。故に我國のかゝる現狀のもとに於て、民主主義を實現せんと望むは、正に木に據りて魚を求めんとするに似たるものあり。今若し英米の如く代議制を布き、英米の選舉民と選出代議士との人數との比例を以て我國の代議士を選出すると假定せば正に七八千人の代議士を選出せざるべからず。借問す、斯る議會の下に於て尙立法の目的を達し得るや、又民意を代表し得るや？ 此はその例の一端を擧げたるに過ぎず。英米議會制度の模倣も成功困難なりとせば今後如何なる制度を以てすれば民意を代表する事を得るや？ 此の問題が即ち近年來東亞の學者をして速に王道政治を提唱せしめ、此の王道が東方固有の最高政治哲學にして最も民意暢達に適合せる制度たる事を自覺せしめたる所以なり。吾人は東亞民族として其の固有の良法を捨て他國の糟粕模倣するの必要何處にありや？ 故に吾人にして民意の暢達と、民權の伸長を望む者は新政權を擁護して王道政治を行はざるべからず。今日國勢の大變化あり、局面は更新せられ共產黨、國民黨の如き民衆を欺瞞する理論と行爲とは皆事實を以て證明られ、然して之等は國を禍ひするの根源なる事は認識せらるゝに到れり。吾等親愛の民衆よ！ 自覺せよ！ 而して至急歸來せよ！ 樂土は遠きに非ず、目前に在り。要は吾等民衆が赤誠以て新政權を擁護し、王道の正軌を行はしむるに在るのみ。

(二) 産業を開發して以て民生を安んず

近代歴史を通觀するに一切の變亂及び慘劇は一つとして民生の不安に其の端を發せざるものなし。然らば民生は如何にして不安となるや、即ち失業者の多きに在り。民國以來軍閥内亂相繼ぎ、農村は破産に瀕し、農民は飢餓に喘ぎ、之れに加ふるに機械工業は歐米思想と共に流入し農、村の手工業をして没落に陥らしめ、農民の生活手段を剝奪するに到れり。茲に於て無職の遊民日に其の數を増し、饑寒交々加はり、生死の間を徘徊するもの所々在らざるなし。而して人若し此の境遇に陥れば自ら惡事を働き盜賊に變ぜざるを得ず。蓋し多くの人民生活に動搖あれば不安を生ず、茲に於て變亂發生し且連續止まる場合には都會農村は破壊せられ、生民は塗炭の苦しみに陥り、其の慘劇益々激烈となる。民國元年より今日に至るまで二十有餘年間兵亂相繼ぎ未だ寧歲なく失業者益々其の數を増し、一面政費日に増大し、租稅月に加重せられ、人民の生活増々

窮乏を告ぐるに到れり。排外と稱し革命と稱するもの皆これに原因す。國民黨秉政十餘年、養民の政策未だ行はれずして却て人民搾取の法は益々加重せられ、外債を増加して政治上、軍事上の浪費を増し、人民生活上の新壓迫を加重して、生活不安を加速度的に強化す。若し斯の如くして経過せんか眞に其の將來は計り知り得べからず。更に進むで之を述べれば從來中國の人民は之を分ちて士、農、工、商の四となす。此の四者の外には生活の方法及び職業無し。有るは即ち兵と匪とのみ。中國の兵制に於て募集し得たる兵士には絶對に元來正當の職業を有せし良民なし。故に兵士となるものは、總て生活上の落伍者にして兵は即ち匪、匪は即ち兵なり。兵と匪との別は單に兵士は國家の保護を受け、經常の收入有るものにして、匪は此等を有せざるものを指すのみ。生活落伍者、愈々多ければ兵士となるもの益々多し、斯の如くなる時は經濟上の常態に復歸する事益々困難にして、人民の生活愈々悪化し、國家の地位亦益々其の危険を加ふるものなり。

兵匪の外に所謂共產黨有り、是亦生活上落伍の匪に等し。其の獐豸兇惡なること亦尋常の匪の及ぶ所に非ず。一旦乘ずべき機會あれば、彼等は組織を通じ統治者の階級に侵入す。最近國民黨、共產黨既に合作し政治上の實權亦共匪の手中に入れり。彼等は即ち統治階級の地位を利用して新階級を壓迫し、民衆をして不安に陥れしむ。斯の如き方法を以て、民に安寧を得せしめんとするは明らかに不可能なり。夫れ民生の不安は生産の落後が主要原因なり。故に民衆をして其の生活の安寧を得せしめんとせば産業開發以外に其の方法無し。我國は天然の資源豊富にして人工亦頗る多けれども資本及び技術落後せるが故に中日合作、以て産業を開發するは最喫緊事なりと云ひ得べし。統計に依れば、我が本邦十八省石炭の埋藏量は約九千九百億噸にして全國を合すれば一萬一千億噸を超過すと稱せらる。實に世界第二の石炭埋藏國なり。鐵の埋藏量に於ても河北、河南山東、安徽、湖北、江蘇、福建、浙江の諸省に就ての調査に依つても約六億六千餘萬噸有り。之れに爾餘の各省を合すれば十億以上たるは確實なり。之を以て觀るも我國は世界産鐵國の第五位に位す。此の外石油、錫、銅、アンチモニー、タンクス、テニ等も其量頗る多く、又農産物の綿に於ては米國印度等に及ばずと雖も世界第三位に列し、茶及び生絲は元來世界生産量の大半を占めし農産物なりしも、其の製法進歩的ならざりし爲め日に其の衰退を來すに到れるのみ。更に豆、麥、煙草、砂糖、麻子油等は中國農産物の大宗なり、又中國の農業労働者の艱苦缺乏に耐ふる事並に其の勞働力の偉大なること、又世界に其の比を見ざるところなり。故に中國の憂ふるものは、その天然資源に非ずして、只だ其の缺くる所は資本と技術に在る

のみなり。故に今日に於て産業を開發するには其の方法概ね四有り。一、外國資本を利用して經濟合作を計る。二、友邦の人材を借りて技術の改良を計る。三、鐵道港灣を建設して運輸の便を計る。四、政治及び社會を刷新して組織の健全と實力の養成を計る。誠に我國の如く貧困なる國家に於ては大量の資本を要する場合、外債を除いて他に求むる道なし。又其等の金圓に關しては只官吏をして該金圓を侵蝕せしむることなく亦他に流用せしめざれば可なり。又中日合作による産業の開發は本より互惠の事にして、且つ反共の經濟的基礎を強化する事なれば、其の必要又論を俟たず。技術者は産業開發の手段なり。古諺に「工欲善其事必先利其器」と云へるが如く人材の缺乏と其の技術の不適とは成功を圖る所以に非らず。又技術的人材の如きは即成的に得らるべきものに非らざるが故に本國に於て人材缺乏する時は他國の人材を用ふるも何等差支へ無き所なり。鐵道港灣の如きは原料輸出の手段にして其の重要な事言を俟たず。又政治社會の組織に於ても産業開發とは密接相關聯するもの有り、之を指導し促進し、管理し統制し、又保護獎勵等總て政治の力に俟たざるもの無し。故に吾人は新政府が深く此種の問題に對し一日も早く百年の計を樹てられん事を切望する次第なり。要するに産業開發一日遅れば人民生活の解決亦一日遅れ、民生一日其の解決遅るれば、即ち社會の安定一日遅るゝなり。故に本會が産業を開發し民生を安んぜんと主張するは、實に我國目下の急務なればなり。

(三) 東方の文化道徳を發揚す

所謂東方の文化道徳とは西方の文化道徳に對する言語にして西方とは歐米を指す。東方とは即ち亞細亞なり、東西兩域に於ける種族の來源及び發展は各々同じからざるを以て國家社會の構造及び其の育まれたる思想文化道徳の如きも亦當然同じからず。近來我國盲目の士は全般的歐化を主張し、國學を捨て孔孟を誹謗し進んでは我國固有の文化を捨て、完全に西方文化の奴隸たらんとする者有り。彼等は歐洲人の天生碧眼黃髮に對し、我國人も亦碧眼黃髮たらしめんとするか。何たる謬見ぞや！東方文化は悠久の歴史を有し廣大且つ精密、其の樹つる所の人倫の綱紀は萬世の模範にして即ち又我が同胞民族の至寶なり、故に宜しく吾人は東方文化を發揚し之を振興せざるべからず。

近來歐米諸國は物的關係に對する研究發明は、其の進歩正に一萬千里の感有りて自然科學は誠に進歩せりと雖も人對人の關係即ち人倫に關するものに於ては未だ依然として調整を持つべきもの多く、至善を去る事又遠し。歐米の氣風は科學を崇

拜し物質を尊重す。白人は自然界を克服せるを以て足れりと爲し自ら隔り功利に赴き、英雄主義に流れ、更に唯物思想發達の結果遂に歐洲大戰の慘事を引起すに至り、其の戦後の瘡痍今に至るも其の恢復を見ず。是れ即ち西洋文化道德の然らしむる所なり。物質もとより人類の缺くべからざるものなれども、人類は尙ほ物質以外に精神的生活を有するものなり。所謂「己立人、己達達人、以位天地、以餘萬物俯仰大化、一貫天人」是乃ち人生の終局なり。所謂「其の道を行ひて其の功を計らず其の誼を明らかにし其の利を計らず」と斯かる道徳は恐らく物質崇拜者の想像だに容さざる所ならん。更に進むで之れを云へば西洋は物質に偏重し宛もこれを以て物質問題を解決する事を得るかの如く見ゆれども世界各國を觀察するに其れが資本主義制度の下に在ると共產主義制度の下に在るとを問はず其の情況は如何。世界の不景氣は深刻且つ掩うべからざる事實として吾人の前に其の正體を曝露しつゝあり。即ち膨大なる工場は倒潰し多數の勞働者は失業し、其の紛擾困難の狀態は頗る明瞭なり。之に依りて觀察すればその弊害は其の物質の本身に非らずして其の物質の範圍以外に存在す。此則ち西方文化道德の致す處なり。所謂東方文化道德を略言すれば即ち孔教の文化と道徳是れなり。孔教の文化と道徳とは即ち調和中庸の文化と道徳なり。偏せざるを中と謂ひ、易らざるを庸と謂ふ。調和とは事をして過ぐるなく及ばざるなき様ならしむることなり。其の特色は中庸に在り。故によく世界各種難解の問題を調和し得るなり。善哉西儒フエシリー氏の言に曰く「孔子は群聖を集めて大成せるもの、故に孔教の根本の深奥なる事は只に既往に於て吾人の軌範たりしのみならず將來に於ても亦有効なり尙只に中國人の心に深く浸入せるのみならず、又世界に貢獻する所あり」又李佳白氏曰く「孔教の原理は人類共通の原理にして中國に於て行はるるのみならず、當然外國に於ても行はるるべきものなり。『現在孔教徒未だ世界に敷衍せずと雖ども孔教の理は世界に行はるる可からず。是れは吾人の諛言に非ずして孔教の理は人類共通の原理なるが故なり。孔教を奉ずる者一に以て孔教に依歸するのみならず、即ち孔教を奉ぜざるものも亦孔教に違反する能はず。故に更に進むで之れを云へば凡そ孔教の理に背きて文明國人たらんと欲するものは即ち事理の上に於て不可能なり。』

孔教は政治社會道徳と最も關係深き教なり。所謂大學之道在明明徳、在新民、在止於至善、明德、新民、又至善と稱するものは是れ皆孔教の政治の最終目的を明示せるものなり。又曰く「自天子至於庶人、一是皆以修身爲本」之れ孔教政治の傑出せるの淵源なり。又曰く「物格而後致知、致而後意誠意誠而後心正、心正而後身修、身修而後家齊、家齊而後國治、國治而後天下平」此れ即ち孔教人に對し内に在りては明理の人となり、外に在りては主たるの道を教ふる次第なり。曰く君仁、臣

敬、父慈、孝夫、義婦順、兄友、弟恭、朋友有信、各盡其道、又曰く仁、曰く義、曰く禮、曰く智、曰く信、是れ孔教の五倫及び五常なり。曰く「天命之謂性、率性之謂道、修道之謂教」是れ即ち孔教人理の大本なり。此れを以て見れば孔子の道其の博大にして深奥なる誠に生民以來未だ之れ有らざる所と云ふべし。

總括して之れを謂へば吾人が東方の文化道徳を發揚するに有らざるば東方民族は復興すること能はず。世界各國も亦救ふ能はざるなり。従つて誠に在りては固有文化の振興なれども延いては又世界新文化の創造なり。故に本會成立の始めに於て此を本會の五大綱の一と爲せるなり。然して此は只に本會の責任のみならず、又我中國全體人民の責任なり。日本亦東方文化の民族なり。故に中日兩大民族は相提携し一致前進して此の神聖なる責任を共に負ふべし。而して我が孔教の徒、道を衛するの士は必ず本會の主張に賛同すべきは斷言し得べし。

(四) 剿共滅黨の旗幟の下に反共戰線に参加す

天中國に禍し共產黨猖獗す。其の禍の始を考ふるに民國十三年國民黨聯蘇容共の時を以て其の始となす。國民黨は此れによつて遂に十四省を蹂躪するの源を作り、國內を亂す事八九年に及ぶ、實に痛ましき事と云ふべきなり。理論上より之れを云へば共產主義と東方文化の精神とは極めて矛盾せるものにして東方民族は佛敎を信仰し孔教を崇拜し道徳を尙び平和を愛し仁義を守り親善を敦うする事茲に數千年なり。共產黨の「恨みの哲學」を以て出發點となし階級闘争を唱へ、世界革命を行はむとするものとは完全に異なる。我國全人口の内、農民は百分の八十以上を占め、工業發達せざるが故に勞資階級の對立を今日の中國に移さむとするは、其の誤謬も甚だしと云はざる可からず。更に事實について之れを述ぶるに、露國共產黨革命の始めに於て其の破壊の深刻なる又其の殺戮の慘たる、既に世を擧げて深く悉知る所なり。中國共產黨に於ては此事更に甚だし、到る處燒殺あり淫掠あり、城市は爲に瓦礫となり、鄉村は盡く廢墟となれり。更に禮敎を破壊し、人倫を蹂躪し、我が國民族固有の美德と數千年立國の根本を一掃し終れり。共匪は國を禍し民を犯すのみならず、我が東方文化道徳を破壊するの逆賊なり、故に之れを歐米共產黨と同日に論すべきものに非ざるなり。中國共產黨員は第三インターナショナル東方部の指揮を受け、ソヴィエツト露西亞を後援となし、ソビエツト共產黨員の指導と、又ループルとの援助により、到る處活

動宣傳を肆まましたるがソ聯手段の狡猾と方法の詭密とにより青年に對する誘惑とし、民衆に對する煽動の如きは往々中國人をして其の術中に陥らしめ、中國人をして知覺せしめざらしめつゝあり。故に共產黨員をして成功せしむれば中國全體は外蒙古の後塵を拜し、一變してソビエツトとなるのみ。所謂赤色帝國主義は其の侵略陰謀と其の悪辣巧妙なること斯の如し。第三インターナショナル世界革命の西進コースは迅速に成功を見ざるにより即ち轉じて東進するに至り、其の尤も重大なる目標として中日兩國に着眼したる結果、共產黨員は階級闘争、無産階級專制、宗教信仰反對の邪説を宣傳したるが到る處人民の反對に遇ひ、已むなく其の面目を改變し人民戦線なるスローガンの下に世界の耳目を惑亂し世界革命の成功を圖るに至れり。故に人民戦線とは即ち共產黨にして、二者は、二にして、一なる者なり。新民主主義は國家を救はむが爲め、又東方文化道徳の永劫不滅を圖る爲め、反共戦線の結成を絶叫するものなり。彼等共產黨は精密なる組織を持つを以て、吾人も亦更に精密なる組織を持たざるべからず、彼に於て膨大なる民衆を擁するを以て、我も亦多數の民衆を擁するの必要有り。此處に於て始めて赤化の蔓延を防ぎ、共產黨の根本を剷除し得べし。共產黨員は既に第三インターナショナルを背景とせるが故にそのよる所即ち一種の國際組織が其の後援たり。故に吾人は反共戦線の實力を擴大する爲め只に中國民衆を聯結するに止まらず、日本の民衆を反共戦線に加へ、歐洲獨逸の反共同志と結び、共同戦線を張らざる可からざるなり。因みに中日兩大民族は共に東方文化の柱石にして、同じく赤化の脅威を受けつつあり、故に須らく生死不渝の同志を結成して、然る後始めて赤化勢力を亞細亞の外に逐ひ、東亞永久平和の基礎を樹立する事を得べし。更に進むで云へば本來中國民族は國民黨の理論及び行動に對し完全なる信頼なきに非ざりしも之は民國十三年以前の事にして民國十三年國民黨改組の後に於ては其の三民主義中既に共產主義の理論を雜へたり。(例へば民主主義を解釋するに當り、民主主義乃ち社會主義、又即ち共產主義なり云々と言へるを見て明らかなる所なり) 國民革命軍は北伐の際、共產黨と提携し、合作したるが此時既に國民黨及び共產黨は完全に聯結せるなり。西安事變後國民黨共產黨は再び秘密に結合し、最近國民黨は抗日救國の口實により公然容共政策を執るに至れり。今日四川及漢口に於ける國民黨政府は、其の肢體は國民黨なれど其の精神は即ち共產黨なり。故に吾等民衆は宜しく之れを認識し共產黨討伐は即ち、國民黨討伐となり、國民黨消滅は即ち共產黨消滅なるを知るべきなり。我が親愛なる民衆よ！ 若し赤化を除き、中國を復興せしめむと欲せば速に反共戦線に加入し、神聖なる使命を負ひて起て！ 此の使命とは何ぞや！ 即ち積極的には新民主主義の指導を受け、共同一致奮闘努力する事にして消極的には即ち「父詔其子、

兄勉其弟」然して國民黨の煽動及び宣傳を受くるも決して自己を過らさず、亦國を過まらざるが如くなすこそ吾等の使命なり。苦し斯の如くすれば其の結果に於て反共の闘士は即ち救國の英雄たらむ。

(五) 友邦と締盟の實現を促進し、人類の和平に貢獻す

親仁善隣と稱し古へより明訓あり、唇亡齒寒、是れ亦當然の理なり。日本は我國の仁隣にして、我國と日本とは唇齒輔車の關係に有り、國民黨は其の親善の義を忘れ、その唇齒の勢に疎し。遂に抗日を行ふに至りしは、其の誤謬たるや又大なりと云ふべし。中日兩國は同文、同種、同教、共に亞細亞の東に立國し、其の距たる事わづかに一衣帶水、此の自然的位置を以ても當然相提携し、兄弟の如くならざる可からざるなり。然るに其の間屢々誤解を出じ相互に間隙を生ぜしは是れ遠交近攻の政策の致す所にして、又ソビエト露西亞の煽動により、英米の誘惑によるもの有るは勿論なり。歐米に依存し、其の僥倖を冀ふ事近年益々甚だしく、遂に今回の如き不幸の事變を誘發するに致れり。國民黨の國を過ちし罪此處に到りて極まればと云ふべく、再び此の過誤をして犯さしむべからず。而して此れをも回復し匡正し得る事を忘るゝ可からず。今茲に國民黨崩潰し民國誕生し新政權北京に樹立さるるの日に當り、速かに友邦と提携し中日兩國の懸案を徹底的に解決し、又中日關係を根本的に調整し相親相善共存共榮の道を構せんとす。又此れに勝る欣びあらんや！ 今茲に兩國連刻聯盟の理由を掲げて以て全國民衆に告げんとするものなり。第三インターナショナルが東進政策を樹立したる後、等しく赤化の脅威を受けつゝある吾等兩國は宜しく防共協定を締結し、協力以つて共產勢力を亞細亞の外に驅逐せざる可からず。是れ其の理由の一なり。兩國已に協同し反共の擧に出でんと欲す。宜しく互に緩急相助け、有無相通すべし。日本は強大なる武備を以てし、中國は無限の資源を以てし、併せて以て一となし、一致蘇聯に當るに於ては、單に之れに對抗するを得るのみならず、且又世界に覇を唱ふる事を得べし。又兩國合作し産業の開発に當るは即ち兩國の利益にして、速かに實現すべき急務なり。是れ其の理由の二なり。

白人四方に進出し、彼等の殖民地世界に遍ねく、アフリカ、南北アメリカ、濠洲皆白人獨占の領土にして黄色人種は一步も進展の余地無く、亞細亞亦大半白人の掌中に歸し我國も半殖民地の地位に陥らんとし、只獨り日本一國のみ極東の一隅に孤立せるあり。而して將に白人の氣篋咄咄として人に迫る。今若し中日結合して生存を維持し、發展を圖るに非ざれば地球

は將に白人の世界たらんとしつゝあり、是れ其の理由の三なり。

白人帝國主義に従ひて來るものに政治及び經濟的侵略は勿論、文化的侵略有り。我國の新學者と稱する者西方物質科學に心酔し東洋固有の文化を捨つるに宛かも弊履を棄つるが如し。此處に於て歐洲に於ける謬論遂に一世を風靡し近年に至りて更に共產主義の邪說猖獗するに至り、東方文化の衰滅に更に拍車をかくるに至れり。文化は即ち民族精神の寄託する所にして文化亡ぶれば民族の滅亡も亦必然なり、戒心せざるべからざるは即ち之の點なり。日本亦東方文化の國なり。故に兩國は東亞文化の振興を圖るため當然結合すべし。此れ即ちその理由の四なり。

上述の理由に基づき我國は速かに鄰邦と聯盟すべし。是れは獨り兩國に利有るのみならず、且つ世界に有益なればなり。蓋し十年以來世人は多く第二次世界大戦太平洋に於て爆發し、然して其の導火線は即ち中日の紛争によりて誘起せらるゝものと想像せしも、今日の如く中日同盟し相提携すれば、此れは英米の野心を却け、ソビエトの陰謀を破り第二世界大戦の原因を消滅すべく、人類平和に貢獻する所亦甚だ大なりと云はざるべからず。故に中日同盟は即ち兩國の幸にして又世界の幸福なり。本會の鄰邦と同盟する事を主張するは以上の理由に基づくものにして民衆も之れに賛同し政府も本會の意志を採納する事を確信するものなり。

三 新民主主義の任務

新民主主義は先頃全國民衆に對し新民主主義の徹底と該會の工作を認識せしめんが爲特に長期放送をなす事に決し、昨十日之れを開始した。規定に於ては毎木曜日午後六時より七時半に至るまで中央放送局より放送の豫定にして第一回放送は張燕卿新民主主義副會長の講演を放送した。題は「新民主主義の任務」繼いで各部長各委員及び指導員が毎月四回講演を放送し、其の内一回は會務報告をなす筈である。茲に張氏の講演を記録發表する。

新民主主義は昨年十二月廿四日成立して以來既に一ヶ月半になります。諸君は新聞紙上に於て屢々我會の宣言綱領及び規約等見られて居ると思ひますが、餘りに抽象的でありかつ内容が空虚の様に思はれたらうと思ひます。其故に更に一步進むで新民主主義は一體何をせんとしつゝあるのかと云ふ事を知りたい方々に對しまして、今夜新民主主義の任務を具體的に私から申し上げ

げ様と思ふのであります。私達の主要なる任務は之を大別して二つに分ける事が出来ます。其の第一類は思想的範圍に屬するもので有りまして、其の第二は事業的範圍に屬するもので有りまして、思想的範圍に屬するものは先づ我が東亞固有の文化を復興し修身齊家治國平天下の順序に従ひ自強して息まざるの精神を以て、四億の民衆を其の滅亡より救ひ、自らは東亞道徳に立脚して民衆の復興を指導すべきであると思ひます。我が祖國は天理人情と背馳する共產主義とは完全に相容れざるものので有ります。一部の者は東方文化を今日に於て提唱する事は陳腐なる事であり、非進歩的の有ると思ふ人が有りますが、其は全く誤謬で有ります。定見なき國民黨政府が其初めに於て破壊し、然も其後に於て之れを保護するに至りたる我が中華民族唯一の國粹で有まして、決して今日新民主主義が初めて之れを提唱するものでは有りません。此は過去廿有餘年間邪惡なる思想が横行し、其の思想により傷けられたる所の青年識者が共に要求し、且其れに依りて復興し來れるものであります。又共產主義の當然打倒すべき事は決して利己心とか私有財産觀念に基づいて盲目的に反對するものでは有りません。今日は時間的に制限が有りますので他の機會に於きまして本會より理論的反證を與へたるパンフレットを發表する事に致します。吾等は吾等の主義が明瞭となつた以上は當然東方の近隣各邦と緊密なる提携をせねばならぬと同時に、世界の反共戦線の同志諸國とも一致團結して此の人類の敵であるものに當らねばならぬので有ります。又國民黨政府の容共政策焦土抗戰、之れは徒らに我が民を水火の苦に陥れるのみで有りまして、何等の幸福を齎らさない所の自殺的政策でありまして當然之を除かねばなりません。又國を過つ所の國民黨閣は當然之れを打倒すべきで有ります。以上は思想的範圍に屬する所の工作で有りまして次に第二段としまして事業的範圍に屬する任務を四項に分ち順序に述べることに致します。第一項として有産農民に對しましては先づ各種の合作社によつて之れを指導し之れを助け以て農産物の増産を計り農民の收入を増加させたいと思ひます。第二項は無産労働者に關係するもので有りますが、各地に職業紹介所の如きものを設けて労働者の調査登記をなさせ、其の技能に従つて鐵道、道路、鑛山、工場等に就職せしめ失業者を減少する様に務めたいと思ひます。第三項は老若疾弱者に對し各都市の附近に於て其地に産出する産物を原料とせる簡單なる工場を興し技術を教へ自力養生の道に進ましめ、一面消耗分子を生産分子に轉化させると同時に手工業の發達を圖り度いと思ひます。第四項としましては各縣村落の病人に對し巡回醫療班を組織し、施療を行ひ流行病に對する防疫準備を行はしめ衛生思想を普及せしめる事で有ります。以上の四項は事業的範圍に屬する工作で有りまして以上の四種類の固定せる綱目以外に私達は最も重要な工作を持つて居るので有ります。

す。其れは農村經濟の復興で有りまして、此の兵亂の後に於て人民は逃亡し農具は失はれ、經濟的行爲は完全に停止されて居るので有ります。平たく云へば牛馬及び田を耕やす一切の道具が無いので有りますから、例へ少し生産された農作物も之れを都會に運んで金に替へる事は不可能であり、日用品を購入することは尙更困難なので有ります。結構幾つかの大都市を除く外は經濟的行爲は完全に停頓の状態に有ります。此の重大なる事象に對しまして本會は人を派し私達の力の及ぶ限り之れを調査し農村の物質缺乏に對しては出来るだけ此れを補充し、同時に農村に在る農産物に對しては極力運搬の法を講じ、其の商品化を計り農家を以て相當の収益を收めしめ、此れに依つて人民の經濟力を増大し延いては國家の財源を有望にならしめる様になさねばなりぬと思ふので有ります。此れは單に一時的では有りませんが、併し重大なる事業で有りまして、各方面の指導協力によりやつて行きたいと思ふので有ります。此外凡そ官廳の命に抵觸せざる限り又自治範圍の許す限りに於て新事態の發生に従ひ民間の要求に應じ私達は其の努力を惜しまない心算で有ります。毎年本會は全國代表聯合協議會を開き之れを以て新社會宣德達情の根幹となし、一年中に於ける人民の情況及び其の欲する所を報告し政府に此れを要求し、同時に政府に對し施政方針を説明する事を請ひ、人民をして一定の赴く所有らしむる様にしたいと思ひます。其れ故に本會は民意通達の機關で有りまして、同時に又政府政策施行を援助する機關でも有りますから政府とは常に協力一致して對立したものでないで有ります。最後に私が明白に聲明して置きたいと思ひます事は新社會は一個の教化團體で有りまして議會でも政黨でも無い點をはつきり認識して頂きたいので有ります。今日は簡單にお話を致しましたが詳細に亘りましては次回本會の同人より更に諸君に對し詳しく説明される事になつて居りますから私からのお話は以上を以て終る事に致し度いと思ひます。

著者及び講演者略歴

- 繆斌 江蘇省無錫縣人一八八九年生、上海南洋大學電氣科卒業、廣州黃埔陸軍官學校教官、國民革命總司令部經理局長、國民黨第二次中央執行委員等を経て、一九二七年江蘇省政府委員兼民政廳長に任ぜられ、一九三〇年辭任、一九三一年國民黨第三次中央執行委員執行委員、今回新社會中央指導部長となる。
- 宋介 山東省出身、米國に留學の後、農報社長、吳佩孚將軍參謀、北京大學教授を経て今回新社會中央指導部教化部長となる。本年四十四歳。
- 張燕卿 河北省出身、日本東京學習院卒業後、各地の縣知事、警察署長等幾多の要職を経て滿洲國外交部大臣となり昨年五月辭職して今回新社會副會長となる。本年四十歳。

(P・A)

外 國 情 報



支 那

中華民國臨時政府の組織

昨年十二月十四日北京に中華民國臨時政府成立し、今日に及んだが、同政府の成立宣言並其の組織大綱は以下の通りである。尙本大綱は暫定的のもので本政府成立の際には全般的に改訂を見る豫定にて地方制度は目下河北省公署及北京天津兩特別市公署にのみ簡單な暫定的の組織大綱があるも道以下に就ては未だ制定公布を見ない。

中華民國臨時政府宣言

國民黨政柄を窃據して民衆を欺罔すること十有余年災禍海りに臻り稅斂苛細、内に民生を劫奪して虐政相踵ぎ、外に土地日に削り反覆して共黨を容納す。倒行逆施して社稷

の將に顛覆することを顧みず、猶且恬として恥を知らず共黨の唾餘を拾ひて「黨權は一切の上に在り」の邪説を唱へ國家を私す。

遂に對隣邦に構へ同種相喰む。日に焦土抗戰を呼號するも百戰百敗、數月を経ずして國都を失ひ、省市の半數を失ふ。夫れ已に内容の朽腐を知らば何すれぞ輕率に于才を動かす。又已に戰備十年にして如何でや斯くも脆きや。頻年國防の名に托して消耗せし金錢幾十億に達するや計り知るべからず。若し正途に用ふれば斯かる推枯拉朽に至らざるべし。而も其大部分を着服せしこと審核を待たざるも明なり。彼等は廉潔を標榜すれど、實は金を外國に運んで名を化して儲金となしあること公然の祕密なり。又禮儀廉恥を倡導するも魑魅魍魎なるものは白晝公然に出で、要路を盤踞し綱紀を蕩然せしむ。加ふるに公論を撲滅し黑白を顛倒し廣く狂犬を飼ひ正人を狙殺せしこと十餘年來の事實たり。今や首都既に失ひて倉皇として逃避し自ら收拾すること能はず。同胞の生命何處にか托せんや。此處に同人相謀りて中華民國二十六年十二月十四日北京に於て臨時政府を樹立す。志は民國國家を恢復し汚穢なる黨治を洗濯するにあり。絶對に共產主義を排除するにあり東亞の道義を發揚し世界友邦との敦睦を厚ふするにあり、産業を開發して民生を向上するにあり、權貴を制定し中外相安んぜしむるにあり。

中華民國臨時政府組織大綱

中華民國二十六年十二月十四日

中華民國臨時政府

凡て從前政府の對外義務にして既に國民へ公にしたるものは吾人それに代りて一切の責を負ふ。萬惡の國民政府宜しく容共の非を悟り民衆を欺せし罪を陳謝し引咎下野して人民に政權を返すべし。若し頑として大言壯語尙止めずして其の罪を掩はんか、陸沉の禍は形容すべからざるものあり、以上の如く國民黨の政策悉く誤りなるも國民黨中にも老成碩望の士に乏しからず吾等と同じ心理を有するものあり。吾人は始より區域分別の見角を有せず諸公光臨せられれば共に大局支持の任に當らんとす。要するに同國同志なるが故に決して一律に排斥する意なし。天下は公器なる爲一黨一派の飛斷を許さず、區々たる心は天日に誓ふべし。同人は世變に飽經して垂暮の年にて何等の企圖なし、但し中國人として賸餘の手より祖國を斷送すること見るに忍びず、故に其の所信を遂行する者なり。近き將來に於て國家の政治軌道に復歸すれば吾等は相携へて郷里に返るべし、此に宣言す。

議政委員會組織大綱

- 第一條 議政委員會ハ臨時政府ノ最高議政機關トス
 - 第二條 議政委員會ニ委員長一名、常務委員五名、及委員若干ヲ置ク
 - 第三條 左記各項ノ事項ハ議政委員會ノ議決ヲ得ヘシ
 - 一、施政方針
 - 二、法律案
 - 三、豫算案及決算案
 - 四、特任官ノ任命
 - 五、宣戰媾和及ヒ條約ノ締結
 - 六、ソノ他本委員會ノ議決ヲ經ヘシト認メラル、事項
 - 第四條 議政委員會ノ議事規則ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第五條 議政委員會ニ秘書廳ヲ置ク秘書長ノ組織大綱ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第六條 本大綱ハ公布ノヨリ之ヲ施行ス
- #### 行政委員會組織大綱
- 第一條 行政委員會ハ臨時政府ノ最高行政機關トス
 - 第二條 行政委員會ニ委員長一名及委員五名ヲ置ク委員長及委員ハ所屬各部部长ヲ兼任スルコトヲ得
 - 第三條 左記各號ノ事項ハ行政委員會ノ議決ヲ經ヘシ
 - 一、議政委員會ニ提出スヘキ法律案
 - 二、議政委員會ニ提出スヘキ豫算及決算案

三、議政委員會ニ提出スヘキ宣戰媾和及條約締結案

- 四、特赦減刑及復權案
 - 五、所屬各機關簡任官ノ任免
 - 六、所屬機關權限爭議ニ關スル事項
 - 七、本委員會ノ議決ヲ經ヘシト認メラル、事項
 - 第四條 行政委員會ノ議事規則ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第五條 行政委員會ニ秘書廳及行政、治安、教育、法部、振濟ノ五部ヲ置ク、各廳部ノ組織大綱ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第六條 行政委員會ハ行政上ノ實益ヲ收メル爲顧問、參議或ハ諸議ヲ招聘スルコトヲ得
 - 第七條 行政委員會ハ各地方行政狀況ヲ明瞭ナラシメル爲審調委員ヲ置クコトヲ得
 - 第八條 行政委員會ハ豫算決算ヲ監督スル爲審計員ヲ置クコトヲ得、審計規則ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第九條 本大綱ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- #### 司法委員會組織大綱
- 第一條 司法委員會ハ臨時政府ノ最高司法機關トス
 - 第二條 司法委員會ニ委員長一名及委員五名ヲ置ク前項委員長及委員ハ會テ簡任以上ノ司法官又ハ司法行政官ニ任セラレタル者並ニ學識經驗有ル者ヲ以テコレニ充ツ
 - 第三條 左記各號ノ事項ハ司法委員會ノ議決ヲ得ヘシ

- 一、法令釋譯ノ統一
 - 二、判例ノ變更
 - 三、議政委員會ニ提出スヘキ主管事項
 - 四、所屬各機關簡任官ノ任免
 - 五、本委員會ノ議決ヲ經ヘント認メラル、事項
 - 第四條 司法委員會ノ議事規則ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第五條 司法委員會ニ祕書廳、最高法院、行政法院及公務員懲戒委員會ヲ置ク、各廳院ノ組織大綱ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第六條 本大綱ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 行政部組織大綱
- 第一條 行政部ハ全國ノ他部ニ屬セサル行政事務ヲ掌理ス
 - 第二條 行政部ニハ左ノ各局ヲ置ク
 - 一、總務局
 - 二、內務局
 - 三、外務局
 - 四、財務局
 - 五、實業局
 - 六、交通局
 - 第三條 總務局ハ左記事項ヲ管掌ス
 - 一、公文書收發保存ニ關スル事項
 - 二、本部會計庶務ニ關スル事項

- 三、統計ノ編成及報告ニ關スル事項
 - 四、本部職員進退ニ關スル事項
 - 五、官印ノ保管ニ關スル事項
 - 六、其ノ他各局ニ屬セサル事項
- 第四條 內務局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
- 一、地方行政及經費ニ關スル事項
 - 二、地方行政區劃ニ關スル事項
 - 三、地方官吏ノ成績賞罰ニ關スル事項
 - 四、選舉ニ關スル事項
 - 五、戶籍ニ關スル事項
 - 六、國籍及移民ニ關スル事項
 - 七、土地ノ測量調査登記及收用ニ關スル事項
 - 八、水利ノ調査測圖及水源水道ノ保護修理ニ關スル事項
 - 九、水災ノ防禦及救濟ニ關スル事項
 - 十、警察ニ關スル事項
 - 十一、民團ニ關スル事項
 - 十二、出版物ニ關スル事項
 - 十三、禮制宗教ニ關スル事項
 - 十四、名勝古蹟保護ニ關スル事項
 - 十五、禁煙ニ關スル事項
 - 十六、傳染病豫防ニ關スル事項

- 十七、醫師、藥劑師及藥品賣業營業ノ監査ニ關スル事項
- 十八、病院ニ關スル事項
- 十九、其ノ他公共衛生事項

第五條 外務局ハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一、政治通商等交渉ニ關スル事項
- 二、中外在留民ノ保護及遊學ニ關スル事項
- 三、條約ノ締結及解釋ニ關スル事項
- 四、國際會議及其ノ他ニ關スル事項
- 五、對外交際ニ關スル事項
- 六、宣傳情報及其ノ他ニ關スル事項

第六條 財務局ハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一、財務官吏ノ成績賞罰ニ關スル事項
- 二、關稅ノ徵收及管理ニ關スル事項
- 三、關稅制度及稅率ノ改正並ニ施行ニ關スル事項
- 四、貨物輸出入禁止ニ關スル事項
- 五、各海關ノ指揮監督ニ關スル事項
- 六、關稅法令ノ解釋ニ關スル事項
- 七、鹽田及鹽田取締ニ關スル事項
- 八、鹽ノ運搬及販賣ニ關スル事項
- 九、鹽務豫算決算及報告ニ關スル事項
- 十、鹽務會計ノ保管鹽稅收入ノ檢査ニ關スル事項
- 十一、鹽稅定率ノ審定ニ關スル事項

- 十二、統稅、煙酒稅、印紙稅、所得稅ノ徵收管理並ニ統計ノ調査檢査ニ關スル事項
- 十三、統稅、煙酒稅、印紙稅、所得稅ノ告知書ノ發行及檢査ニ關スル事項
- 十四、土地官有財產沖積地管理ニ關スル事項
- 十五、各省市及公共團體ノ收入ノ監督ニ關スル事項
- 十六、公債ノ募集發行及公債基金並ニ元利償還ニ關スル事項
- 十七、公債ノ發錄名義變更及地方公債ノ檢査ニ關スル事項
- 十八、證券買賣取締ニ關スル事項
- 十九、幣制ノ管理ニ關スル事項
- 二十、金屬貨幣及金銀地金ノ出入運輸ニ關スル事項
- 二十一、銀行及造幣廠監督ニ關スル事項
- 二十二、紙幣ノ發行及準備金ニ關スル事項
- 二十三、交易所及保險事業ノ監督ニ關スル事項
- 二十四、國庫ノ運用出納管理ニ關スル事項
- 二十五、國庫ノ檢査及編成ニ關スル事項
- 二十六、政府各種基金及儲金ノ保管ニ關スル事項
- 二十七、豫算決算及地方交付金ニ關スル事項
- 二十八、特別會計ノ豫算決算ニ關スル事項
- 二十九、歲入歲出現計書編成ニ關スル事項

- 三十、各官署會計ノ検査及整理ニ關スル事項
- 第七條 實業局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、實業行政及技術員ノ成績賞罰關スル事項
 - 二、蠶業漁業森林ノ保護監督及改良ニ關スル事項
 - 三、蠶絲畜牧ノ保護監督及改良ニ關スル事項
 - 四、荒地ノ開墾ニ關スル事項
 - 五、農業、銀行及合作ニ關スル事項
 - 六、農民地主小作人間紛糾ノ調解及仲裁ニ關スル事項
 - 七、工業商業ノ保護監督及改良ニ關スル事項
 - 八、國營工業商業ノ管理ニ關スル事項
 - 九、製造品及商品ノ検査試験ニ關スル事項
 - 十、工業發明ノ審査獎勵及特許ニ關スル事項
 - 十一、商工設計ノ審査ニ關スル事項
 - 十二、會社商號及商標登錄ニ關スル事項
 - 十三、商埠ニ關スル事項
 - 十四、國際貿易發展及華僑保護ニ關スル事項
 - 十五、交易場所及保險業ノ監督官理ニ關スル事項
 - 十六、物價ノ調節市場ニ關スル事項
 - 十七、度量衡ノ製造検査及施行ニ關スル事項
 - 十八、商工業團體ニ關スル事項
 - 十九、鑛業ノ監督保護及獎勵ニ關スル事項
 - 二十、鑛業權ノ特許及取消ニ關スル事項
- 二十一、鑛區稅ノ査定及徵收ニ關スル事項
- 二十二、鑛業訴訟及爭議ニ關スル事項
- 二十三、鑛區測量鑛業用地及鑛質分折ニ關スル事項
- 二十四、國營鑛業及鍊冶工廠ニ關スル事項
- 二十五、鑛業警察ニ關スル事項
- 二十六、地質調査ニ關スル事項
- 二十七、勞働團體指揮監督ニ關スル事項
- 二十八、工廠鑛廠ノ監督検査ニ關スル事項
- 二十九、農民及工人ノ教育ニ關スル事項
- 三十、工人失業及災害事業ノ救済トニ關スル事項
- 三十一、工人保險ニ關スル事項
- 三十二、工人ト雇主間ノ紛糾ノ調解仲裁ニ關スル事項
- 三十三、國際勞働組織ニ關スル事項
- 三十四、其ノ他一切ノ實業行政ニ關スル事項
- 第八條 交通局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、交通行政及技術員ノ成績賞罰及道路ニ關スル事項
 - 二、國有鐵道ノ管理及監督ニ關スル事項
 - 三、民營鐵道及道路ノ監督ニ關スル事項
 - 四、陸上運輸業ノ監督ニ關スル事項
 - 五、有線無線電報電話ノ管理監督ニ關スル事項
 - 六、民營電氣營業ノ監督ニ關スル事項
 - 七、郵務ノ監督ニ關スル事項

- 八、郵政儲金爲替監督ニ關スル事項
- 九、國營航業飛航及航路ノ管理ニ關スル事項
- 十、航業及水上空間運輸ノ監督ニ關スル事項
- 第九條 行政部ニ總長一名ヲ置ク總長ハ本部事務ヲ總理シ所屬職員及所轄機關ヲ監督ス
- 第十條 行政部ニ次長一名ヲ置ク次長ハ總長ヲ補佐シ部務ヲ處理ス
- 第十一條 行政部ニ秘書長一名秘書四名乃至六名ヲ置ク機密事項ヲ處理ス
- 第十二條 行政部ニ參事四名乃至六名ヲ置ク長官ノ命ヲ承ケ本部主管ノ法律命令ニ關スル起草改訂ヲ掌理ス
- 第十三條 行政部ニ局長六名ヲ置ク局長ハ各局ノ事務ヲ分掌ス事務繁多ノ局ニハ副局長一名ヲ置クコトヲ得
- 第十四條 行政部ニ科長十五名科員四十名ヲ置ク各局ニ配分シ所屬事務ヲ處理ス
- 第十五條 行政部ノ處務細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十六條 本大綱ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 治案部組織大綱
- 第一條 治安部ハ全國ノ治安事務ヲ管理ス
- 第二條 治安部ニ左記各局ヲ置ク
 - 一、總務局
 - 二、建制局
- 三、保衛局
- 四、教練局
- 五、經理局
- 第三條 總務局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、本部職員ノ任免ニ關スル事項
 - 二、部令ノ公布官印ノ保管及公文書ノ收發ニ關スル事項
 - 三、庶務會計及公務保管ニ關スル事項
 - 四、其他各局ニ屬セサル事項
- 第四條 建制局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、治安區隊ノ編制ニ關スル事項
 - 二、治安區隊ノ賞罰ニ關スル事項
- 第五條 保衛局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、治安計畫及警隊ノ更迭、派遣ニ關スル事項
 - 二、風紀取締及警備配備ニ關スル事項
- 第六條 教練局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、國隊、學校ノ教育訓練ニ關スル事項
 - 二、圖書編審及演習檢閱ニ關スル事項
- 第七條 經理局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、武器糧秣ノ調製保管運輸ニ關スル事項
 - 二、被服糧秣ノ整備検査ニ關スル事項
 - 三、團體經費ノ出納統計ニ關スル事項

- 第八條 治安部ニ總長一名ヲ置ク本部ノ事務ヲ總理シ治安部隊ヲ統轄シ所屬職員及各機關ヲ監督ス
 - 第九條 治安部ニ次長一名ヲ置ク、次長ハ總長ヲ補佐シ事務ヲ處理ス
 - 第十條 治安部ニ秘書長一名秘書四名ヲ置ク、秘書長及秘書ハ部務、會議及長官ニ屬スル事務ヲ分掌ス
 - 第十一條 治安部ニ參事四名ヲ置ク參事ハ本部ニ關スル法律命令ヲ起草及審査ス
 - 第十二條 治安部ニ局長五名ヲ置ク、局長ハ各局事務ヲ分掌ス
 - 第十三條 治安部ニ科長十名、科員三十名ヲ置ク、科長ハ各局所屬事務ヲ管掌ス
 - 第十四條 本大綱ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 教育部組織大綱**
- 第一條 教育部ハ全國文化及教育行政事務ヲ管理ス
 - 第二條 教育部ニ左ノ各局ヲ置ク
 - 一、總務局
 - 二、文化局
 - 三、教育局
 - 第三條 總務局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、公文書ノ收發分配保存ニ關スル事項
 - 二、部令ノ公布及官印ノ保管ニ關スル事項
 - 第四條 統計報告ノ編成ニ關スル事項
 - 第五條 本部經費ノ豫算決算及會計並ニ直轄各機關ノ經費及會計ノ檢査ニ關スル事項
 - 第六條 本部ノ庶務及他局ニ屬セザル事項
 - 一、圖書館、博物館等ノ建築ニ關スル事項
 - 二、文藝、美術、音樂及通俗禮儀ニ關スル事項
 - 三、圖書、器具及其ノ他ノ教育用品審査査定ニ關スル事項
 - 第七條 教育部ニ總長一名ヲ置ク、總長ハ本部ノ事務ヲ總理シ所屬職員及各機關ヲ監督ス
 - 第八條 教育部ニ秘書長一名及秘書四名ヲ置ク、秘書長及秘書ハ部務會議事務及長官ニ屬スル事務ヲ分掌ス
 - 第九條 教育部ニ參事二名乃至四名ヲ置ク、參事ハ本部ニ關スル法律命令ヲ起草及審査ス
 - 第十條 教育部ニ局長三名ヲ置ク、局長ハ各部事務ヲ分掌ス
 - 第十一條 教育部ニ科長十名科員二十八名ヲ置ク、科長及科員ハ各科事務ヲ分掌ス
 - 第十二條 教育部處務細則ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第十三條 本大綱ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 法部組織大綱**
- 第一條 法部ハ全國ノ法制及司法事務ヲ管理ス
 - 第二條 法部ニ左ノ各局ヲ置ク
 - 一、總務局
 - 二、編纂局
 - 三、法務局
 - 第三條 總務局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、公文書ノ收發、配分及保存ニ關スル事項
 - 二、部令公布及官印ノ保管ニ關スル事項
 - 三、所屬各機關職員ノ任免及懲戒ニ關スル事項
 - 第四條 司法機關ノ設置廢止及其ノ管轄區域ノ分割變更ニ關スル事項
 - 第五條 司法機關部員ノ訓練及教育ニ關スル事項
 - 第六條 辯護士ニ關スル事項
 - 第七條 本部經費並ニ各項收入ノ預算決算及會計ニ關スル事項
 - 第八條 司法經費及直轄各機關ノ會計檢査ニ關スル事項
 - 第九條 罰金沒收贖物等檢査ニ關スル事項
 - 第十條 本部ノ庶務及各局ニ屬セザル事項
 - 第十一條 編纂局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、法律命令ノ制定ニ關スル事項
 - 二、各機關制定ノ命令ヲ審査スル事項
 - 三、禮制ノ撰定及審査ニ關スル事項
 - 四、一切ノ法ノ調査ニ關スル事項
 - 五、各國法制ノ編譯ニ關スル事項
 - 六、法律命令ノ正本保存ニ關スル事項
 - 第十二條 法務局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、民事刑事訴訟裁判ノ行政ニ關スル事項
 - 二、檢察行政ニ關スル事項
 - 三、非訴事件及司法機關所管ノ登記ニ關スル事項
 - 四、公證ニ關スル事項
 - 五、特赦減刑復權刑罰執行及保安處分ニ關スル事項

- 六、國際犯罪人引渡ニ關スル事項
- 七、其ノ他民事刑事ニ關スル事項
- 八、監獄ノ設置廢止及管理ニ關スル事項
- 九、監獄官吏ノ監督ニ關スル事項
- 十、犯罪人ノ感化衛生工作、假出獄ノ決定及免囚保護ニ關スル事項
- 第六條 法部ニ總長一名ヲ置ク、總長ハ本部事務ヲ總理シ所屬職員及各機關ヲ監督ス
- 第七條 法部ニ次長一名ヲ置ク、次長ハ總長ヲ補佐シ部務ヲ處理ス
- 第八條 法部ニ秘書長一名秘書四名ヲ置ク、部務會議及長官ニ屬スル事務ヲ分掌ス
- 第九條 法部ニ參事八名乃至十名ヲ置ク、各局事務ヲ分掌ス
- 第十條 法部ニ局長三名ヲ置ク、各局事務ヲ分掌ス
- 第十一條 法部ニ科長十名科員二十八名ヲ置ク、各局ニ分屬シ所屬事務ヲ處理ス
- 第十二條 法部ニ技正二名ヲ技士二名置クコトヲ得。技術ニ關スル事務ヲ總理ス
- 第十三條 法部處務細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十四條 本大綱ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

振濟部組織大綱

- 七、災區ノ情勢調査及報告ノ審定ニ關スル事項
- 第五條 恤養局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、災區ノ善後工作ニ關スル事項
 - 二、災區ノ災民ノ善後工作實施ニ關スル事項
 - 三、災區ノ天災匪患(匪賊ニ對スル患)ノ豫防ニ關スル事項
 - 四、農村復興ニ關スル事項
 - 五、道路橋梁ノ修繕及其ノ他一切ノ救濟土木業ニ關スル事項
 - 六、水利救濟事業ニ關スル事項
 - 七、合作及互助事業ノ組織及指導ニ關スル事項
 - 八、災區ノ貧民養育ニ關スル事項
 - 九、災區内ノ救濟院工場等ノ組織及指導ニ關スル事項
 - 十、災區内ノ慈善團體許可及取締ニ關スル事項
- 第六條 衛生局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、災區ノ公共衛生ニ關スル事項
 - 二、災區ノ公共衛生工作實施ニ關スル事項
 - 三、災區ノ衛生機關ノ組織及指導ニ關スル事項
 - 四、災區ノ疾病治療ニ關スル事項
 - 五、災區ノ傳染病豫防ニ關スル事項

- 第一條 振濟部ハ全國災區ノ救濟事務ヲ管理ス
- 第二條 振濟部ニ左ノ各局ヲ置ク
 - 一、總務局
 - 二、賑務局
 - 三、恤養局
 - 四、衛生局
- 第三條 總務局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、官印ノ保管ニ關スル事項
 - 二、文書ノ收發分配保管ニ關スル事項
 - 三、部令ノ公布ニ關スル事項
 - 四、統計ノ編纂整理ニ關スル事項
 - 五、本部及直轄機關ノ職員ノ進退ニ關スル事項
 - 六、本部經費ノ預算決算及會計ニ關スル事項
 - 七、直轄機關ノ會計審査ニ關スル事項
 - 八、本部庶務及其ノ他各局ニ屬セザル事項
- 第四條 賑務局ハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、災民救濟ニ關スル事項
 - 二、災民救濟工作實施ニ關スル事項
 - 三、急施救濟ニ關スル事項
 - 四、災區ノ食物調節救濟及運輸ニ關スル事項
 - 五、救恤金ノ調達分配ニ關スル事項
 - 六、救恤金ノ用途ノ監督審定ニ關スル事項

- 六、災區内ノ醫學團體及醫業許可取締ニ關スル事項
- 七、衛生材料ノ試驗検査ニ關スル事項
- 第七條 振濟部ニ總長一名ヲ置ク、總長ハ本部事務ヲ總理シ、併セテ所屬職員及各機關ヲ監督ス
- 第八條 振濟部ニ次長一名ヲ置ク、次長ハ總長ヲ補佐シ事務ヲ處理ス
- 第九條 振濟部ニ秘書長一名秘書二名乃至四名ヲ置ク、秘書長及秘書ハ部務會議及長官ニ屬スル事務ヲ分掌ス
- 第十條 振濟部ニ參事二名乃至四名ヲ置ク、參事ハ本部ニ關スル一切ノ法規ヲ起草及審査ス
- 第十一條 振濟部ニ局長四名ヲ置ク、各局ノ事務ヲ分掌ス
- 第十二條 振濟部ニ科長十名科員二十八名ヲ置ク、各局ニ分屬シ所屬事務ヲ處理ス
- 第十三條 振濟部ニ技正一名技士二名ヲ置ク、技術事務ヲ處理ス
- 第十四條 振濟部ニ視察五名ヲ置ク、隨時ニ各區ヲ視察ス
- 第十五條 振濟部ノ庶務細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十六條 本大綱ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(P・A)

回教總聯合會の結成

中國國民黨、ソ聯並日本に於ては全中國に居住する三千萬回教徒の動向に就いて各自の國際情勢から極めて深甚なる注意を傾注して居た處、今回日本出先官憲の指導に依り防共を主目標として回教徒を團結向上せしめんとする首題會の結成を見るに至つた。

- (一) 成立大會概況
- (二) 主席挨拶
- (三) 回教總聯合會宣言
- (四) 回教總聯合會標語
- (五) 委員名簿
- (六) 來賓祝辭
- (七) 中國回教總聯合會規則

(一) 成立大會概況

- 一、日時 二月七日午前十一時
- 二、會場 北京中南海懷仁堂
- 三、大會順序
 - 1、全體入場
 - 2、開會の辭
 - 3、國旗會旗に向つて敬禮
 - 4、主席挨拶並報告
 - 5、各役員名並分擔表發表
 - 6、宣言朗讀

- 7、來賓祝辭
- 8、全體委員の來賓に對する謝辭
- 9、閉會
- 10、寫眞撮影
- 四、情況

上記の如き次第に依りて成立大會を舉行したが、當日は中日各長官各機關代表、同會河北、山東、河南、綏遠、北京、天津、各代表、會員並に各界來賓等約五百餘名の出席あり、會場には五色旗及綠色に白星月の會旗を交叉しありて順序の如く開會、臨時主席劉錦標より創立準備經

過並に同會委員名を發表し宣言朗讀後、來賓喜多少將、森島參事官、茂川少佐、行政委員會王克敏代理賈誦恭、余市長代理王郁驥、湯爾和議政委員長代理朱琛、司法委員長代理の各祝辭あり、續て日華來賓全部に對する委員全體の謝辭あり終りて紀念寫眞撮影ありて散會した。茲に同會主席挨拶、大會宣言、標語委員名簿來賓祝辭を擧げれば次の通りである。

(二) 主席挨拶

本日中國回教總聯合會成立に際し日華の最高長官並各界よりの御來臨を忝ふし吾人の光榮之に過ぐるものありません。本會を代表致しまして謹んで御禮を申し上げます。本會が回教總聯合會と名付けました原因を申し上げます。本會であります。回教は中國に於ける其他一般の宗教とは異なるのであります。其他の宗教は個人の宗教即ち父祖は儒教を信するも自己は基督教を信じ、自己が基督教を信するも子孫は之を信じないものがあります。回教は之と異り、祖に繼ぐに父、父に繼ぐに子、更に孫に至る迄永久に其の風俗習慣を變ぜざる一種の宗教であります。清真寺は表面より觀察するしましては清真寺であります。清真寺は表面より觀察するときは各自信教の廟宇でありますが其の實際は清真教會の變名であり、其の清真寺の組織は教長長教、郷老の三者より組成されて居ります。一ヶ寺に附屬する教徒は少き者は

數十戸多きものは數百戸千戸、或は萬戸に及ぶものある等同じくないのであります。寺中に於て所屬者に對して採る事務に於ては教育管理救濟であり且結婚葬祭等の典禮を主持するのであります。故に最も完全なる自治團體と稱するところが出来ます。但し各寺の間には從來聯絡あるも其の組織なく、現在の徹底的に平和を欲求する世界情勢に對應する爲には此の小團體を聯合せざるを得なくなつたのであります。之が本會成立の原因であります。

現在世界に於て最も顯著なる平和を求むる情勢は防共の態勢であります。共產主義は人倫常軌的なものでなく、無宗教、無家族であります。我が回教は教と共に存し、教と共に死するを旨とし、教徒は人倫常軌を保持し、傳統を保持するの民族であります。之と並立することは出来ないのであります。ロシア共產黨は我に對し、回教清真寺を沒收し、燒毀すること一萬六千ヶ寺教長を虐殺すること四五千名、捕縛入獄せしむるもの數萬教胞の死するもの無數に及び、其他は日本中國に逃亡して居ります。我が教の民衆は從來四海同胞、天下一家の眞精神を有して居つたのに此の如き情況に立到つたのであります。我が中國回教徒に之を知悉せしめたならば如何に悲憤の念を生ずるやは想像に難くないでせう。故に我教の有志の士は廿年來東奔西走、列強の援助を求め世界回教徒の團結を呼號し防共を圖

固有の宗教を保持せんと努力し來つた處、今幸にして東方の友邦日本帝國が防共の爲に努力し、且亦我國の新政府も防共を以て主義とせる時我が回教も之と共に各自治の小團體を聯合して防共に赴かんとした次第であります。

従つて本會は對外的には日滿華三國の緊密なる提携を主張し、決定的に共產主義に反對し、絶對的に新政權を擁護し東亞文化の發揚に努力するものであり對内的には本教の同胞と聯絡し、教育を提唱し、出來得る限り本教同胞の痛苦を軽減せんとするものであります。

總て本教の同胞は皆本會の會員であります。本教の同胞は中國内地には五千餘萬、若し蒙古、新疆を合するときは約七八千萬を算します。各地の清真寺は回教固有の小團體であり皆本會の分會であります。此が本會成立の概略であります。

皆様は何卒吾人の愚誠を御諒察の上宜しく御指導の程御願申上げます。此が本會同人の切に望んで止まざる處であります。

(三) 回教總聯合會宣言

去年七月蘆溝橋事件發生し東亞は不幸にして同種相闘争するに到り今や己に八ヶ月を閲せり。其の禍源に溯れば吾人は己に共產黨が内部に於て煽動し策動せる結果なることを明瞭に認識せざるを得ず。共產主義なるものは、乃ち一

種の無家族無倫理、父無く、子無き狂病邪説にして殊に宗教に對しては糸毫の理解なく根本より宗教を否定する惡魔邪説たり。故に古來より聖賢が是と稱するものと雖も彼に於ては之を非とす。一九一七年ソ聯は其の革命成功するや該國內には直ちに反宗教運動なるものありて各教家は總て慘殺焚燬せられたるが、我が回教の被害は最も甚大なり。蓋し我が回教の民衆は教と共に生存し、教と共に滅亡するの民族にして共黨は最初より滅教を以て其の趣旨とするものなるが故に總て真正の教徒たるものは何んぞ苟生するを得んや。故にソ聯に於て反宗教運動あるや教長にして虐殺せらるゝもの五六千、清真寺にして焚燬せらるゝもの亦三四千に達せり或寺は工場となり。亦は娛樂場に改められ教徒は大部分死亡し、少數者は逃れて中國及び日本各地に到れり此等流亡回教徒が一度ソ聯の反宗教運動の談に到らんか、皆痛哭流涕せざるなく人をして指髪を逆立たしめざるはなし。不幸萬惡の共產赤化は今や東亞に延及し我が中國の大部分山河は將に彼等匪人の手中に淪亡せんとす。幸にして東隣日本ありて防共を以て國策とし多大の犠牲を措かず、而して我が中華新政府も亦防共を以て主義となし、我が回教を奉ずる諸國は總て今や皆防共に奮起し、共產黨打倒運動は己に世界に於て正義を擁護するの國家となれり。人道を死守せんとする民族が應に盡すべき天職なり。今や我が

中國回教徒は急起團結して防共戦線に参加し世界に於て文化を保存し宗教を保存する各民族と聯絡を求め以て此の千古未曾有の赤禍を防がずして可ならんや……

茲に於て我が中國回教總聯合會は成立し固有の宗教を護持し、對外的には中日滿三國の緊密なる提携を主張し徹底的に共產主義に反對し絶對に新政府を擁護し、東亞の文化を發揚せんとし、對内的には本教の同胞と聯絡し團結を鞏固にし教育を提唱し、人材を育成して將來世界各民族間に當然超るべき一大和平運動に参加せんとするものなり。

茲に敢て世界の反共諸回教國並防共諸大國に請ふ。此の中國五千萬の回教徒をして愚鄙教ふべからずとなさずして之に教導を賜り、提携援助せられよ……然らば吾人の幸福之に過ぎたるものなし。

(四) 中國回教總聯合會標語

- 一、徹底的に一致團結して回教を擁護す
- 二、中日滿の提携を主張す
- 三、絶對に新政府を擁護す
- 四、萬惡の共產黨を打倒す

(五) 委員名簿

- 委員長 王瑞蘭
- 委員 (北京) 李宗慶 趙國楨 王桂照 楊保文 趙玉相 謝錫恩

- 劉德潤 安貞 穆文田 李守真 馬麟翼 楊開中
- 蔣輝若 余仙洲
- (天津) 劉煥公 劉血揚 李希眞
- (濟南) 馬良 宮澹菴 李濟清 沙月坡
- (張家口) 馬德寶
- (唐官屯) 馬仁剛
- (綏遠) 楊世魁
- (六) 來賓祝辭

一、喜多少將祝辭
去冬我々は中華民國の真正政府の成立を慶祝し、今日亦全中國幾千萬教徒を代表する中國回教總聯合會の創立を見小官も其の盛典に参加するを得たことは洵に光榮至極であります。回教教祖ムハメットが中亞に於て開教以來幾多の變遷は経ましたけれども回族は漸次發展し現在では世界を風靡する處の勢を示して居ります。然るに最近ソ聯は共產を以て其の主義とし宗教否定を提唱して居るのであります。此の如きは宗教集團に對して一大民族たる回教徒としては

只單に宗教上の大敵であるのみならず、民族を否定せんとするものであり斷じて黙視する事の出来ないものであります。現在一方に於きましては、中華民國新政府の成立あり反共滅黨を高唱し中日滿の團結を實現せんと努力して居る際に當り、教民が團結し來つて東亞の和平、世界大同に貢獻せんとせるは洵に機宜を得たるものと云ふべく、且亦教祖の眞精神に合致する處の舉であります。我々命を奉じて華北に駐屯する皇軍も亦教民の趣旨に對して全く賛同し、出來得る限り援助せんとする者であります。回教の諸君は一方に於ては中國新政府の後楯となり一方に於ては教祖の遺訓と合致せんが爲に組織と團結とを鞏固にし改むべきものは改め、守るべきものは守り、明德新民の前途に邁進せられんことを願ふ次第であります。此の紀念すべき祝典に参加し謹んで平生の所懐を述べて祝辭と致します。

二、森島參事官祝辭

此度國民黨の容共抗日が東亞の和平を紊亂することに對して相共に此を憂ふる處の回教の諸名士が全國五千萬の教徒を糾合せられて防共戰線に参加し、之に依つて東亞永遠の和平を維持せんが爲に北京に中國回教總聯合會を組織せられ、本日其の成立大會を舉行するに當り此の盛典に参加し祝辭を述ぶることは小官の最も欣快とし且光榮とする處であります。

惟ふに回教は、全世界に於て三億の教徒を有し世界最大の宗教であり其の聖典には『我惠遍及一切』と云つて居り、此の點より觀れば回教は只單に回教徒のみの宗教でなく、且一國一黨のみの宗教ではなく、事實は全人類の宗教と認むべきであります。小官は曾て回教徒の諸君より、此の普遍の愛を以て永劫に萬有を支配する神の抱擁に絶對に歸依し、人に對しては慈悲忍辱を旨とし日夜勤勞怠らざる此の無碍無障の平和境地が伊斯蘭教の極致なりとの話を聞いた事があります。近來邪説が社會到る處に横行し社會全般が此の不安混沌中に呻吟して居る時に當り、人類に平和を齎し人類に更生復活の歡喜を得せしむることは則ち回教徒に與へられたる神聖なる宗教使命であります。諸君が此の點に想到せられまして厥然奮起し、今日此の舉を見ました事は實に小官の慶賀に堪へない處であります。

諸君は宜しく此の重大使命に鑑みられまして日夜精進し所期の目的を達せられんことを祈ります。些か蕪辭を陳べ祝辭に換へる次第であります。

三、茂川少佐祝辭

今日中國回教總聯合會成立に際し此の盛典に参加するを得ました事は私の深く光榮とする處であります。先程喜多特務部長の御言葉の中に日本國民は回教教民に對し出來得る限り援助をしたいと言はれたのでありますが、此の如き

同情は洵に貴いものであります。反共防俄以て永久の和平を維持するは世人の一致せる要求であります。此の目的を達せんが爲には諸君は必ず聯合しなければならぬのであります。私は回教教民は過去の精神的方面より云へば未だ眞の團結がなかつた様に思はれます。故に今後は諸君は己を捨て、人と爲る精神を以て眞に團結し、前途に向つて邁進しなければならぬのであります。斯の如くにして始めて此の會の目的を達することが出來ます。我々は固より盡力援助したいと考へて居る者であります。諸君も何卒努力合作して頂きたいのであります。

四、王克敏委員長祝辭

回教の教は頗る正大なものであつて人民をして復興せしめ得るものであり、且國家を太平ならしむる寶であります。吾人五族の先聖は皆回教教祖を慕ひ且思つて居るものであります。傳教には何れの階級もなく亦種別もありません。現在此の教が各地各方面に弘められることは洵に結構なことであり、其の教義の深遠なること驚くべきものがあります。人民復興の大事業の如きは我々が皆共に負擔すべきものであります。故に回教の諸君は我々と共に起つて聯合し開始したのであります。ト卦の上も上乘の吉であります。今後に於ける總聯合會の萬壽無疆を祈ります。

五、湯爾和委員長祝辭

回教教民は非常に偉大なる民族でありまして善惡に對する思想が實に明白であります。現在に至る迄ロシア赤化の毒焰が各地に及んだ結果社會人民をして塗炭に陥れ殺死せしめたことが一方ならざるに對し、現在中國の回教人民が起つて抵抗したのであります。教民の意思は確固たるものあり精神は勇敢にして全力を盡して居るのであります。吾人は此の回教の人達と共に此の社會をして無許無虞の社會とし、大平を享受したいものであります。

六、朱琛法部總長祝辭

回教は東方に於ける一大宗教でありまして其の信仰者は歐亞にも及んで居り、且亦回教民は我國の五大民族の一であります。共和に賛同せる功偉大なるものがあるのであります。

現在茲に全國回教民族が北京に於て回教總聯合會を成立し其の盛んなること空前にして聞く者をして歡喜せしめなものはありません。貴會は特に防共戰線參加並東亞永久の和平擁護の兩趣旨を掲げられて居ります。吾人は諸君の熱意と毅力とが必ず成功することを信じ、尙此の如き團結の精神を擴大して一教一族の團結より全國五族の團結に進み、更に進んで東亞全民族の團結となし得れば世界永久の平和となり得ることを信するものであります。亦此の如く形成し得るのであります。

私は今日の盛會に参加し眞に欣幸に堪へず茲に簡單ながら祝辭を述べる次第であります。

中國回教聯合會各級部區分會組織規定

一、中國回教總聯合會規定

- 第一條 本會ハ中國回教總聯合會ト稱シ、本部ヲ北京ニ置ク
- 第二條 本會ハ對外的ニハ日滿中三國ノ緊密ナル提携、共產主義ノ絕對反對新政府ノ絕對擁護東洋文化ノ發揚固有宗教ノ維持擁護ヲ主張シ、對内的ニハ本教教胞ト連絡シ教育ヲ提倡シ、本教教胞ノ疾苦ヲ救済スル以テ趣旨トス
- 第三條 本會ハ中國各地ノ回教教胞ヲ本會會員トス。總聯合會ニハ聯合總部ヲ置キ聯合總部ニハ區本部ヲ置キ區本部ニハ分會ヲ置ク。聯合總部本部及分會ノ組織規定事務細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第四條 本會ハ毎年一回全國代表大會ヲ開催シ、相互ノ感情ヲ連絡スルト共ニ各地ノ會務及教胞ノ狀況ヲ報告シ並ニ各種ノ回教ノ問題ヲ討論シ、本教教胞ノ生活發展ニ貢獻シ必要ナル場合ニハ臨時大會ヲ開クコトヲ得
- 第五條 本會ニハ常任職員ヲ置カス開會ノ時各聯合總部並ニ各區本部從來ノ委員及各分會代表(一分會一代表)

ヲ本大會ノ委員ト爲シ委員中ヨリ臨時主席ヲ推舉シ、一切ノ進行ヲ爲ス

平時總聯合會ノ主要事務ハ華北聯合總部之ヲ代理ス、年大會及臨時大會開會ニ關スル事項ハ華北聯合總部之ヲ總理ス

- 第六條 本規定中改正ヲ要スルモノアルトキハ大會ノ決議ニ依リ隨時改訂スルコトヲ得
- 第七條 本規定ハ總聯合會成立シ大會ヲ通過セシヨリ之ヲ施行ス
- 二、華北聯合總部規定
- 第一條 本總部ハ中國回教總聯合會華北聯合總部ト稱シ本部ヲ北京ニ置ク
- 第二條 本總部ハ總聯合會ノ趣旨ヲ以テ趣旨トス
- 第三條 本總部ハ第二條ノ趣旨ニ基キ目的達成ノ爲第九條所定ノ事業ヲ實行ス
- 第四條 本總部ハ總聯合會規定第三條ニ基キテ成立シ、華北各區本部及各分會ヲ統轄ス
- 第五條 本總部所管區域ハ河北、山東、山西、察哈爾、綏遠五省トシ暫ク北京、天津、濟南、太原、張家口、包頭六區ニ本部ヲ置キ、各區本部ニハ各地分會ヲ置キ、一清真寺ヲ以テ一分會ト爲ス
- 第六條 本總部ノ組織ハ委員九名乃至十一名トシ回教中

從來ヨリ名望厚キ者ヲ推舉シテ之ニ充ツ、委員長一名ハ委員中ヨリ選出ス、委員長ハ對外的ニハ本總部ヲ代表シ、對内的ニハ本總部職員ヲ統率シ一切ノ會務處理ニ協スル責任ヲ負フモノトス、常務委員四名ハ委員中ヨリ互選シ委員長ヲ補佐シテ常務ヲ處理ス、毎月二回委員會ヲ開キ新規及改革事業ヲ解決ス。但シ委員ハ名譽職トシ俸給ヲ支給セス、必要ニ應シテ車馬費ヲ給ス、凡ソ各地方ニテ從來ヨリ名譽委員ト爲スコトヲ得

- 第七條 本總部ハ顧問及諮議若干名ヲ招聘スルコトヲ得、顧問及諮議ハ總テ各種ノ會議ニ參加シテ發言スルコトヲ得、但シ表決權ナシ
- 第八條 本總部委員及委員長ノ任期ハ一年トス常務委員ハ四ヶ月ニ改選ス。但シ重任ヲ妨ケス
- 第九條 本總部委員會ニ總務部、調査部ヲ置キ、各部部长ニハ實務ニ練達セル者ヲ充ツ
- 甲、總務部部长ノ下ニ文書、刊物、教育、救済、會計ノ五課ヲ置ク
- (1) 文書課、課長一名部長ヲ輔佐シ文書ノ處理ニ當ル文書課員二名ハ課長ノ指示ニ從ヒ文書ノ記録調製及公文書ノ收發ヲ爲ス。
- (2) 刊物課、課長一名ハ部長ヲ輔佐シ、刊物ヲ編輯指導發行シ反共ヲ宣傳シ、宗教ヲ維持擁護ス、刊物

課員二名ハ課長ノ指示ニ從ヒ、區本部分會等ノ刊物ノ郵送、閱覽者ノ姓名住所ノ登記等ヲ管掌ス

- (3) 教育課、課長一名ハ部長ヲ輔佐シ新興教育事業ヲ處理ス
- (4) 救済課課長一名ハ部長ヲ輔佐シ救済事項ヲ處理ス
- (5) 會計課、課長一名ハ本總部預算決算ヲ編成シ、且金錢物品事項ヲ管理シ、課務一切ヲ處理ス。會計課員二名ハ課長ノ指示ニ從ヒ、金錢ノ出納帳簿ノ記載、部内職員ノ俸給、給與並ニ物品購入、保管事項ヲ管掌ス
- 乙、調査部部长ノ下ニ聯絡、統計、研究、圖書ノ四課ヲ置ク
- (1) 聯絡課、課長以下、聯絡員若干名ヲ置キ、各地ニ赴カンメ區本部分會等ト聯絡シ、教内ノ人々、各地ノ教胞ノ狀況ヲ調査シ情報ヲ處理シ、上下ノ一致ヲ圖リ團結ヲ強化シ、總部ノ意志ヲ分會ニ傳達シ、分會ノ情勢ヲ隨時總部ニ報告ス
- (2) 統計課、課長以下ニ統計員若干名ヲ置キ、各區本部分會及教内ノ人々ノ登録ヲ管掌シ、各種ノ統計事項ノ調査處理ヲ爲ス
- (3) 研究課、課長以下、研究課員若干名ヲ置キ、各

地ノ本教胞生活狀態各種回教關係産業、及改善方
法ヲ専門ニ研究シ小資本ノ貸借所ノ計劃其ノ他本教
胞ノ生産販路ノ發見ニ努ム

(4) 圖書課、課長以下、圖書課員若干名ヲ置キ内外
古今ノ回教關係書籍雜誌新聞ノ蒐集其ノ他文獻ノ整
理保管ヲ管掌シ研究閱覽ニ便ス

第十條 本總部職員ノ任用ハ推薦及試験ニ依リ採用シ、
委員會ノ正式委任ニ依ル規定ニ依リ俸給ヲ給與シ事務ノ
進行ヲ圖リ、責任ヲ持タシメテ成績ヲ擧げシム。給與規
定ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 本規定第九條所定ノ兩部ハ事務ノ繁簡ニ應シ委
員會ノ決議ニ依リ擴充又ハ裁減ス

第十二條 本總部ハ毎年一回代表大會ヲ招集ス、若シ必要
アラハ臨時招集スルコトアルヘシ

第十三條 本總部各部各課ノ處務細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 本規定及區本部、分會規定中改正ヲ要スルモノ
アルトキハ本總部委員會ノ決議ニ依リ臨時之ヲ改訂ス

第十五條 本規定ハ總聯合會成立ノ日ヨリ之ヲ施行ス
三、區本部規定

第一條 本部ハ中國回教總聯合會華北聯合總部〇〇區
(北京、天津、濟南、太原、張家口、包頭等)本部(中國
回教總聯合會華北〇〇區本部ト略稱ス)本部ハ〇〇市〇

況ニ依リ之ヲ兼任スルコトヲ得

甲、文書掛、掛長ハ文書ノ整理公文ノ收發ヲ管掌ス

乙、調査掛、掛長ハ教内ノ人口調査登記並ニ救濟事業ヲ
管掌ス

丙、會計掛、掛長ハ金錢ノ出納庶務、物品購入等一切ノ
庶務ヲ管掌ス

第九條 本部職員ノ任用ハ推薦及試験ニ依リ採用シ、俸
給ヲ給與シ、事務ノ進行ヲ圖リ、責任ヲ以テ成績ヲ擧
ゲシム

第十條 本部ハ毎月七日以内ニ前月ノ會計並ニ會務狀況
ヲ聯合總部ニ報告スヘシ、臨時ニ緊要ナル事件發生シタ
ルトキ又ハ委員其ノ他重要職員變更アリタル場合ハ其ノ
都度隨時報告スヘシ

第十一條 本部處務細則ハ本區本部委員會ニテ之ヲ定メ聯
合總部ノ許可ヲ受クヘシ

第十二條 本規定ノ中改正ヲ要スルモノアルトキハ本區本
部委員會ノ決議ニ依リ改訂シ聯合總部ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條 本規定ハ總聯合會成立ノ日ヨリ之ヲ施行ス
四、分會規定

第一條 本會ハ中國回教總聯合會華北聯合總部〇〇區〇
〇縣〇〇鎮〇〇寺分會ト稱ス
(中國回教總聯合會華北〇〇區〇〇縣〇〇鎮〇〇寺分會

〇街〇〇號ニ置ク

第二條 本部ハ總聯合會ノ趣旨ヲ以テ趣旨トス

第三條 本部ハ聯合會規定第三條ニ基キテ成立シ〇〇區
各分會ヲ統轄ス

第四條 本部所管區域ハ〇〇省全境〇〇縣トス

第五條 本區本部ノ組織ハ委員七名乃至九名ヲ以テ委員
會ヲ構成ス、委員長一名ハ委員中ヨリ選出ス、委員長ハ
外ニ對シテハ本區本部ヲ代表シ内ニ對シテハ本部職員ヲ
統率シ責任ヲ以テ會務一切ヲ處理ス、常務委員二名又ハ四
名ハ委員中ヨリ互選シ、委員長ヲ輔佐シテ常務ヲ處理ス
遇々地方ニ從來ヨリ名望アリタル者アルトキハ聯合總部
ヨリ招聘シテ名譽委員ニ充ツ。委員數ハ土地ノ狀況ニ依
リ五名乃至七名又ハ九名乃至十一名トスルコトヲ得、必
要アルトキハ顧問ヲ聘ス、但シ委員ハ何レモ義務職トシ、
俸給ヲ給與セス、必要アルトキハ車馬費ヲ給與ス

第六條 本部委員及委員長ハ任期一ケ年トス。常務委員
ハ四ケ月毎ニ改選ス但シ重任ヲ妨ケス

第七條 毎月委員會ヲ開キ本部並ニ本區各分會ノ事務ヲ
決議ス、必要アルトキハ臨時委員會ヲ開ク、若シ事故或ハ
天災アルトキハ臨時ニ分會代表ヲ招集シテ救濟會或ハ防
疫等臨時ノ會ヲ成立セシムルコトヲ得

第八條 本部委員會ニ文書、調査、會計ノ三掛ヲ置ク、狀

ト略稱ス

第二條 本會ハ總聯合會ノ趣旨ヲ以テ趣旨トス

第三條 本會ハ本寺所屬本教教民全體ヲ會員トス

第四條 本會ハ總聯合會規定第三條ニ基キテ成立ス

第五條 本會ノ組織ハ各清真寺固有ノ組織ニ依リ之ヲ組
織シ固有ノ自治團體ノ精神ヲ保存シ、委員ハ各清真寺ノ
固有ノ阿訇、教、執事、長老トシテ之ニ充テ、人員ハ三名乃至
五名トス

第六條 委員會ニ文書、會計、調査ノ三掛ヲ置キ事務ヲ
執行ス

第七條 本會事務ハ本寺舊來ノ事務ニ依リテ之ヲ執行
ス、若シ聯合總部ヨリ指令アルトキハ委員會ヨリ便宜教
胞ニ之ヲ發表ス、若シ地方ヨリノ請求アリタル場合ハ、
單獨或ハ其他ノ分會ト聯合シテ各方面ニ對シ交渉シ、或
ハ區本部ニ請求シ、或ハ聯合總部ニ之ヲ請求ス。但シ中
央政府及駐華外國各高等機關ニ請求スルトキハ單獨ニ行
フコトヲ得ス、區本部或ハ聯合總部ニ傳建上呈スヘシ

第八條 本會會費ハ各自ノ負擔トス。會員ヨリ年二十錢
或ハ五十錢ヲ徵收シテ會費ニ充當スルコトヲ得、但シ臨
時ニ必要ナル金額ヲ要シ、本會教胞ニテ自辨スルコトヲ
得サル場合ニハ本部或ハ聯合總部ニ對シテ調達ノ便法ヲ
請求スヘシ

第九條 本會ハ毎月十日以内ニ前月中ノ會務ノ進行情況ヲ區本部ニ報告スヘシ、若シ委員ノ變更アルトキハ隨時報告スヘシ

第十條 本規定申訂正ヲ要スルモノアルトキハ本分會委員會ノ決議ニ依リ隨時之ヲ改定スルコトヲ得。但シ直ニ聯合總部ノ許可ヲ受ケ區本部ニ報告スヘシ

第十一條 本規定ハ總聯合會成立ノ日ヨリ施行ス

(P・A)

陝甘寧特區「ソヴイエート」區に關する諸情報

中國共產黨中央は其の陝北に於ける彼等の勢力範圍地域を陝、甘、寧、邊區政府と呼稱し實質的にソヴイエート政治を施行し、其の機關紙として「新中華日報」を發行しつゝある次第は既知の通りであるが、今回十月廿四日及十一月十九日發行のものを見つけた。

其の内容中最も注意の要あるものと認めたる

- (一) 従前陝甘寧邊區政府と呼び居たるを今回特區政府と改稱し之に伴ひて各級政府の名稱をも一律に改めたる「特區政府通令」(後掲一)
 - (二) 特區ソヴイエート區内の縣政府の人民選舉の終了を闡明すると共に近く特區政府の全民選舉を施行すべきを示せる「縣政府の選舉の檢討と特區政府選舉の配置」(後掲二)
 - (三) 右選舉期間内に抗戰動員工作に努力すべきを強調せる本紙社説「選舉中に抗戰動員の任務を完成せよ!」(後掲三)
 - (四) 特區内に文化界救亡協會の成立せるを公表せる「陝甘寧特區文化界救亡協會成立」と題する記事(後掲四)
 - (五) 陝甘寧邊區文化界救亡協會成立宣言(後掲五)
 - (六) 陝甘寧邊區抗日自衛軍組織條例(後掲六)
- を以下に譯出する。

一 特區政府通令

本政府は政府の名稱を統一せんとする見地より特に左の如く規定す

- (一) 陝甘寧特區政府は以後之を陝甘寧特區政府と總稱し、再び陝甘寧邊區政府と稱せず
- (二) 各級議會は全て之を各級人民代表大會と稱す
 - 甲、鄉代表會は鄉民代表大會と改稱し、略稱は鄉民大會となし、再び鄉代表會と稱せず
 - 乙、區議會は區民代表大會と改稱し、略稱は區民大會となし、再び區議會と稱せず、區議員は區代表と改稱す
 - 丙、縣議會は縣民代表大會と改稱し、略稱は縣民大會となし再び縣議會と稱せず、縣議員は縣代表と改稱す
 - 丁、特區議會は特區人民代表大會と改稱し、略稱は特區大會と爲し再び特區議會と稱せず、特區議員は特區代表と改稱す
- (三) 各級人民代表大會主席は之を主席或は主席團と稱し、再び議長又は常駐議員と稱せず
 - 甲、鄉民大會に鄉主席を設く
 - 乙、區民大會には區主席團を設く
 - 丙、縣民大會には縣主席團を設く
 - 丁、特區大會には特區大會主席團を設く
- (四) 各級政府の首長を主席と稱す
 - 甲、特區政府主席

乙、縣長を縣主席と改稱す

丙、區長を區主席と改稱す

丁、鄉長を鄉主席と稱す

特區大會及行政組織綱要は法に依り改修し將來特區大會に提出して正式に通過せしむる外特に各級政府に通令す。

各級政府は本令到着の日より本統一政府の名稱を施行すべし。

二 縣政府の選舉の檢討と特區政府選舉の配置

特區の縣(級)政府選舉は已に客年十月三十日に全部を完成した。選舉委員會は十一月十五日午前九時縣政府選舉の總結算的會議を開き其の選舉工作に檢討を加へた外、正に宣傳中の特區選舉の配置を行つたが其の結論は左の通りである。

- (一) 縣選舉に於ける收穫
 - (一) 我々の政治影響を擴大したこと
 - 群衆は自分達の(縣長)知事を選挙することを非常に欣快とし、更に友區(閩北の如き)の人民も自動的に代表を派して、之に参加せしめ羨望の意を表した。
- (二) 縣長は百%迄工農分子で縣議員中工農分子が百分の九七以上を占めることを保證した。
- (三) 選舉の過程に於て行政工作に對し大々的進歩を爲した。例へば自衛軍、少年隊の整理を行ひ合作社の基

金を擴大した。

(四) 群衆は今次の民主的普選に對しての了解の程度は區、郷の選舉の時よりも進歩した。

今次の群衆は階級成分に對する検査が頗る嚴重で地主の候補者たることに反對した外、自ら投票を調べることを要求した等すべて群衆の選舉に對する注意を表したものである。

(五) 徹底的に土豪劣紳、地主の統治權恢復の陰謀を打破し共產黨政策の執行を保證し、又群衆の黨に對する信仰を高めた、縣の選舉に於ては已に誰が誰に投票したと云ふ諺言を聴かなかつた。

(六) 群衆は今次の選舉中に更にハツキリと統一戰線を認識し共產黨が抗日の發動機であることを了解し、工農階級の利益方面に於ても政權の變革は抗日を實現する爲に外ならぬことを了解した。

(七) 今次の選舉は特區の黨委が十一月前に我々に完成する様指示したこと並に選舉の任務を確めさせ、更に區、郷の選舉に當つての缺點を匡正せしめた上、新に郷民代表大會を建設し幾多の群衆自身の意見を吸収した。

(2) 縣級選舉中の缺點

以上の様に成績が上つたとは云へ、依然些少の新弱點も發

故に錯誤があつても迅速に匡正し得なかつた。

(九) 婦女工作に對して確固たる把握がなかつた。

婦女の議員に當選したものは豫定數に達せず、又新しい婦女指導者をも吸収し得なかつた。

(一〇) 新群衆幹部を吸収し得ず、當選して議員となつたものは全て區長、郷長等であつた。

(一一) 指導力量が薄弱で今次の検討に於ても群衆團體の意見を収集し得ず、僅に縣級の報告(陝甘寧の報告は殆んど此の内にはない)に依る外なかつた。

(一二) 選舉の時に或地方(延川、靖邊等)では封建的部落觀念すら發見された。

(三) 特區の選舉に對する配備

縣の選舉の經驗と教訓を總結して今後の特區の選舉工作を左の如く配置する。

(一) 選舉、抗戰工作を群衆の生活と嚴密に聯繫せしめねばならぬ、我々は抗戰中の任務と工作を選舉民の大會上に提出して討論せねばならぬ。

(二) 群衆を指導し熱烈に政府の施政綱領を討論し群衆の政府批評の熱情を發揚すべきである。

(三) 特區政府主席及代表的候補者は群衆の熱烈な討論を發動し、候補者の革命歴史を群衆内に宣布し群衆の部落觀念を克服せねばならぬ。

生した。

(一) 宣傳の材料が比較的空虚で群衆の實際生活と關連なく方法も餘り機械的であつた。

(二) 選舉工作と行政工作が機械的に對立し、行政工作を少しく推進しはしたが未だ我々の理想とする様な聯繫を採り得なかつた。

(三) 黨に對し提出した施政綱領が未だ群衆に討論されなかつたため、群衆には共產黨の施政方針が不明瞭であつた。

縣政府議會の提案も眞正に群衆から出したのは僅々三分の一に過ぎなかつた。

(四) 群衆を指導して候補者に對する批評を行はなかつた。

(五) 群衆の對政府及對工作人員の批評を發動させなかつた。

(六) 選舉工作が切實に抗戰と聯繫を持たない、例へば選舉運動會の開會を遅らせたと上、後には更に抗戰動員大會を開いた如きそれである。

(七) 群衆は選舉の内容に對し未だ完全に了解して居らぬ、之れがため餘り選舉が多過ぎるとの印象を群衆に與へた。

(八) 各級の報告及検査は毎度期日通り執行されなかつた。

(四) 更に一步を進めて、我々の政治影響を擴大し可能的に友區人民を自發的に我々の選舉に参加せしめる様これを吸収せねばならぬ。

(五) 新しい群衆の領袖就中婦女領袖の吸収に注意すること。

(六) 選舉の時の集合單位は全體の選舉民を吸収参加させる爲には單位は出来るだけ縮小すること。

選舉單位は候補代表が正式代表より超過するのを避ける爲政府主席團に選舉法の修正を請求し縣を單位と改めること。

(七) 選舉準備委員會は早目に成立せしめること。

(八) 選舉委員會の指導力量を強化する。

(九) 選舉の時には同時に區、郷の決議案の執行状態を検査する、選舉民大會には各級政府を改造する權力を有する。

(一〇) 當選代表に對しては慰勞及歡送運動を行ひ當選者には精神的激勵を與へる。

(一一) 選舉須知事項を繼續研究する。

(一二) 工人を把握し彼等をして核心作用を起さしめ出来るだけ多くの工人を選んで代表とする。

(一三) 宣傳隊は特に文學、圖畫等の宣傳方式を用ひ宣傳の時を利用して邊區を「何の爲に特區と改稱するに至り

しか」を解釋する。

三 選舉中に抗戰動員の任務を完成せよ、(社説)

特區政府の選舉期日は日々切迫して來た。特區政府の選舉時期内に特區の形勢は新しい變化を來たしたと云ふのは即ち特區が直接抗戰の形勢下に在ることである。然らば今の形勢は如何であるか？ 我々の抗戰は正に最も緊張した局勢下に在る。

敵は已に山西の省城(太原)を占據し且つ積極的に同蒲鐵道に沿ふて南進しつゝある、其の企圖は直に潼關を下し隴海鐵道を截斷し西北と中國内部とを隔て以て我中國の全西北を制壓するに在る。

綏遠方面に於ては敵は今や一切の力量を用ひて蒙回漢民族間の感情を挑發して蒙回民族中の上層部を買収して其の蒙古國建設の計畫を完成したのである。

事實日本は今や綏遠に於て已に「蒙古聯盟自治政府」を組織したが、此の政府は完全に日本人の手に操縱されて居る、但し廣大なる蒙古民は決して日寇に統治されない。

敵は之れだけでは満足せず、更に西北の中心地に深入りし極力回教徒内に活動を企圖し又しても「回國」を組織しようとして居る。竟に日寇は北方東方南方から大學して陝甘寧特區を包圍しようとする企圖して居るのである、目下の抗戰は一の最も緊急な關所に立つて居るのであつて、國民政府

は今でも全面的抗戰を發動しようとせぬ。我が特區は當然抗戰と民主の方面に於て全國の模範となり全國を推進して眞に全面抗戰の途上に向はしめねばならぬ。

特區は現在日寇の脅威下に在る。我々は須く飛行機の如き速力で一切の抗戰動員工作(救國公糧——註)公債に非ず——の納入や自衛軍、少年隊の整理や漢奸剷除の如きを完成し全特區の人民を動員して特區保衛の偉大なる任務を遂行すべきである。

選舉運動と抗戰動員は不可分の工作である。若し抗戰と選舉が機械的に對立すれば之は極めて大なる錯誤である。唯抗戰動員の中に於て廣大な民衆を吸收して選舉工作に参加せしめて選舉工作中に抗戰動員の任務を完成することが正しいのである。一切の工作は當然抗戰動員の周圍を繞るべきである。

之と共に指摘せねばならぬのは選舉工作自身は抗戰動員工作の一部分であることだ。故に特區が直接抗戰の形勢下に在るからには眞に工農大衆の利益を代表し、堅固に且つ工作能力がある政府機關が現在の抗戰を指導し、特區政府をして克く全特區の人民を動員し積極的に抗戰工作に参加し、特區を全國抗戰と民主の模範區たらしめ、實際に特區を防衛し日寇の「特區包圍、特區への進攻」のあらゆる企圖を打破するよう努力せねばならぬ。

全特區の民衆諸君！

戰爭の情況は非常に緊張して居る。我々は積極的に選舉工作に参加し速に抗戰動員の任務を完成し、我々をして更に有力ならしめ確實に日寇の特區進攻を撃破せしめねばならぬ。

四 陝甘寧特區文化界救亡協會成立

本報特聞

艾、思奇、周揚、李初黎、朱光、呂驥等の發起した特區文化界救亡協會は十四日陝北公學に於て第一次會員大會を召集し正式に文化協會を成立した。來會した會員は百餘名、参加者は四百餘名を下らなかつた、先づ周揚が準備經過を報告し次で洛甫(註)、中共黨書記張聞天の筆名)同志が講演したが題名は「中國近代文化發展の近況と今後の特區文化の任務」であつた。

講演後、艾思奇、成仿吾(註、中共黨宣傳部長)何幹之、呂驥、任白方、周揚、李九夫、李初黎、董純才、陳伯達、邵式平、朱光、黃榮明、王又銘、林里夫の十五名を執行委員に推舉決定し、王學文、溫濤、胡一川、張如心、徐冰、徐夢秋、江青の七名を豫備執行委員とし且つ宣言を通過した。

五 陝甘寧邊區文化界救亡協會成立宣言

九・一八の國難は同時に中國に文化破壊の危機を齎らし

た。日寇が東北を占領した後は直に學校を兵營とし高等な教育を取消し、中國歴史上一切の價值ある新舊文化の果實を消滅し且各地方の機關を壓迫して日本文、日本語を中國の文字言語に變へたのである。

一・二八の淞滬戰では世界に有名な東方圖書館や上海の幾多大學が日寇に破壊された。

蘆溝橋事件發生後中國の文化は更に空前な劫掠に遭つた。悠久な歴史を持つ天津の南開大學は敵の砲火の下に忽ち灰燼となり、中國文化の府と稱せられた北平は陥落後野蠻な敵の血腥き屠場となり、同地の大學は二個の「特別なもの」以外には已に全部閉鎖し一切の愛國的教誹書、進歩的書籍雜誌、孫中山先生の遺著から一切の愛國黨派や新文化の文獻は完全に數日間焚燬され殆んど皆無となつた。

二三ヶ月來南京上海から全國各地の文化機關や學校は殆んど全部不斷に日寇の飛行機大砲の爆撃破壊の脅威の下に在る。

斯る一切の事實は吾々に何を語るか！

夫は吾々に一個の眞理即亡國は中國文化の消滅であることとを語つて居るのである。

日寇は中國文化の破壊過程を経ることにより中國民族の意識を破壊し中國人を無氣力な日寇の奴隸とするに都合よくしやうと企んで居る、而して日寇が中國の文化を破壊す

る爲に先づ第一歩として中國の新文化を破壊し中國の一切の新文化を培養する學校や文化機關を破壊し且つ其の占領した地方に中國の舊時代の奴隸的道德を鼓吹することに努め中國舊時代の愚民政策の道具を恢復しやうとしてゐるのである。

中國文化の存在と其の發展の可能性は唯民族の生存に依るものであり、民族の生存は必ずや全民族の徹底抗戦に依らねばならぬ、之は明々白々一點の疑もないのである、一切は抗日戰爭の爲に、又一切を擧げて抗日戰爭に歸する――之が現在の中國の基本的國是であり、現在の中國文化界の基本的生活でもある。

唯全民族が堅強に徹底抗戦してこそ始めて祖國の滅亡を救ひ得る。又全民族の徹底抗戦により始めい吾々の文化の危機を救ひ得るのである。

常文化界は今や先づ一切の力量を以て抗戦に努めねばならぬ。一切の文化界の工作は先づ第一に抗戦の權利を獲得することに集中すべきである。

吾々の中には平常西北邊區の文化的事業に従事してゐる者もあり、又新に邊區に來て考察や觀光してゐる者もあるが、この吾等の民族や吾等の文化の存亡が危機一髪に當つては當然天下の興亡は匹夫も責任ありの大戦に眼覺め救亡の爲大團結で進むべきである。

吾々の任務は即ち自己のあらゆる力量を集中して吾等の偉大なる人民群眾の民族的自覺を喚起し、思想界の民主を爭取し反帝反封建的文化運動を擴大し不屈不撓抗戦に努め以て祖國を保衛し中華民族の文化を保衛し、中國文化中の最優秀なる傳統を發展させ中國の嶄新なる新文化を創造する爲に自己の最後の一滴の血迄も流し盡さねばならぬのである。

願くは全國の文化界の人士よ、吾等と共に一致團結して起て！

六 陝甘寧邊區抗日自衛軍組織條例

第一條 邊區ノ人民ヲ動員シ對日抗戦ヲ實行スル爲ニ特ニ本條例ヲ發布ス

第二條 抗日自衛軍ハ邊區内ノ半軍事性質的群眾ノ抗日武裝組織ニ係リ同時ニ抗日ノ後備軍タルモノトス

第三條 抗日自衛軍ノ任務

甲 邊區ノ防衛

乙 保安隊ニ配置セラレ若ハ單獨ニテ漢奸土匪ノ消滅ノ責ヲ負ヒ、散匪ノ搜索、「スパイ」ノ逮捕ニ當ルモノトス

丙 警戒ヲ擔任シ、查問見張所ヲ設置ス

丁 政情ヲ偵察シ情報ヲ遞送ス

戊 常ニ抗戦訓練ヲ行ヒ同時ニ關係アル軍事工作ヲ負擔ス

第四條 抗日自衛軍ノ隊員

甲 凡ソ邊區ノ勞國公民ニシテ自發的ニ抗日自衛軍ノ任務ニ就キ且抗日自衛軍ノ紀律ヲ遵守セムトスル者ハ年齢十八歳以上四十五歳以下ニテ身體強健ナル限り均シク抗日自衛軍ニ加入スル光榮アル權利ヲ有ス

乙 甲ノ條件ニ適合スル婦女ハ其ノ編成ニ準シ、抗日婦女班、排(小隊)連(中隊)ヲ組織スルコトヲ得、但シ纏足ノ婦女ハ之ニ參加スルヲ得ス

丙、抗日自衛軍ノ男女隊員ハ全テ自衛軍連(中隊)部ノ審査ヲ經テ合格セル上始メテ正式豫算トナルモノトス

第五條 抗日自衛軍ノ編成

甲 抗日自衛軍ハ班、排、連、營(大隊)ノ順ニ編成シ營ヲ最高單位トス

乙 自衛軍ノ隊員ハ八人乃至十二名ヲ以テ一班ヲ編成シ正副班長各一名ヲ置ク

二班乃至四班ヲ一連トシ、正副班長各一名ヲ置ク

二排乃至四排ヲ一連トシ、正副連長各一名ヲ置ク

丙 各正班、排、連、營長ハ軍事指揮及教育ノ責ニ任シ

各副班、排、連、營長ハ政治指導及教育ノ責ニ任シ

丁 各郷又ハ或地域ノ接近セル二郷ニテハ一個ノ自衛軍

連ヲ編成シ、各區ハ一ノ自衛軍營ヲ編成ス(營ハ區政府ノ所在地ニ設ク)

戊、抗戦ニ適應セシメ且模範タルノ作用ヲ發揮セシムル爲各自衛軍連ハ情況ニ應シ基幹自衛軍班又ハ排ヲ編成スルコトヲ得ヘク、自衛軍營ハ基幹自衛軍連、又ハ排ヲ編成スルコトヲ得

己、各郷又ハ地域接近セル二個ノ郷内ノ婦女自衛軍ハ乙ノ規定ニ按シ婦女抗日自衛軍ノ班、排、連ヲ編成シ、婦女ヲ正副班、排、連、長ニ選任スルコト、コノ場合ハ連ヲ最高トナス、各郷ノ婦女ハ必ス同一郷ノ男子自衛軍連部ノ指揮ヲ受クヘシ

第六條 抗日自衛軍ノ武器

甲 各自衛軍隊員ハ必ス自ラ一ノ武器、(例ヘハ銃、劍、矛、斧ノ如キ)ヲ持ツヘシ

乙 各基幹部隊員ノ武器ハ必ス自衛軍營、連部ヨリ整備發給スヘク、必要ナル時ハ保安司令部ヨリ一部新式武器ヲ發給スルコトアルヘシ

第七條 自衛軍ノ各級長官ノ選任

甲 自衛軍ノ正副營長ハ邊區保安司令部ニ於テ任免ス

乙 自衛軍ノ正副連長ハ自衛軍連ノ隊員大會ニ於テ選出シ、縣ノ保安大隊部ノ審査ヲ經テ之ヲ任命シ、且邊區保安司令部ニ報告認可ヲ受クルモノトス

丙、自衛軍ノ正副排長ハ自衛軍排ノ隊員大會ニ於テ選出シ自衛軍營部ノ審査ヲ經テ之ヲ任命シ、且縣ノ保安大隊部ノ認可ヲ受クヘキモノトス

丁、自衛軍ノ正副班長ハ自衛軍班ノ隊員大會ニテ選出シ自衛軍連部ノ審査ヲ經テ之ヲ任命シ且自衛軍營部ニ報告認可ヲ受クヘキモノトス

戊、各正副班、排、連長ニシテ職ニ堪ヘサル時ハ乙、丙、丁、三項ニ於テ規定セル任命同一ノ手續ニヨリ之ヲ罷免ス、其ノ後繼者ノ人選モ各級隊員ノ大會ニテ選出

シ、乙、丙、丁三項ノ規定ニヨリ之ヲ任命ス

第八條 自衛軍ハ必ス自覺的ニ紀律ヲ嚴守スヘク、本規律ハ別ニ邊區保安司令部ニ於テ制定公布ス

第九條 全抗日自衛軍ニ對スル指導、指揮、訓練ハ總テ保安司令部ニ於テ責ヲ負ヒ隨時保安司令部ノ命令ヲ以テ之ヲ行フ

第十條 本條例ハ公布ノ日ヨリ施行ス

本條例ニシテ若シ不足ノ箇所アラハ邊區政府ニ於テ之ヲ改修ス (S・K)

上海に於ける「一・二八」六週年紀念日の狀況

一、紀念日前に於ける準備運動

1、「一・二八」紀念日と舊正工作週間の決定

上海陥落後に於ける上海の救亡運動は我方の態度並に租界當局の取締り等環境情勢の影響を受け一時は全く影を潜め居たりしが、兩租界當局特に佛租界當局の取締り不徹底なる爲にや客年十二月中旬より上海の救亡運動は再び擡頭し、數種の機關紙すら發行するに至り、特に人民戦線派に屬する救亡團體の活動活潑となつた。

人民戦線派の指導機關たる上海各界救亡協會は「一・二八」(第一次上海事件) 紀念運動に關し去る一月十七日附を以て左記譯文の如き「一・二八紀念工作大綱」を作成して其の指導する各救亡團體に指示する所ありたるが之によれば上海各界救亡協會は「一・二八」紀念日より二月四日(舊曆十二月二十七日より舊正月五日)に至る間を「一・二八」紀念日を舊正工作週間」とすることを決定して此間一般市民に半旗を掲揚せしむると同時に舊正の幾多の習

慣を利用して救亡工作を行ひ且つ特に職工生活を保障する問題の工作をなすことを指示してゐる。

「一・二八」紀念工作大綱

舊曆十二月二十七日(即一・二八)より正月五日迄

「一・二八」は中華民族武裝して日本帝國主義に抵抗せる勇敢なる闘争の一である。之は中國求生の首途を指示し、「唯武器論」打撃の鐵證を提出し軍民合作の力量の偉大を説明したと同時に更に狂焰せる民衆の抗日情緒を激發せしめた。此の偉大なる日は中國歴史上非常に重要な一頁にして上海市民中に磨滅す可からざる最も深き印象を残した。

正に上海民衆は此紀念日に對しては最も密接なる關係ある爲吾々は最も切實なる工作を以て此日を紀念すべきである。而して一・二八抗日を傳統的に紀念せる上海市民をして此全民族抗日戦争の烽火中に於て上海が一時敵手に陥落せる現階段中に於て救亡運動を一層發展せしむべきである。「一・二八」事件が上海市民に對して大なる影響ありしことは吾々に有利なる工作條件である。之により廣汎なる抗激宣傳を進め尙ほ實際の組織を進行し各種各様の活動運動を経て群衆實際生活上の失業救済、失業保障の如き工作上り促進して組織に到達せしめ同時に吾々は更に民族資本家、上海に残留する黨政役人○○會○○協會及び各同業公

會等を入れて共同行動を採るべきである。

一月二十八日即ち舊曆十二月二十七日より正月五日迄の一週間を吾々は「一・二八」紀念日と舊正の工作週と定めたる。此の一週間に於て「一・二八」の工作を紀念するのみならず更に舊曆の幾多習慣を利用して工作すべく最も重要な、職工生活を保障する問題の工作である。

以下次の如く規定した。

1、「一・二八」紀念に關するもの

(a) 宣傳大綱を印刷發行し「一・二八」の各種重要意義及此の日を紀念する特殊の意義を指摘し且つ宣傳資料方法技術等を提供すること。

(b) 出來得る限り各團體の會員群衆及私人朋友親戚等を動かし一月二十八日半旗を掲げ陣沒將兵の哀悼の意を表せしめ若し可能ならば各會員をして各商店に到り彼等が半旗を掲げる様奨励せしめ且活潑なる宣傳工作を進行すべきである。

(c) 紀念會を開催すること、規模形式を論せず分散して開くを最も良しとする。

(d) 各種刊行物を動員し「一・二八」特刊を發行せしむること、救國週間は壁報のみならず特刊其他日報雜誌等は皆出來る限り「一・二八」に關する記事を登載すべきである。

2、舊正月に關するもの

- (a) 救國春聯を印刷或は書くこと(群衆を動員して書かせ各商店各町各路次に分配せしむべきである)
- (b) 難民を慰問し且つ難民を以て募捐隊、返郷團體會で組織し活動せしむること(具體方法は別に定む)
- (c) 「救國年越飯」「救國茶」「救國財神酒」會の一部或は全部の經費を節約して難民を救済することを提案すること。
- (d) 賭博遊戯等をなす地方に於ては難民の爲にカルタ税を取ることを。
- (e) 御年玉救國を發起し御年玉を以て救國公債を買ひ難民又は其他慈善機關等に寄附すること。
- (f) 新年の玩具「竹官圖」「跳龍燈」「詩謎」「紙彩燈」將基、賭具等の如きは内容を改めて販賣すること。
- (g) 各種座談會を設け或は年越正月の宴會等に於て抗敵救國の宣傳をなすこと。
- (h) 鑼、鼓、モダン調子等を改良し且つ遊藝界等に注意を促し救國宣傳をなさしむること。
- (i) 落伍せる組織「桃園結義」「岳老爺」等の如き組織を發展せしむること。
- (j) 年賀宣傳團(特に兒童に注意)を組織し或は親友への年賀等を利用して救國宣傳をなすこと。

3、職工生活問題の保障に關するもの

- (a) 勞資團結し共に困難に赴くの運動を起し市商會、同業公會工部局等の注意を喚起して且つ年末人員整理問題を解決せしめ、上層は討論下層は書信を以て人員整理を阻止せしめ或は一般的俸給減額を提出し個人誠首をなさしめざることを提議すること。
- (b) 失業保險を發起し同僚を集合し生活互助會等の組織を設け平時各人毎月若干元を貯蓄し、一旦組合員中に失業する人あらば一部分の貯金を出して其生活を維持せしめ力付くを待ちて返還せしむること。
- (c) 生産、教育事業を擴大し更に社會團體○○○等と合作すること。
- (d) 群衆我は社團を動かし失業工人(特に個人商店の店員)を慰問援助すること。
- (e) 新聞紙印刷物を利用して「模範民族資本家」の選舉運動を起し賢明なるものを獎勵し無恥なるものを戒むること。

一九三八年一月十七日

宣傳大綱の發出

上海各界救亡協會は一月十七日附密發せる「一・二八紀念工作大綱」に基き一月二十四日次の如き「一・二八、六週年紀念宣傳大綱」を規定して各救亡團體に配付して其執

行方法を指示せり。特に本宣傳大綱に於ては我方が新聞統制をなし居ることに言及し更に「大道政府」「市民協會」を漢奸組織なりとして其排撃を強調し職工生活を保障し勞資合作を力説し最後に

- 1、自分は中國人なることを銘記せよ
- 2、死を誓つて漢奸を消滅せしめ一切の漢奸組織に反對す
- 3、中途妥協の因素を杜絶せよ
- 4、一・二八抗戰精神を繼續せよ
- 5、勞資團結して統一戰線を強化せよ
- 6、職工の生活を保障せよ
- 7、打倒日本帝國主義

等のスローガンを列記しあつた。

「一・二八」六週年紀念宣傳大綱

- 一、「一・二八」戰爭と今日の抗戰
- (1) 「一・二八」戰爭の意義——六年前日寇は上海及全國の抗日救國運動を壓迫し、我國を強制して其の總ての侵略を合法と認めしめ「滿洲國」の統治を強化し中國中部を奪略すべく上海に於て我に挑戰し侵略戰爭を發動したのである。

然し我が上海軍民の聯合抵抗と全國愛國民衆の擁護援助によりて抗日統一戰線への發展となり東北抗戰の

失敗に鑑み中國の抗日救國運動をして新しき階段に向はしめた。

- (2) 「一・二八」抗戰の收穫と教訓「一・二八」抗戰は失敗せりと雖も日寇の中國併呑計畫に打撃を與へ全國人民の民族解放に對する自信を向上した。爾來民衆は日寇の侵略は全く際限の無いことを認識し只抗戰の一路あることを知るに至つた。同時に愛國人民は許多血の教訓を獲得し全國的規模の抗日統一戰線を結成して全國抗戰を發動せざる限り民族の勝利を制することの不可能なることを知つた。

- (3) 局部抗戰より全國抗戰に「一・二八」戰爭と其の以前の抗戰及其後の熱河抗戰長城戰察北戰等は同様にれも地方抗戰であつて全國人民と政府聯合支持の下に爲されたものではない。其結果は何れも敵の爲に各個的に撃破された。去年七月七日蘆溝橋事變發生した時敵は之を「地方事件」として我方に承認せしめんとしたが我方は敵の意表外に出で全國抗戰を以て其の進攻に對應した。殊に「八・一三」上海抗戰の發生以後は空前の抗戰を以て敵に多大の損害を與へた。「八・一三」と六年前の「一・二八」抗戰には大なる開きがあつた。即ち「一・二八」戰は上海の局部戰爭であつた。全國軍隊と人民の積極參加が無かつたが爲め失敗してつたので

ある。「八・一三」上海抗戦は全國抗戦の起點を成し全國上下擧げて協力支持したが爲め今日まで一氣に進行せしめ戦局は益々勝利に向け展開しつつある。

「一・二八」戦争は斷乎たる國策の上に決行されたものでなかつたが故に抗戦軍隊撤退後遂に屈辱協定となつたのである。然し「八・一三」の上海抗戦は華北戦と同様徹底抗戦を國策として進むものなるが故に我軍は一時上海を後退すると雖も我々は益々強硬に奮戦し敵の幻想たる「第二の淞滬停戦協定」を水泡に歸せしめねばならぬ。

(二) 上海同胞は「一・二八」を如何にして紀念するか

(4) 困難なる環境中に在りて「一・二八」を忘れるなかれ。今年我々は敵の占領区域内に於て光榮ある「一・二八」を紀念せねばならぬ。上海の環境は變り果て我等の自由と安全は保證を失つた。然し事の如何に拘はらず我々は盛大に紀念せねばならぬ。而して國際人士と同胞をして上海の中國人は上海陥落によりて愛國行動を停止するものでなく困難なる環境中に在り乍ら六年前先烈の抗戦を追憶し「一・二八」「八・一三」抗戦の精神を繼續し抗戦を続けることを事實に示さねばならぬ。

(5) 失敗主義との闘争に努力すること、敵は新聞を統

制して戦事消息を封鎖し、漢奸を密布して中國抗戦の希望なきを宣傳せしむるため多數上海同胞を悲觀廢類せしめ以前の如く愛國運動参加に熱を持たず様になつた。上海の愛國同胞は全力を擧げて敵人漢奸の陰謀と闘ひ極力失敗主義情緒を克服し長期抗戦の意思を強化せねばならぬ。本來此種失敗主義の理論は其の多くは武器の觀點より出發して戦争の勝利を武器の精巧に依るものと考へ宏大民衆動員の實力を度外視して居る。一度上海の陥落を見るや此種の理論にも根據あるやに思はせらるゝも宜しく第八路軍が到る處に於て遊撃戰術を展開し上海の民衆に鞭を示して居る事を知らねばならぬ。上海の陥落は局部的の現象で「一・二八」戦争の如く中途妥協の屈辱とは異り我等の勝利は確實で事實上にも已に不斷の勝利を占めつつある。將來首都を回復し大上海其他の地を奪回することは絶體的問題ではない。

(6) 漢奸の賣國行動に注意せよ、上海陥落後上海に於ては漢奸政府たる所謂「大道市政府」なるものが成立したるが夫れは一群の無耻なる漢奸が敵に頼つて造つた「大盜政府」である。然し敵は決して夫れに満足せず更に商界に隠れ居る漢奸を使喚して市民欺瞞の傀儡組織を造ることに狂奔して居る。最近出來た「上海市

民協會」とか云ふものは其の一つである。我々は「一・二八」の此の日、反漢奸運動を強化せねばならぬ。大道政府は民衆を賣る漢奸機關であり政治に係らずと聲明して居る市民協會等の組織も同様漢奸機關に外ならぬ。我が國府は已に長期抵抗を決定し、敵は之に對し經濟上の大恐慌を來して居る。敵の駐華大使川越は聲明して曰く中國に經濟統一の政府を建設し此の政府をして日本の戦費を負擔せしむるの要ありと、従つて之等の組織が政治に係らずとは思はれず最も政治に關係深きものである。上海の市民は宜しく不斷の努力を以て凡ゆる形式の偽組織に反對すべきである。

三、上海同胞の抗戦中に於ける任務

(7) 中途の妥協に反對し徹底的抗戦を支持すべし。

「一・二八」戦争は中途妥協によりて屈辱の淞滬停戦協定を締結した。此の協定と其後の塘沽協定、何梅協定も同様我國に莫大なる損害を與へ今日の抗戦上に重大困難を來さしめた。我等は從來の錯誤たる屈辱的中途妥協を重復することは出来ぬ。今日の問題は戦争か和平かでなく抗戦か投降かの問題である。我等は敵に屈服することは忍びざる處なるが故に迷ふことなく徹底抗戦を爲し政府を支持鞭撻して更に大規模の抗戦をせねばならぬ。

(8) 民衆統一戦線の擴大、長期の抗戦を進め最後の勝利の到來を保證する爲には全國人民は階級の如何を問はず黨派職業を分たず一致團結して抗戦を擁護し之に参加し「力の有る者は力を、金の有る者は金を出す」に原則を實現せねばならぬ。然るに上海陥落後は日寇に脅迫せられ恐怖は日に増大し一部落後群衆をして徹底抗戦に依る救亡工作の進行を好まぬものがあるが之等の者に對して特に云ふ。所謂救亡工作は游行、示威、傳單、撒布、口號の高唱或は其他の冒險行爲のみではなく各人が自己の本分を守ることによりても其の一部を遂げる事が出来る。利己を棄て各人が同胞愛を以て一人の難民を救済することも救亡の一部責任である。殊に仇貨を買はず敵の爲に勞力を賣らず又厘金と雖も敵方に流入することを妨げねばならぬ。斯の如く極めて小事より我等の抗日統一戦線を建設することが出来る。斯くて我等の抗日統一戦線は擴大發展することが出来るのである。

(9) 勞資團結工作を徹底的に推行すべきである。上海は今日戦争無けれども各地の抗戦は尙展開されて居る上海のみが安全地帯になつたと考へ祖國を忘れてはならぬ。我々は上海の民族資本家に對し時々其の「繁榮」「安全」の夢を醒さめしめ敵人支配下に在る我等の生命

財産は何時にても毀滅されるの可能性あり只抗戦により勝利を獲得したる後に於てのみ商工業も自由に營み得ることを知らしめねばならぬ。

之が爲に我等は之等資本家共に對し極力祖國に貢獻することを勸説するものである。雇傭せらるゝ職工店員に對しても「同舟共濟」主義に本き共同祖國に服務し絶對に彼等の困苦を加重してはならぬ。此の抗戦期間中に財力と人力を發揮せざれば轉じて抗日統一戦線を破壊することになる。

同時に一切の職工、店員へも民族資本家が此の抗戦期間中多大の損失を蒙ることを思ひ極力之を擁護し同舟共濟の趣旨を以て日寇と快戦せねばならぬ。

前述「市民協會」の組織は之等民族資本家の動搖を表現するものであり、我等の統一戦線工作も終始上層の組織を忽諸にして居つたことを證するものである。

我等の組織するものは必ず敵人の組織に合致するものであつてはならぬ事を了知し、今後は斷乎彼等を説脱し同時に淡泊なる態度を指導せねばならぬ。

此の外今年の「一・二八」紀念中は舊曆年末に當り職工は生活保證を失ひ中華書局の九千職工の如きは已に解雇され其他の商店工場も多數減員したことは一大危機である。我等は此の事實に深甚の注意を拂ひ種々

の説教と宣傳を以て勞資双方を團結せしめ共同して外侮を防ぎ同時に社會輿論と同情を喚起して失業の職工店員を救済し各勞資摩擦の機會を促へて之を調停し解消せんとするものである。

最後に數條の口號を提唱し我等の宣傳工作の中心と爲す。

- (一) 自分は中國人なることを銘記せよ！
- (二) 死を擇つて漢奸を消滅せしめ一切の漢奸組織に反對せよ！
- (三) 中途妥協の因素を杜絶せよ！
- (四) 「一・二八」抗戦精神を繼續せよ！
- (五) 勞資團結して統一戦線を強加せよ！
- (六) 職工の生活を保證せよ！
- (七) 打倒日本帝國主義
- (八) 中華民國萬歲

二、「一・二八」紀念日當日狀況

イ、一般狀況

紀念日當日は抗日分子の所業と認めらるゝ數件の爆彈投擲事件發生ありしが、一般的には頗る平穩にして難民工人群の聚集する曹家渡方面に於ても何等の動搖なく又集會示威等も行はれず只だ一部市民（佛租界公館馬路は

約二分の一位、南京路方面は十分の一位、其他は所々に散見する程度）にして青天白日滿地紅の國旗を掲出（半旗）し居たる向ありたるが右は自發的になせるものなるや或は又救亡協會の指示に基きてなせるものなるや明白ならざるも支那民衆が依然抗日的民族意識を抱有し居れることを裏書きするに足るものと認めらる。

ロ、爆彈投擲事件

紀念日當日には左記の如く數件の爆彈投擲事件發生したるが投擲せる爆彈は何れも煙草空罐を利用して作成せられて手製爆彈なりしたため殆んど被害なかりしも之等の不逞行動が如何なる系統に屬する者の所爲なるやに關して目下調査中である。

- (1) 午前六時五十分、佛租界勞利育路陳群（親日派と認められたる結果か？）住宅門前（炸裂）
- (2) 午前七時十五分、南京路新聞検査所（我方の新聞檢閲機關）（炸裂）
- (3) 午後五時、西摩路岡本總領事官邸（不發）
- (4) 午後六時、勞勃生路大道政府曹家渡警察局勞勃生路派出所（炸裂、巡警一名負傷）
- (5) 午後六時十五分、同路内外棉第一廠附近（炸裂）
- (6) 午後七時頃、極司非而路日本郵船支店社長宅附近（炸裂）

(7) 午後七時、頤星加坡路上海製造絹糸會社附近（炸裂）

ハ、傳單の散布及貼布

佛租界及共同租界舊英租界滬西方面の各所に於て數種の抗日傳單を散布し又は壁、電柱等に貼布したるものあり其の主要なるもの三つを以下に譯出した。第一、二は人民戦線派、第三は國民黨殘留分子の發出せるものと認められる。

第一、「一・二八」紀念日に於て同胞に告ぐるの書

同胞諸君よ、上海の同胞諸君よ、今日は「一・二八」六週年紀念日である。即ち六年前日本強盜が初めて上海に進攻せし悲痛なる紀念日である。但し六年前「一・二八」の局部抗戦は昨年八月十三日の全國抗戦となり此歴史的發展の過程中華民族は新生命があるのである。國內の團結は既に鐵と同様に堅固となり奴隸たるを願はず漢奸たるを欲せざる同胞は總て狂瀆の如く救亡に奔走した。中華民族は此一大困難を経過して遂に最後の勝利と光榮を獲得せん。

現在上海は陥落はしたが吾々は尙光榮を感じるものである。吾々は再び日本強盜と「一・二八」事變の時の如き屈辱的協定を締結せざるが故に吾々は敵を奥地に引入れ抗戦を繼續し敵が吾々に向て屈服する迄繼續すべきである。

但し諸君よ、吾々の責任は又更に重大である。吾々は敵の後方にあり、吾々は敵の勢力の牽制下にあり、吾々は誓て敵と合作せず、敵貨を買はず敵の爲に努力せず甚しきは敵と一切の往來を断絶すべきである。總て一絲一毫の經濟力にても敵に與ふればそれは吾々は敵の手を借り吾々自身の同胞を屠殺すると異ならぬ。總ての敵と妥協を幻想し安逸を偷み一時の生活を得んとせる者或は敵の指導下に於て一切の政治經濟機關を組織するは全民族を賣出し祖宗の遺し來れ一切の基業を断絶せるに異るなし。此等の人々は總て國民の公敵、人類の公敵である、吾々は死を以て誓て此種強盜殺人を援助する公敵を消滅せしめねばならぬ。

同胞諸子よ、吾々は上海にあり、吾々各一人は各一粒の火種である。吾々は生活、行動、言語、及一切職業の工作中より敵に打撃を與へねばならぬ。吾々は前線の勇敢なる將士の反攻に呼應して畏縮せず、退却せず、動搖せず、投降せず三百萬の火種を集めて一大火の束となし敵の後方と根據地を燒燬せねばならぬ。

意志は即ち力である。上海の同胞諸子よ、意志を堅く持ち生きて中國人となり死して又中國の鬼となれ、毫も動搖する勿れ、吾々は叫ぶ。

上海は中國人の上海である

「一・二八」抗戰精神を繼續せよ

死を誓て一切の偽組織に反對す
漢奸を消滅せよ

政府の徹底的抗戰を擁護す
蔣委員長の徹底的抗戰を擁護す

日本帝國主義を打倒せよ

中華民國萬歲

中華民國萬歲

第二、「一・二八」六週年紀念のために同胞に告ぐる書
親愛なる同胞諸君

今日は「一・二八」六週年紀念日だ。お互に六年前の「二・二八」抗戰の情況を回想すれば言ひ知れぬ興奮を感じる。當時は前線でも後方でも全く聯合して一致して全力を集中して日本帝國主義の侵略に抵抗したから何等救援されなかつた十九路軍ですら三ヶ月の久しき間抵抗し得たのである。

抗戰進行中の現在我等が「一・二八」を紀念することは全く意義深きものがある。

「一・二八」抗戰は十九路軍が小數を以て多數の敵に當り得たのは全く軍隊と民衆が密接に聯合したからであつて「一・二八」戰爭が發生せる時の如き上海市民は直ちに起つて自發的に進んで援助をした。各式各様の民衆も自然に結束して共に國難に赴くの大目標の下に於て何等の私なく只だ公仇あるのみであつた。斯様な偉大なる力量があるなら

ば我等は敵を恐れる必要はない筈である。

我等の現在の抗戰は未だ全民抗戰の域に達して居らぬ。我等が若し日本帝國主義に戦ひ勝たんとするならば是非全國の廣汎なる民衆を組織せしめ武装せしめねばならぬ。同時に我等は上海の同胞が力のあるものは力を出し、金のあるものは金を出し皆が一致團結せんことを希望する。四方が敵に包圍されては居るが間斷なく抗日反漢奸の工作を進行すべきである、若し之を成し遂げ得るならば諸君が上海を奪回することは保障されるであらう。

第三、上海市民の「一・二八」六週年紀念宣言

「一・二八」六週年紀念は來た。之れは中華民族が覺醒して斷乎として侵略に抵抗を開始せる偉大なる紀念日である。六年以前を回想するに上海の軍隊と人民は團結一致して日寇に對する抗戰を發動したのであつた。

衆寡敵せず準備不足のために其抗戰は全民族の持久抗戰に迄發展しなかつたが「一・二八」殉難烈士の血は無駄に流したのではなかつた。

夫れ以來日本帝國主義は中國人の征服が容易でないことを知り全世界も亦中國人が血氣あり毅力外ありて外來の侵略に抵抗し得る民族であることを知つたのである。今光輝ある「一・二八」の六週年紀念日に於て我が全國は斷乎として抗戰を繼續して居るのである。此の抗戰は既に半ヶ年を

支持したが更に之れを繼續して一年、二年、五年、十年と日寇を完全に潰滅する迄持續して中華民國の領土主權が完全に收復するの日を以て終るものである。故に目前の抗戰は恰も「一・二八」抗戰の發展であり擴大であつて此の抗戰が最後の勝利の結果を得ることも毫も疑ふ餘地はない。

上海は現在では陥落はして居るが「一・二八」抗戰の光輝ある歴史を持つ大上海市民は決して民族の敵人に屈服するものではなく我等は依然「一・二八」「八・一三」の精神を繼續して飽く迄も侵略に抵抗せんとするものである。故に此の光榮ある紀念日に於て我等は總ての抗日殉難者に哀悼の意を表すると同時に特に全國同胞に對して諸子はより密接により友愛的に團結して最高領袖統率の下に於て直接間接に抗戰に参加し抗戰を支持せんことを呼掛けるものである。諸民が起つて共有する處の體力、知力、財力を提供して政府を援助し軍隊を援助し傷病兵を救済し難民を救済して民衆の意氣を發揚せしめ組織を強化することは現下に於ける最も重要な事柄であり國家内部を團結統一するものである。只だ四億の同胞が心を一にするならば敵の離間奸策は永遠に達成せぬであらう。お互に高らかに叫ばう。

「一・二八」の精神は死せず、
中華民國萬歲

第四國際書記局の「中日戦争に對する決議草案」

トロツキーゾムの國際的指導機關たる第四國際書記局が日支事變に關し「第四國際の中日戦争に對する決議草案」なるものを作成し、其の中國支部たる中國共產主義同盟は十二月二日附發行機關紙「闘争」第二卷第十一期に其の全文を掲載した。而して該文獻は所謂草案にして未だ正式に通過せるものでなく討論中のものであるが、特に直接關係ある中國に於ける共產主義者並に革命民衆の參考の爲めに公表に先ちて送付し來つたものだと言はれる。其の内容は國民黨共產黨「スターリン」派の政策を排撃すると同時に極端なる抗日的のものである。全民抗戦を主張し無産階級獨裁を強調せるものである。

(一) 日本帝國主義は今日又も華北に於て新領土と全中國の市場を略取すべく、戦争を起し軍事行動を擴大しつゝある。彼は然る可く中國の資産階級を屈服せしめ更に勤勞大衆を其の鐵蹄に掛けんとして居るのである。英佛帝國主義は「スペイン」に牽制され「ソ」聯の軍事指導力は「スターリン」に屠殺されて弱體となれる時、日本封建帝國主義政制内部の消滅すべからざる矛盾の克服を試験するためには又將來「ソ」聯との衝突免れ難きに鑑み有利なる軍事基礎を爭取する爲め日本は今次の戦争を發動したもので其の「トップ」は華北に於ける北平進攻、沿海は上海進攻に始まつたたのである。

(二) 被侵略の中國は一つの半殖民地的國家である。同國は一九一一年及一九二五——二七年に於ける兩度の大革命

命を経たるも資産階級民主革命即ち國家を統一し、一個の民主的民族國家を創造し帝國主義の束縛下より解放することは未だ完成するに至つて居らぬ。我等の時代中に於て中國の經驗が之等の任務が只無産階級が廣汎なる勤勞大衆を指導する專制によつてのみ實現し得ることを實證して居る。然るに「コミンテルン」は一九二五年——二七の革命に最も有利なる時代に却て無産階級の革命指導權を保障し政權を奪取するための闘争を阻止した。其の結果は中國資産階級の兇暴なる反革命を招來し、中國の崩壊分裂並に帝國主義壓迫の強加を現出せしめたのである。

(三) 斯くした條件の下に日本は進攻を敢行して居る。日本帝國主義の強化、中國第三次革命の遲延「ソ」聯の危機

切迫が之である。

中國の自衛は其と正反對に日本内部の緊張に打撃を與へると同時に、中國に於ては中國民衆の解放と民族統一の名に於て空前の憤激振を示し、特に中國無産階級が政權を奪取し、中國資産階級を顛覆し其他帝國主義中國に於ける統治地位を一掃する等の問題が必然的に提出せらるゝであらう。

世界の無産階級は極東に於ける衝突を前にして中立を保持するを得ず、且つ中國と日本を平等に遇することも不可能として居るのであるから我等も斷乎中國を擁護し日本に反抗せねばならぬ。

(四) 英佛帝國主義と國民黨の代表蔣介石は一貫して中國に於ける日本の飽くなき侵略戦争を幫助してゐるのみならず、日本が中國勞働群衆に對し漸次政治的壓迫を表現するに先立ち、國民黨は夙に帝國主義の命に従ひ之が潰滅制壓の工作を完成した。一九二七年無産階級革命が「ブハーリン、スターリン」の共產黨をして國民黨に屈服せしむるの政策を採りたるが爲に失敗して以來國民黨は中國工人群衆の壓迫者としての中國の管理者の地位を保持し只管世界帝國主義の仲介人、仲買人の職務を遂行したに過ぎぬ。

其の寄生的未熟極まる性質より見るに中國資産階級は

中國民族を統一し得ず、又何等徹底的に民主改革を實現（土地沒收、私有軍隊の解放、民主自由等々）する先導者とも爲り得ないのである。

(五) 中國資産階級の代表蔣介石と國民黨は寧ろ長期戦争を以て「ソヴェット」紅軍を鎮壓せんとし全面的抗日戦争は之れを希望して居ないのである。

現段階内に於ては中國勤勞群衆の闘争は過去現在に論なく日本と國民黨の不斷なる投降に反抗することによりのみ活路が有り得るのである。今日民衆の貧窮と不満は増大して蔣介石を戦争に追ひ込めたのであるが彼は尙ほ談判を繼續してゐる。然し蔣介石は依然として一九二七年彼に政權を執らしめた政策に執着して居るのである。國內國外の壓迫から中國を解放し得るものは只無産階級のみで蔣介石の無産階級壓迫は已に十年の久しきに及んで居る。従つて民衆は蔣介石が能く日本に對し有效な抗戦を爲し得るとは毫も信じて居らぬ。

(六) 中國無産階級今日の任務は宏大なる勤勞民衆を動員武装して抗日戦線を指導し、以て一氣に日本を失敗と革命に導き中國無産階級の叛賊國民黨と帝國主義従僕に對する勝利に到達せしむることである。

この闘争中國際共產階級は中國工、農、兵に味方し、中國群衆が空前の壓迫と擄取を受くる中國革命擁護のため

め又第三次革命の爲め彼等を動員し次の如き社會改革の政綱と明確なる政策を根據と爲すべきである。

「民衆を武装すること、出版結社の自由を保障すること、工農兵委員會を選挙すること、土地を没收し、土地を分配すること、租税及高利貸債務を廢棄すること、工人は生産を監督すること、資本家は全戦費を負擔すること、及革命手段によつて政權を叛賊國民黨の手中より工農手中に奪取すること、日本及滿洲勤勞大衆との握手交際すること、普選による代表を以て全國立憲會議、工農兵委員會全國大會を開會すること」

等々、之等は中國の運命を決定する唯一の方法でなければならぬ。

(七) 此種の政策は資産階級の恨を買ふであらう、けれども實際上之に依りてのみ日本に對する眞面目な抵抗を喚起し日本軍國主義の失敗を惹起することが出来る。中國の勤勞群衆が自己の運命を其の手中に收めた時日本の工農も全國資産階級の軍事上經濟の奴隸から脱出するであらう。又東方太陽帝國の崩壊は朝鮮滿洲、臺灣等の人民を再生せしめソ聯革命工人の地位を強化するであらう。

(八) スターリン官僚の中國スペイン及全世界に於ける責任は何れも不忠實である。彼の中國に與へた援助は事實上海介石を支持し、革命群衆の社會的政治的活動を制壓

し蒋介石に兵器、軍資、軍隊を供給し之れが交換條件として外蒙邊境に於ける純軍事上の保證を取得したのみである。唯一有效のソ聯保護者たる中國無産階級の力量を信用せず又極端にソ聯を畏怖せる群衆が中國の第三次革命に依りてソ聯に復歸せんとするが爲めスターリンは専ら中國共產黨に命じて全部の政綱と全部革命の實行を放棄させたのである。彼は今日中國資産階級の同盟者として一九二七年當時と同様消極であるのみならず、積極的に革命鎮壓の補助者となつて居る。中國革命者の任務は此れが爲め尋常ならざる困難がある、スターリン及資産階級叛逆を前にして中國革命者は勤勞群衆を糾合驅起せしめ彼等自身の代表であり權力である民主機關ソヴェエトを建設せねばならぬ。

(九) ソ聯と國際無産階級は宜しく中國勤勞群衆に充分の援助を與へ寸毫も資産階級國民黨を信用してはならぬ。又日本の軍隊、兵器、糧食其他一切日本の商品運輸を拒絶すべきであり且つ如何なる場合と雖も英米佛其他の帝國主義海員兵士は中國を攻撃してはならぬ。

(十) 第四國際は中國支部たる中國共產主義同盟が非法とあらゆる迫害の下に幹部の保持と教育の爲に一切を顧みず執拗なる宣傳工作に努力し居るに對し敬意を表するものである。現在發生せる鬭争中に於て共產主義同盟は宜

しく全力を盡し、第四國際を建立して中國に於ける最も強力なる革命的マルクス黨たらしめ勤勞大衆を武装し日本帝國主義に對する中國の勝利を爭取すべきである。

中國第三次革命萬歲！
打倒國民黨！

中國無産階級專政萬歲！

打倒日本帝國主義！

日本革命萬歲！

(S・K)

ソヴェエト聯邦

全聯邦共產黨一月宣言と極東

全聯邦共產黨中央委員會總會が肅正工作に對する訂正宣言を發表して以來、各地の黨機關に於ては聲の物に應ずるが如くこの問題を取り上げて競ひ立つて居る。而して全面的にこの宣言を支持する旨決議して居る様であるが、結果に於ては今迄勢力なる地位にあつた者が没落して、壓迫されて居た者が新しく勢力ある地位に立つと首ふ様な現象を見せて居る。これは一九三七年三月總會に於て決議された黨の肅正工作綱領がその實際的遂行に當つて多くの誤謬を犯した事に對して之を訂正すると首ふ黨の要望に反して、この訂正宣言をきっかけにして別の意味に於ける更に一層大規模の清黨工作が展開されるであらう事を物語つて居る。特にこれが極東に於て他の諸地方と異つた様相を呈するのはその地理的特種性と、人的要素の複雑性及、日滿に直接的に國境を接して居るからである。

極東は本質的に言つて歐羅巴に對して植民地の立場にあり、人的に言つても所謂移住民の社會であり、土着の土人を除いては、糙粗人やコッサク人が多くを占めて居る。これは俗に昔ふシベリアアロシヤ語が口唇を特に明瞭に發音する事によつてもその住民の大部が中央亞細亞出身である事が證明されるのである。これ等の地理的條件乃至社會的特性はソヴェエト政權になつても別段の變化を見せて居ないから、ソヴェエトの政策がこれ等の前提的條件の下に如何に消化されて居るかや問

題となる譯である。現在迄地域の廣大さのために旅行者の目が届かなかつた事と、蘇聯當局の秘密主義の爲にその實際的状態が全く傳へられなかつた爲に多くの憶測が行はれたのみであつた様だが、一月宣言による聯邦政策の大轉換により、現在迄の政策が出版物等を通じて批判を蒙るに至つて始めて、それも黨生活に關してのみであるが、その片鱗を見せた譯である。本文は浦鹽斯德市に於て發行の同地の黨機關紙赤旗(ク拉斯ナヤ・ズナミヤ)紙二月六日附同紙に掲載されたものであり、第一のアニシモフの報告演説はハバロフスク市に於て開催された極東地區委員會議に於て爲されたものであり、他は浦鹽市に於て開催されたものである。

最後の短編小説は一月宣言發表後ソヴェエトの新聞雜誌等に頻々として掲載される報告小説風の短編新聞小説の中の代表的なもの一つである。地名人名等も實際ある儘に書いて居るし、工場、黨機關等に於ける清黨工作の實狀を知るに最も適したものと思はれる。

植民地シベリアに於ける清黨工作は歐羅巴に於けるものよりもはるかに極端であり、無定見であり、中央派遣官吏の専制と横暴とにより、それが住民たるコサック人、韃靼人等の單純な心理の上に與へる影響は測り知れざる程深刻である様である。囚人の手になる鐵道と軍隊の監視下に建設される工場や共營農場、その他の國營企業を背景として發展するシベリアに於ける統治状態はそれが人的條件に於て斯かる様相を呈するに至るのは誠に當然と言はねばならない。

全聯邦共產黨一月宣言と極東地區黨機關の使命

黨極東地區委員長アニシモフの報告演説

一九三七年二月三月に於ける黨中央委員會議定例總會以後、黨陣列内に於けるトロツキー・ヂノヴィエフ一派の殘存分子清掃は大成功裡に遂行された。これと併行して行はれた外國間諜の檢舉も未曾有の成績を挙げ、黨陣列内に潜入して居た不良分子は盡く一掃されたのである。これ等の間諜、有害分子、暗殺者の掃蕩は大なる意義を有するもので、黨機關紙ブラウダはこの成功を評して資本主義國家と

の戰爭に於て勝利を得たるよりも尙大なる成功なりと斷じて居る。これ等不良分子の一掃により黨の指導的地位に、黨及民衆に傾倒せる多數の新人群が登場して來たのである。極東黨機關の清掃作業は吾が黨の中央委員會及スターリン自らの指導下に内務人民委員長エジヨフの直接指揮下に同人民委員部極東部員の手により行はれたのである。吾が極東地方は、B.K.ブルエツヘル指揮下の極東赤軍により白衛軍及外國干涉軍が粉碎された頃より絶えずフアツシズムの強慾なる犬たる日本帝國主義者共を垂涎せしめて居

るのである。この富裕なる沃土は彼等にとつては最も美味なる御馳走となつて居るのである。故に敵國はその間諜網及妨害工作網を極東に集中して居りこれと關係あるトロツキスト、ブハリリン派の脱落者共も此處に集つて來て共々に血に飢えた野獸の牙を研いで居るのである。これ等の脱落者共は地方の指導機關に侵入しその破壊工作を展開せしめ、日本フアツストが宣傳し吾々に挑んで居る日蘇戰爭開始の際に吾が國防能力を弱めようと企圖して居るのである。併し乍らスターリン、エジヨフ等の積極的指導の下に極東チエキストを動員してこれ等民衆の敵を捕へその假面を剥ぐ事を得たのである。

極東黨機關はその陣列清掃の爲に大作業を遂行した。併し黨の一月總會に於て指摘された黨陣列清掃中に犯された誤謬が若し吾々の責任に歸するものでなかつたならば、この大作業は更に大なる意義を持つものであつたであらう。併し乍ら黨中央委員會の決議に於て明らかにされた黨機關の誤謬は全く吾々極東ポリシエヰキ、敢て言へば黨地方委員會の責任に歸するものであると言ふ事を率直に白状しなければならぬ。不法、不當なる黨員の除籍は當該機關指導者の責任なりと斷ぜる。一月宣言に於ける黨中央委員會の指令はその儘吾が地方委員會にあてはまるものである。吾が極東地方委員會は昨年十二月に既に數地區

の委員會及ハバロフスク市中央區委員會等に關する提訴に對して審理を開始したのであるが、地方委員會に於て報告演説を爲し決議をしたにも拘らず、本格的に事を運ばず十二月既に明らかに居た誤謬に對して何等の適當なる方法をとらず、極東黨機關にとつての正確なる課題を選定する事を爲し得なかつたのである。而して吾々は又、一九三七年二月三月總會に於てスターリンの指示した次の諸點を全く忘れて居た事を率直に認めなければならぬ。即ち當時スターリンは次の様に言つて居る。

『黨組織は非常に強固なものであり黨員數は非常に大なるものである。千人、二千人の平黨員を除籍しても黨にいささかの影響をも與へるものでなし、又黨の組織力を弱めるものではない、と言ふ様な考へを持つて居る黨組織の指導者が居る様であるが、これ等の者こそその思想上最も反黨的なものである。』

黨中央委員會も當時同様の指令を發表して居る。地方、地區各委員會の指導者は、スターリン及黨中央委員會が斯くも明瞭に對黨員關係に對する態度を指示して居るに拘らず、これ等を裏切つて、犯した誤謬に對する自己の責任をはつきり了解すべきである。吾等の犯した誤謬は疑ひもなく敵人に利用されたのである。彼等は吾々の正當なる肅正工作を妨害し何等除籍さるべき理由のない大量の忠實な

る黨員を除籍し而して自分等は不正黨員の摘發者としての榮譽を得んとしたのである。吾々の使命は一月宣言を實踐窮行して以て今日迄犯し來つた誤謬を徹底的に訂正し、隠れたる民衆の敵を白日の下に曝露するにある。然らば一月宣言の吾々に指示せる具體的條件は如何なるものなりやと言ふに、

第一、吾々は黨中央委員會の一月宣言の主旨を管下各黨機關に徹底せしめなければならぬ。これは吾々に對してその民衆の敵との闘争に於て新しき武器となるものである。而して又各黨員に對して黨が如何に平黨員の身上に對して變慮しつゝあるかを知らしめなければならぬ。州及地方委員會の決議に依り、各組織に於ては中央部の一月宣言に對する討論會が開催された。討論會は緊張裡に行はれ、製粉工場、石油貯藏場、屠殺場等の黨部に於ては集會に参加せる總ての黨員が發言して居る。極東の各黨員ポリシエヴィキは一月宣言に對して全的の積極支持を表明して居る。而してこれを根據としてその誤謬を追窮しつゝある。吾々は各黨組織がこれ等の與へられた課題を完全に遂行し、以て將來に於ける活動に於て再びこの誤謬を繰り返さない様に努力しなければならぬ。

第二、吾々は中央黨部の要望せる如く即座にこの誤謬訂正を敢行しなければならぬ。吾々の犯した誤謬は少なくとも

を擧ぐれば正に應接に迫ない程である。又此處に於て吾々が銘記しなければならぬのは多くの忠實なる黨員が新聞記事に依り中傷され失脚して居る事である。吾が極東に於ける各新聞紙の編輯者はこれ等の中傷記事に對しては判明次第速に取消乃至訂正を爲すべきである。現在迄の状態を見るに、後でそれが事實無根であり中傷に基くものなる事が判明しても敢て之を訂正しようともせず何等の方法もとらなかつたのである。

誤謬に對する徹底的の訂正は黨員の警戒心をより高く昂揚せしむるものである。吾々はこれを以て敵の巢窟を徹底的に破壊爲し得たかと言ふに決してそうではない。これ等の隠れたる民衆の敵を曝露するには層一層の警戒心の徹底と、各個人に對する絶え間なき注意の連続によつて達成されるものである。

次に農業方面に關して一言すると、吾が極東に於ては農業經濟の發達すべき諸種の條件は完全に揃つて居るのである。所が民衆の敵トロツキスト一派は到る所に於て防衛行爲を行ひつゝある。吾が極東に於ける播種計畫は黨中央委員會及政府に於て確定されたものである。吾々はこの計畫を完全に百分遂行すべき義務がある。何となれば吾々は政府より豊富なるトラクター及自動草刈機の供給を受けて居り、トラクター配給所は到る所に設立されて居るのである。

いが先づ以て被除籍者の提訴を詳細に再検討しなければならぬ。極東黨中央委員會はこの目的達成の爲に少なくとも月三回専門委員會を召集して提訴の審理を行ふ事に決した。吾々は黨委員會所屬の責任指導者の一班を裂いて専門委員會の仕事に當らしめ、黨組織部から六名の有能分子を選んで定員外指導者として之を援助せしむることとした。

吾々はポリシエヴィキとして恥づかしからぬ有能な黨員を集めて黨參與會を組織しなければならぬ。沿海州、下黒龍江沿岸地方、樺太、カムチャツカ等に於ては現在に至るも未だ黨參與會が組織されて居ない。各黨委員會は早急にこの組織の仕事に着手しなければならぬ。

中央黨部の參與會は吾が極東黨部の要職にラズドロビエフ、バリノフ、チュルシンの三同志を送つた。これに依つて提訴審理は敏速に行はれ、黨は黨活動の諸分野に於て強力なる監督權を行使し得るに至つたのである。

第三、吾々は不當に除籍された同志を一日も早く復權せしめなければならぬ。而して吾々はこの復權者に對して家族的同志愛を以て迎へてやり、その仕事に就かしめなければならぬ。黨は過去に於て肅正を行つたが、現在に於ても之を續行して居るし、將來に於ても之を行ふであらう。併し乍ら過去に於て吾が極東機關に於て行つたこの大作業には幾多の民衆の敵が介在して居たのである。これ等の例

然るにこれ等配給トラクターの修繕は遅々として進まず、誠に心許なき状態にある。例へば沿海州に於けるトラクター修繕計畫はその豫定額の三五・五%しか遂行されず、ハバロフスク州に於ては四〇・八%、最も成績の良いユダヤ人自治州に於ても七〇%である。コルサコフ・トラクター配給所に於ては修繕等は全く始めて居ない状態である。播種に關しても決して樂觀的な成績を擧げては居ない。

二月十一日開催の浦鹽市黨積極分子集會の決議

第一條、黨中央委員會一月宣言ヲ、各黨員及青年共産同盟員ハ徹底的ニ研究シ、之ヲ非黨員ニ對シテモ解説シ理解セシムル機努力スヘシ。

之ト同時ニ市黨委員會ニ對シテ、一月宣言ノ主旨遂行ノ爲ニ全力ヲ盡クシ、ソノ現在迄ニ犯セル誤謬ヲ速ニ訂正シ、隠レタル不良分子ヲ容赦ナク曝露スル事ヲ要求ス、尙吾々積極分子ハ市黨部方不當除籍ヲ敢テセル不良黨員ノ曝露ニ極メテ消極的ナル事ヲ認メ此處ニ警告スル

第二條、吾々積極分子ハ各黨組織ニ對シテ、反黨的「イデオロギー」ニ基ク黨員ノ盲目的處遇ヲ完全ニ一掃スル事ヲ要求シ黨中央委員會ノ一月宣言ヲ嚴重ニ遵守スヘキ事ヲ要望スル

第三條、不當ニ除籍サレタル黨員ノ復籍、ソノ「ポリシエヴィキ」的育成ハ、各黨機關ノ第一義的使命トスル、不

當被除籍黨員ノ提訴ガ大量ニ不問ニ附サレテ居ル實情ニ鑑ミ、黨一月宣言ニ於テモノノ急速ナル處理カ規定サレ居ル關係上、吾々積極分子ハ一日モ早クコノ解決ヲ行ハシテ、彼等ニ對シテ適所ヲ與ヘ、研究ノ便ヲ與ヘル事ヲ要求スル、又上級機關ニ於テモ集會ヲ開催シタル上審議ヲ行フ必要アルモノト認ム

第四條 吾々積極分子ハ市委員會及州委員會ニ對シテ、一月宣言ノ規定ニ基キ速ニ被除籍黨員ノ就職ヲ斡旋スル様要求スル

第五條 黨機關ハ新人ヲ黨ノ指導的地位ニ任用スル事ニ對シ未タ消極的ナリト認ムルヲ以テ吾々積極分子ハ黨部ニ對シ、彼等ニ對シテ適所ヲ與ヘ、研究ノ便ヲ與ヘル事ヲ要求スル、コノ問題ニ關シテハ市、州委員會ニ於テ總會ヲ開キ、又上級機關ニ於テモ集會ヲ開催シタル上審議ヲ行フ必要アルモノト認ム

第六條 共產青年同盟市委員會ハ同盟員ノ除籍ニ際シテ大ナル誤謬ヲ犯シテ居ル事カ認知セラレテ居ルヲ以テ吾々積極分子ハ黨市委員會ノ共青同盟各組織ニ對スル指導力ノ強化ヲ強調シ誤謬訂正ニ萬全ヲ期センコトヲ要望スル。之ト同時ニ共青同盟員及之ニ加入セサル青年ニ對スル宣傳活動ソノ大衆教育ノ必要性ヲ痛感スルヲ以テ、黨州委員會ハ二月二十五日迄ニ共青同盟各組織網ニ於ケル

宣傳組織ヲ檢討シ、黨員中ヨリ有能ナル訓練済ノ宣傳員ヲ選任スルノ必要ヲ認ム

第七條 黨ノ成長ニ伴フ黨中央委員會ノ決議ノ極メテ不完全ナル遂行状態ニ鑑ミ、吾々積極分子ハ、各黨組織並ニ各黨員個々ニ對シテ、有能忠實ナル同志ノ入黨勸誘法ノ徹底的改善ヲ要求スル、之ト同時ニ吾々ハ、黨極東地方支部所屬積極分子ノ集會ニ於テ規定セル『或種ノ黨員ハ自己擁護ノ爲ニ新黨員紹介ヲ故ナク拒絶シテ居ル』状態ヲ改善スル爲ニ採擇セル決議ヲ全的ニ支持スル

第八條 黨教育ノ不満足ナル状態ヲ現認シ、吾々積極分子ハ聯黨組織、各黨員ニ對シテコノ方面ノ改善ヲ懇望シ、全各邦共產黨史ノ研究ヲ提唱スル

第九條 農村經濟ニ對スル一月總會ノ決議ハ農村經濟ノ將來ノ發展ノタメノ鬭争ニ於ケル黨員、非黨員「ブロック」ノ「ポリシエヴィキ」的「プログラム」ヲ爲スモノテアル農村ニ於ケル播種ノ不成績、「トラクター」配給所ノ不振等ニ鑑ミ吾々ハ農村ニ有能黨員ヲ派遣シ之ヲ援助セシムルノ必要アル事ヲ望ム

黨中央委員會ノ一月宣言ハ、ソノ行動ヲ規範セル戰闘的綱領でアル事ヲ強調シ吾々積極分子ハ、各黨組織並ニ各黨員個々ニ對シテ相互批判並ニ自己批判ヲ以テコノ宣言ノ遂行ニ萬全ヲ期スヘキ事ヲ要望ス

一月宣言ハ、黨將來ノ發展、民衆ノ敵ノ完全ナル剷滅、ソノ審議ノ徹底的清算ノ爲ノ關鍵テアル

全聯邦共產黨沿海州委員會書記長同志ミトラニコフの演説

(二月十一日浦鹽市に於て開催の黨積極分子集會に於て)

吾々の大清黨事業は黨中央委員會總會及同スターリンの直接の指令に應じて遂行されたのである。この故を以て吾々は多くの反革命没落分子を根こそぎ壊滅爲し得たのである。若し吾々がこの大事業遂行に當つて、この大なる誤謬を犯さなかつたならば、吾々の得た成果は誠に輝かしきものであつたであらう。併し乍ら吾々は除籍、復権訴訟等の處理の際に大なる誤謬を犯して居る。而してこれ等は市黨部又は州黨部に於て多々見受けられるのである。黨中央委員會は一再ならず黨各機關に對して、黨員除籍問題に關しては極力注意し慎重に事を決すべき旨を通告したにも拘らず、吾が極東黨機關の多くはこの通告を無視して十把一かちの黨員除籍を敢行して居るのである。今回の黨の一月宣言は誠に當然のものであつて、吾々は直ちに訂正に着手しなければならぬ。吾が極東に於ては一月宣言に於て指摘されたが如き實例が數多く有るが、特に甚だしいのは極東國立海運會社の黨組織である。この黨支部の支部長ヴラ

ソフはその犯した誤謬を認めて居るが併し、その誤謬を徹底的に訂正するには未だ黨支部の態度は曖昧である。調査もろくに行はずに除籍した黨員に對して一片の聲明を發したのみで足れりとして居るのである。例へば不當除籍された舊黨員アレクサンドロウイツの場合がある。黨員中の二、三の者はこの問題をもつと徹底的に検討する權に主張したが彼ヴラソフは、その中に復黨するさ、と言つてこれにとり合はないで居る。

極東國家機關所屬の黨員二十六名の中二十三名迄中傷的告訴を受けたが、この告訴者たる舊黨組織員のオシポフはその職を追はれたのみであるが、この中傷者に對しては更に嚴重に處罰すべき必要がある。

プーデンノフスキー州の黨員キセリョフは非黨員たるその妻と共に、善良なる女教師たるセーロワに關して中傷的投書を爲したが、この中傷投書を發表した赤旗紙は未だにこの事に關して訂正記事を掲載して居ない爲にセーロワは中傷された儘になつて居る。黨州委員會(臍首除籍された委員會書記長マクシモン)は調査も行はずに彼女を除籍して居るので吾々はこの中傷者及マクシモフを告訴する事を決議した。黨員に對する盲目的處遇の好例としては、國立飛行化學協會州支部黨部の三黨員除籍事件がある。この中の二人は除籍した黨部自身の手で復籍され他の一人は

州黨部の手に依つて復権された。斯かる方法に依り幾多の民衆の敵が、自己の子分を黨陣列内に幹部として配置し、又除籍されたトロツキスト等を復権せしむるためにあらゆる試みを行つて居つたのである。

吾々は今こそ黨の一月宣言の意圖を體して再び誤謬を犯さない様にとめなければならぬ。教育家、青年共産同盟員、非黨員ボリシエヴィキ等の入黨問題も深甚なる當事者の考慮を要する問題である。黨中央委員會も二月十五日迄に被除籍者に對して國家機關を通じて仕事を與へる事を命じて居る。吾々は黨の指令に服従して更に一段の努力をしなければならぬ。

極東國立海運會社所屬黨員積極分子集會

(一月十四日赤旗紙所載)

二月十日海員俱樂部に於て黨中央委員會總發出一月宣言に關する極東國立海運會社所屬黨員積極分子の集會が開催された。

黨員の不當除籍及被除籍黨員の提訴に關する黨中央委員會の決議に關しては海運會社政治部長ヴラソフが演説を行つた。彼はその演説に於て海運會社黨組織のトロツキスト、間諜、妨害者等の摘發作業を説明し、港の共産黨員は假面を被つて黨陣列内に潜入せる民衆の敵を少なからず曝露した旨を述べ、之に關連して各黨員に對する個人的調査の

不足の爲有能なる黨員の除籍を行ふ等の重大なる誤謬を犯して居た事も率直に述べた。然る後、海運會社本部のみにて二十六名除籍され、黒龍江沿岸の第一級黨機關にて除籍された者は總數九十四名でその中の大部分はトロツキストであり有能分子であり、全く正當に除籍されたものであるが、又これと共に忠實なる黨員で除籍された者もあり、現在に於ては本部に於て七名の提訴が受附けられて居り、五名は復籍し、六名は復職して居ると語つた。

この演説の後で共産黨員の討論が行はれたが海運會社の本部政治部長とその主任ヴラソフ、ヴオロシロフ州委員會書記長で前政治部長たりしコーリンその他に對して驚々の非難が浴びせられた。政治部指導員ゲラシーモフは次の様に言つた。

「政治部はろくに調査も行はずに一纏めにして減首を行つた。この被減首者中には除籍問題未決定の黨員も含まれて居たのである。例へば全聯邦共産黨員にして労働部長たりしハロシロフその他がそうであつた。ヴラソフは再び別の誤謬を犯して居る様である。彼は一度減首と決定した者を、ろくに調査も行はずに再び責任ある職に就かしめ様として居る様である。この集會に於て國立海運會社勤務の黨員中には黨の一月宣言を全く理解して居ない者がある事が判明したのである。個々の黨員は彼等が黨員に關して聞

透徹せる觀察

N・クルシコフ

(二月四日プラウダ紙所載)

時々斯ふ言ふ事がある。つまり専門家でもないし、別に手に職を持つて居ない人があるとする。そこで斯ふ言ふ人は工場では使ひ途がない爲に結局人事部等で働く様になり、まあ力相應に能力なみの事をやらせれば良いから、書類でも整理させる様になる。

彼は人事部に出勤する。先づテーブルの埃を拂つて然る後腰を下し、ぐつとそり身になつて尊大に構へ、誠に含蓄の深い咳拂ひをやるのである。斯くて彼は一足跳びに人間の運命の決定者となるのである。一日二日と經つ中に、生地を現す様になつて来る。勿體ぶつた口を利く様になり、動作も板に付いて来て、勤務も熱心で一日中調査書類と首つ引である。この書類は彼にとつては眞實の集成であり、虚偽の書類等は全くあり得ないのであつて、彼にとつては絶體的信頼の對照である。が併しこれと共に、彼は、誰がどんな風に働いて居るか、誰がどんな仕事に適して居るかと言ふ様な事に關しては全く御存知ないのである。それのみでなく彼は自分の同僚に對しても、その目鼻立とか口唇等の格好等は全く知らずその質問とか答とか書類の線等を見るだけである。仕事仕事で人間等はどうでも良いのである。それでも時々彼は突如として自分の仕事に對して更に

き知つた事や受取つた資料等は黨組織迄通告する必要があるいと考へ始める様になつたらしいが、斯かる誤つた考へを持つて居る黨員に對して積極分子は更に一層の警戒心を以て黨の敵に對すべき様注意を喚起した。過去の誤謬を分析して見て積極分子は現在迄に有能な黨員が所謂官界遊泳者等によつて中傷されて居た事を知る事が出来た。斯くしてビリユプチュクも現在民衆の敵として指彈されて居るマトウシヤクによつて消極分子として除籍されて居たのである。又、黨員、ヤ、スウ、チェン(譯者註、支那人か又は朝鮮人)はスパイ嫌疑で除籍されたが、事の真相を調査するに先立つて彼は職を追はれ、黨員章を取り上げられたのである。が後で調査の結果、スパイであつたのは同姓同名のヤ、スウ、チェンである事が明らかになり彼は復籍され職を與へられた。

(本名に關しては二月二十六日本紙上に於て、本紙編輯部より、本名は、黨籍を有せず、唯單なる黨同情者たるのみにして除籍される理由なしとの抗議が出て居る)

國立海運會社所屬の黨員は斯かる不當なる取扱を受けて居たのである。

積極分子集會は黨の一月宣言に對して全幅的支持を聲明して散會した。

綿密に検討して見たい熱意をおぼえるのである。すると同僚が新しい調査書を記入する必要のある事を知らせる。其處で彼は再び調査表を作成し直して、再び之を研究し對比し、比較しその根本を考究して、……結局何が何やら分らなくなるのである。

例へば最近、この種の活動家でゴリコフスキー自動車工場の人事に勤務して居るグリゴリー・ワシリエウイチ・ココリンは技師のボイコを自分の所に呼びつけた。この技師は一九〇八年生れの青年だつた。ボイコ技師は人事部に入つて行つた。ココリンは『坐りたまへ』と言つて例の透徹せる観察眼を以てこの青年技師を見つめた。ボイコも憶せず彼の視線を見かへしたが併し内心では一體何のためか、少なからず不審がつて居た。

ココリンは書類をめぐつて居たが更に之をきちんと揃え直して、さて口を切つた。

『ぢや、これから調査表に記入するからね。で第一の質問だが、君はケレンスキーの臨時政府の役人だつた事があるのだね？』

『え？』 共青同盟員たるボイコ技師は吃驚して、目を丸くした。『ケレンスキーの臨時政府時代と言へば自分は恰度九歳だつた。併し乍ら自分はこの臨時政府の陸軍大臣になる様にすゝめられたが、経験がないと言ふので斷つ

た事があつた一等と考へて居た。

ココリンは更に語をついだ。

『君、戯談ではないのだから、眞面目に答へ給へ。で君は白衛軍に勤務したかね？』

『僕は當時只の十歳だつたのですが……』

『それは問題ぢやないよ。つまり君はそれで白衛軍の連絡員として勤務したのだね？』

『いえ、勤務した事はありません。……が併し、おかしな質問を受けるものですね』

『おかしな事は何も無いぢやないか、此處は人事部だからね。君は陸軍幼年學校生徒だつた事があるね？ 肩章をつけて歩くのが好きだつたらう？』

『幼年學校生徒だつた事はありません。従つて肩章等つけてた事はありません。』

『そうか、それは良かったね』ココリンは顔色を和らげた。

『君どうだね、フランコ軍に勤務したい事はないかね？』これはゴリコフスキー自動車工場人部員ココリンと同工場の技師たる共青同盟員ボイコとの間に交はされた會話の正確なる記録である。

後でボイコ技師は友人宛の手紙に當時の事を次の様に書いて居る。

『僕はココリンが労働者の子であり、技師で共青同盟員た

る僕に向つて斯かる『警告的』質問を發する事は、君の伯母さんは一九一五年に新聞を賣つた事がありますか、と言ふが如き事を質問するのと同様だと思ふ。斯かる訊問は、スターリン憲法によつて公民権を認められて居るソヴェエト聯邦市民の権利の侵害であり侮辱であると言つても憚らない。斯かる訊問は黨や民衆に害毒を與へる以外に何等の益もたらさないだらう。』

ココリンは三時間に亘つてあれこれと質問した揚句、自

分の達識眼や、仕事に對する熱意に限りなき自己満足を感じて、彼を解放したのである。

讀者諸君、これでも何ともないのである。ココリンは元氣で事務を取つて居るし、別に誰も何とも言はないのである。返つて彼は熱心家であり活動家であり仲々のやり手だと思つて居る。この分だと彼は今に乳呑子に對しても『君は一九一七年迄何をして居たか？』と言ふ様な事を尋ねる様になるかも知れない。

イワノフの質問状とスターリンの返書

第七回コミンテルン大會に於て決議された人民戦線的闘争綱領が、最近各國に於ける民族主義的運動の擡頭に連れて漸次衰退を辿るに至り、特に該運動の温床たりしスペイン及支那に於ける失敗、乃至フランスに於ける消極化は、その反面に於て防共戦線の強化を來たし、極東に於ける日本を別としても歐洲に於ては伯林——羅馬樞軸あり、この樞軸の強化をめぐつて既にバルカン小協商國の向背は明瞭になつて來て居り、會つて世界に向つて呼號した集團的平和保障體制も崩壊の止むなきに至り、これは更に該體制の牙城たりし國際聯盟の屋脊骨を腐蝕せしめた。従つて一國社會主義建設の完成の爲にその窮極の大理想たりし急進的世界革命を揚棄して、聯盟の合法舞臺に進出して、リトヴィノフの雄辯を以て協調外交の名の下に相次いで締結した不可侵條約も通商條約も結局、蘇聯當局の安全感を満足せしむるものとはなり得なかつたのである。蘇聯邦と會つて盟邦關係にあつた伊太利、波蘭、羅馬尼の最近の動向は、この間の消息を物語るものである。故に一國內社會主義建設の完成が、蘇聯に於て今日程重要な事はないのである。蘇聯邦の絶體安全を守り得るものは、換言すれば蘇聯に於ける一國社會主義建設の最後の勝利を得るの必須條件は、その前提的條件としての一國內社會主義建設の現實の完成と共に國際ア

ロレタリアートの有効適切なる協力であり、更に立場を變へて言へば、國際プロレタリアートの協力を可能ならしむるものは蘇聯に於ける一國內社會主義建設の絶對的完成であり、之を具體的に言へば赤軍、赤海空軍等の最大限の強化であると言ふのである。

將來に於て、蘇聯邦が内にありては益々その軍備を強化し、外にありてはレギュラー外交より一轉して、その手に掌握せるコミンテルンの實勢力を以て國際プロレタリアートの協力を誘致吸引するの態度に出るものと見なければならぬ。この意味に於て本文は蘇聯の政策が決して世界赤化を抛棄したものではないことの重要な暗示を意味するものと解すべきであり、更に最早既に實行の一步を踏み出して居るのである。即ち最近同國に於て實現されつゝある、外國領事館閉出し事件がそのレギュラー外交の抛棄を意味するものである。

尙本文は今後の第二段の肅正工作に對してその行くべき道を示したものであり、所謂トロツキストが今後もこれに基いて執拗に續行されるであらう事を證明して居る。

イワノフの質問狀

同志スターリン！ 次の私の質問に對して判然と了解のゆく様お答へ下さる様お願い致します。私共の所では、共產青年同盟の州委員會に於てさえも、我が國に於ける社會主義の最後の勝利に關して二様の解釋が行はれて居ます。即ち第一の矛盾が第二の矛盾と混同して居るのです。この第一、第二の矛盾と言ひますのは、蘇聯邦に於ける社會主義の將來に關して貴方のお書きになつた著作中の、二つの矛盾たる、内部的矛盾及外部的矛盾を言ふのであります。第一の内部的矛盾は既に國內に於て社會主義が勝利を得た事を以て解決せられた事は良く了解して居るのであります。私が御返事を頂きたいと思つて居りますのは第二の矛盾即

ち社會主義國家と資本主義國家との間に於ける矛盾であります。貴方は社會主義の最後の勝利はこの外部的矛盾を解決するものであつて、外國の武力干渉に對する絶對的保證を得、從つて資本主義復活の危険が全く去つたものであると言ふ事を指摘して居られます。然しこの矛盾を解決するのは全世界の労働者の努力のみであります。同志レーニンも、全世界の舞臺に於て、全世界の労働者の一致的努力のみに依つて最後の勝利は得られると教へて居ます。全聯邦レーニン共產青年團州委員會附屬本部宣傳員養成所に於て私は貴方の著作を根據として社會主義の最後の勝利は世界的範圍に於てのみ得られるのであると言つたのです所が州委員會第一書記のウローゼンコ、宣傳指導員カゼ

ルコフは私のこの論がトロツキ的説法であるときめこんでしまつたのです。

私は貴方のこの問題に關する著作を引用して彼等に讀んで聞かせました所、ウローゼンコは、同志スターリンは一九二六年にその事を言つたのである。吾々は既に一九三八年に到來して居る。當時は未だ最後の勝利を得るに至らなかつたが、現在は既に之を得て居る。故に外國の武力干渉とか、資本主義の復活等を考慮する必要はない。と言つて私に引下がる様に申しました。その上更に語をついで、吾々は現在既に社會主義の最後の勝利を獲得した。故に外國の武力干渉及資本主義復活の危険からは全く保證されて居ると判然と言つたのです。この爲私はトロツキズムの信奉者と見做され宣傳員を除名され、私の黨籍問題が論議されて居る様を譯です。

同志スターリン、何卒、吾々は既に社會主義の最後の勝利を獲得したのかそれとも未だ獲得して居ないのか、私にはつきり説明して下さい。時勢の變化の爲、私は多分この問題に關する種々な適當な材料を得る事が出來て居ないものと思ひます。私は又、同志スターリンの著作が少しく古くなつて居ると言ふウローゼンコの言は反ボルシェヴィキイ的だと思ひます。而して私をトロツキストと見做して居る州委員會の役員達が正當に行動して居るか否かも疑つ

て居ます。私にとつてはこれは最大の侮辱であり汚名であります。

同志スターリン、何卒下記の所へ御返事を下さい。
クルカヤ州、マントウロフスキー區第一ザワセムスキー村ソヴェエトN・イワノフ宛、三八年一月十八日
(イワノフは全聯邦レーニン共產青年團區委員會本部宣傳員である。)

スターリンの返書

同志イワノフ、勿論君が正しく君の思想的反對者たるウローゼンコ及カゼルコフは間違つて居る。

その理由は
一國內、此の場合に於ては吾が國に於ける社會主義の勝利に關する問題が二つの異つた方面に分類される事は全く疑問の余地なき所である。

吾が國に於ける社會主義の勝利に關する問題の第一の方面は、吾が國內に於ける各階級の相互關係の問題に關するものである。これは内部關係の分野に屬するものである。吾が國の労働階級は吾が國の農民階級との間の矛盾を克服して、それと聯合、提携爲し得るか？ 吾が國の労働者はその農民と聯合して、吾が國のブルジョア階級を打倒して、土地、工場、鑛山を沒收し、自己の力を以て新しい階

級無き社會、完全なる社會主義社會を建設爲し得るか？と言ふが如き問題が吾國に於ける社會主義の勝利に關する問題の第一の方面に屬するものである。

レーニン主義はこの問題に對して明確に答へて居る。レーニンは吾々は、完全なる社會主義社會建設の爲に必要な總てのものを持つてゐる、と教へて居る。従つて吾々は自己の力を以てそのブルジョアを打倒し社會主義社會を建設爲し得る譯である。後にファツシズムの手先となりその間諜となつた、トロツキー、デノヴィエフ、カメネフ及その他の連中は、他の資本主義諸國に於ける社會主義革命の前提的勝利無くしては、吾が國に於ける社會主義の勝利は不可能であるとなし、その可能性を否定して居たのである。而して此等の紳士連は他國に於ける革命の勝利に事寄せて自己の退却を隠蔽し吾が國をして資本主義の發達段階へ引き戻さんして居たのである。この問題に關して特に、吾が黨内に於て、これ等の連中との間に激烈な討論が行はれたりしたのである。その後の吾が國の發達過程により、吾が黨が正しくトロツキー及びその一派が間違つて居た事が釋明されたのである。蓋し、その間に於て吾々は既に自國內のブルジョア打倒に成功し、他の國々に於て社會主義革命の勝利が見られなかつたにも拘らず、農民階級との協力一致を得て根本的に社會主義社會を建設爲し爲たのである。

てゐる。レーニン主義は、資本主義制度復活の危険から完全に脱する意味に於ける、社會主義の最後の勝利は國際的範圍に於てのみ可能であると教へて居る（第十四回全聯邦共產黨大會の決議を見よ）これは即ち、一國內社會主義の最後の勝利は國際プロレタリアートの眞摯なる助力に依つて始めて可能である事を意味するものであつて、勿論吾々自身は徒らに拱手傍觀して只國外の助力を待つべき事を意味するものではない。反對に、國際プロレタリアートの助力と相結んで、國防力を強化し赤軍、赤海軍を増強し、全國を動員し以つて資本主義國家の武力攻略、資本主義制度復活の危険と戦ふべきである。この事に對しレーニンは次の様に言つて居る。

『吾々は一國內に居住して居ると共に、國家群の系統の中に居住して居るのである。而してソヴェエト共和國が他の帝國主義國家と相並んで長年月に亘つて存立すると言ふ事は考へ得られないのである。結局いづれか一方が勝利を得るに至るのである。この對立に終局が来る迄は、ソヴェエト共和國とブルジョア國家間の打ち續く忌むべき衝突は不可避である。支配階級たるプロレタリアートが若しその支配權を維持して行かうと欲すれば、その意志を強行爲し得るものは自己の武力のみであると言ふ事になる。吾々は吾々に對して露骨に敵意を持つてゐる人々、階級、政府

吾が國に於ける社會主義の勝利に關する問題の第一の方面は斯かる状態にあるが然し、同志イワノフ、君の對ウロレーニコフ及カゼルコフとの論争はこの第一の方面に關するものではないと余は思ふ。

この問題の第二の方面は、吾が國と他の資本主義國家間の相互關係、即ち吾が國の労働階級と、資本主義國家のブルジョア階級との相互關係の問題である。これは外部的な國際的な分野に屬するものである。多くの強力なる資本主義國家に圍繞されてゐる一國內に於ける社會主義の勝利が、それ等の武力干渉や、國內に於ける資本主義復活の危険から全く保證されて居ると見做し得るや？ 又吾が國に於ける労働階級及農民階級が資本主義國家の労働階級の眞摯なる助力なくして、資本主義國家内のブルジョアを、恰も自國內のブルジョアを打倒し得たかの如く打倒し得るものなりや？ 換言すれば、吾が國に於ける社會主義の勝利は最後のなものである。即ち、その勝利は一國內に限定されて居り、他の資本主義諸國は依然として存在して居ると言ふ條件の下に於て吾々が外國の武力干渉や、自國內の資本主義復活の危険から全く解放されて居るものと見做し得るや否や？ と言ふが如き問題がこの第二の方面である。

レーニン主義はこの問題に對しては否定的な答へを爲しにより包圍されてゐる。吾々は常に吾々が危険線上にある事を銘記して居なければならぬ。『レーニンらしくいさゝかの粉飾も用ひず、鋭く、大膽に且つ正確に言つて居る。これを前提としてスターリンの『レーニン主義の諸問題』（書名）中に次の様に言はれて居る。（譯者註、この一文章を以つて見るに、本文がスターリン自身の手で書かれたものか否か疑はしくなつて來る様である。自著を引用する場合の斯かる表現は普通常識ある文章を書く場合先づ皆無と言つても可い。）

『社會主義の最後の勝利は外國の武力干渉から完全に保證されて居る事であり従つて資本主義復活の危険が全く去つた事を意味するものである。蓋し資本主義復活の本格的運動は外國からの強力な支持を得、且國際資本の掩護下に於てのみ可能である。故に吾が國の革命に對する各國労働者の支持、乃至はそれ以上にその中の一部分の國家に於ても労働者が勝利を得れば、それは最初に労働者が勝利を得た吾が國に於ける武力干渉や資本主義復活の危険を拂拭し、社會主義の最後の勝利確保のための必要條件となるものである。』（レーニン主義の諸問題、一九三七年版、一三四頁）

實際上、吾が國が資本主義國家の包圍下にある事實に對して眼を被い、且、例へばファツシストの如き外敵が常に

蘇聯邦に對して機あらば武力攻略を行はんと企圖して居る事に對して之を否定するが如き事は全く愚の骨頂であり、笑止千萬である。斯かる考へを持つ者は盲目な自慢屋か、又は民衆を麻痺せしめんと企圖して居る隠れたる敵害分子のみである。外國の武力干渉軍が多少の成功を収むれば直ちにその占領地帯内に於けるソヴェエト制度を破壊してその跡にブルジョア制度を樹立すると言ふ事實を否定する事は益々以て笑止であり、噴飯に耐へない。例へばデニキン乃至コルチャツクがその占領地域に於て資本主義制度を復活しなかつたであらうか？ 又フアツシストがデニキンやコルチャツクよりましであらうか？ 斯く考へれば問題は明瞭であり釋然とする。吾々が資本主義國家群の包圍下にある現在、武力干渉の危険や資本主義復活の虞を否定する者は狂者か、含む所あつて吾が國力を弱め、欺瞞を以て民力を分散せしめやうとする有害分子のみである。故に資本主義列國の包圍下にあり、その武力干渉や、資本主義制度復活の危険に終始曝されてゐる一國內に於ける社會主義の最後の勝利が最後のなものであり得るかとの問題に對してその答は明白に否である。

一國內に於ける社會主義の勝利に關する問題は叙上の如きものである。以上によつてこの問題は二つの異つた問題を包含して居り、即ち(一)内部關係、即ち國內のブルジョ

アを克服して完全なる社會主義を建設する事、及(二)外部關係、即ち外國の武力干渉及國內の資本主義復活の危険から完全に保證されること、以上の二問題に分れて居る事になるのである。

第一の問題は既に吾々の力で解決したのである。吾が國のブルジョアは既に清算されてしまひ、社會主義は既に牢固として建設されて居るのである。これを社會主義の勝利正確に言へば、一國內社會主義建設の勝利と稱するのである。若しも吾が國が孤島の上に存在して居り、これを取り圍む資本主義諸國がなかつたならば、この勝利は直ちに最後のものとなり得るのである。然し乍ら吾々は孤島に住んで居るのではなく大部分は敵意を持つ國家群の系統の中に存在して居るのである。故に吾々の勝利は決して最後のものでもない事は明白であり、吾々も卒直に之を認むるのである。故に第二の問題は未だ解決されたものでなくこれから先この問題解決の必要が生じて來る譯である。然し第二の問題は第一の問題を解決した條件を以てしては解決不可能である。つまり吾が國だけの力量では困難である。第二の問題を解決するものは國際プロレタリアートの眞摯な努力とそれにも増して眞剣な吾が國の勞働階級の努力との結合力即ち内外勞働者の團結力のみである。故に蘇聯邦勞働階級とブルジョア國家の勞働者とのプロレタリア的國

際連絡を益々強化し、彼等に對蘇戰の場合に於ける收戰主義を慫慂し、吾が國の勞働階級に對して政治的助力を依頼し一方吾が赤軍、赤海軍、赤空軍、國立飛行化學協會を益々強化擴張しなければならぬのである。而して吾が國の全民衆を戰時總動員體制下に待機せしめ、敵國に對して侵略の機を與へない様にしなければならぬ。

君の手紙によればウローゼンコはレーニン主義の見解とは全く異つた別の見解を持つて居る様である。彼は吾々は最後の勝利を獲得して居り、武力干渉や資本主義復活の危険から全く解放されて居ると確言して居るさうであるが、彼が根本的に間違つて居る事は疑問の余地がない。彼の斯かる解釋は現狀を理解せず、レーニン主義の根本思想を知らない全くの小兒病的な荒唐無稽な思想に基くものである。若し吾々が最後の勝利を得、何等の危険にも曝されない様になつて居れば、何故に強大な赤軍、赤海軍、赤空軍、國立飛行化學協會を必要とし、國際プロレタリアートとの連絡強化を圖る必要があるのか？ 若しその必要なしとせば年々これ等に費した數百億の金は他の必要のため使用した方が良いではないか？ 而して赤軍も最小限度に縮少し出來得べくんば全く廢止してもよいではないか？

ウローゼンコの如き人物は、主觀的に何等の害意を有しなくとも、客觀的に、吾が國にとつて危険な存在である。彼等は好むと好まざるとに拘らず、吾が國の民力を弱め、勞働者農民の力量を分散し、外敵の侵略に便宜を與へて居るものである。

同志イツワフ、君は宣傳員を罷免され、除籍されかつて居るそうだがその心配は全く無用だ。若しも州委員會の役員等がチェホフの書いた士官候補生プリシベエフ(諷刺を弄して自己の立場、行爲を辯明するチェホフの短編小説『下士官プリシベエフ』中の主人公、譯者註)たらんとするならば、彼等も同類と見て差支ないのである。吾が國ではプリシベエフは餘り歓迎されない。

君は最早『レーニン主義の諸問題』が古くさくなつたかどうか判断出來るだらう。余自身もこの本が古くさくなつて、資本主義の存在だとか、武力干渉、資本主義復活等の不愉快な言葉がこの世から消滅する事が望ましいのだ。併し乍ら遺憾な事にはこれ等の不愉快な狀勢は依然として存在し續けて居る。

三八年二月十二日

スターリン

ゲ・ベ・ウ二十週年紀念日の狀況

客年十二月二十日は一九一七年末ロシア革命混亂當時反革命反ソ運動取締の赤色テロル本部として全露反革命取締非常委員會が創設せられてより二十週年に當る爲めソ聯邦では政府並全聯邦共産黨を始め各機關に於て全國を擧げて此の日を紀念した。本文は之が概況に關してソ聯邦各紙より取纏めたものである。

一九三七年十二月二十日は現内務人民委員部の前身たる全露反革命取締非常委員會が創設されてより二十週年に當り黨及政府機關は全國を擧げてこの日を記念した。

抑々ウエ・チエ・カ(略して單にチエ・カとも呼ぶ)は一九一七年末革命混亂當時反革命運動、ソヴェエト政權の政策遂行に對するサボターージュ投機その他を取締る爲特別の軍隊を有する反革命運動に對する赤色テロルの本部であり黨員ゼルジンスキー・エフ・エがその組織に當つた。各縣にその支部を有し慘虐なるテロルを以て當時反ソヴェエト分子の戰慄の的となつたものであるが一九二一年國內戰が一先づ終熄し新經濟政策が施行されるに及び一九二二年のソ聯邦中央執行委員會の決定に依り犯罪檢舉と處罰に對するその絶大なる權力を稍制限されて改組の上オ・ゲ・ベ・ウと改稱されるに至つた。

斯くして成立せるオ・ゲ・ベ・ウ(ゲ・ベ・ウとも呼び)合同國家保安部は「政治的、經濟的反革命行爲、國事探偵及匪

賊との鬭争に依るソ聯邦内諸共和國の革命的勢力の統一を目的とし、チエキストと呼ばれる常任勤務員とセクソートと呼ばれる秘密行動員を全國に配置し更に約十五萬のゲ・ベ・ウ特別部隊を擁してゐた。然るに一九三四年ゲ・ベ・ウ組織に大改組が行はれ従来の死刑執行投獄流刑の權限を削り秘密裁判を公開司法制度となしその大多數の勤務員は新内務人民委員部に、特別軍は赤軍に移管する事となり、ゲ・ベ・ウの名稱は廢止せられるに至つた。

内務人民委員部は建國當初非合法的人民委員部として一時存在し一九三〇年末廢止されたが、今日の形態機能をも具へたのは一九三四年七月十日附ソ聯邦中央執行委員會の決議に依るものであり現内務人民委員部の機能は従来の内務人民委員部のこれと異り革命的秩序國家保安の保障、國境警備及公共財産の保護等をその主要任務とするものである。之を要するに現内務人民委員部は舊ゲ・ベ・ウの機能に民警本部の機能を合併せるものであり、チエ・カ及ゲ・ベ・

ウの直系として、たとへ名稱を異にすると雖もこの三者は所謂プロレタリア獨裁維持の爲の強力實行機關として終始し、今回ソ聯邦當局がこの三者成立二十週年を紀念したのはこの意味に外ならぬ。

扱て右二十週年に際しソ聯邦中央執行委員會は最も重要な政府の課題を典型的且つ獻身的に遂行せる廉に依り、舊臘十九日附決定を以てレーニン勳章十名、赤旗勳章五名、赤星勳章二百三十八名、名譽章百五十四名合計四百七名の敍勳を發表した。右敍勳が何れの方面に及ぼされたかを判別すべき文字は明記されてゐないが十二月二十日附ブラウグ紙の論説内容及前後の事情よりして之が内務人民委員部關係の敍勳たることは明瞭なりと思料せられる。

此の日、ソ聯邦人民委員會議及全聯邦共産黨中央委員會は「間諜行爲、有害行動、牽制行動との鬭争に於てソヴェエト國民の前にその義務を中實且つ獻身的に遂行する内務人民委員部に滿腔の挨拶を送り」且つ「内務人民委員部員闘士に對しその民衆の敵絶滅活動に完全なる成功を獲ん事を希望」(同日附「紙・イ紙」)したがコミンテルン執行委員會も亦「労働階級の拔身の劍」と題して次の様な挨拶を寄せた。

ウエ・チエ・カ、オ・ゲ・ベ・ウ、内務人民委員部成立二十週年に當り勝利せる社會主義の國をスパイ牽制行動分

子、有害行動分子憎むべきファシズムの手先より炯眼に擁護する國家保安部に設置せる戰鬪的機關に對し共産インターナショナル執行委員會は熱き挨拶を送る。

支配階級の斷罪機關に依りその權力下に呻吟せる勤勞民衆はソ聯邦に於て人類史初つて以來最初の民衆の敵を斷罪する拔身の劍「チエ・カ、オ・ゲ・ベ・ウ」内務人民委員部を有してゐるレーニン、スターリン黨に教育され社會主義國を擁護する爲に獻身的鬭争を行ひつゝあるチエキスト軍は全ソヴェエト民衆の愛と支持に圍繞されてゐる。

社會主義の國を守護するソヴェエトのチエキストはファシストの手先スパイ、トロツキー、ブハーリン的戰爭放火者團を粉碎し萬國の勤勞者の利益及全般的平和事業を支持する旨を萬國の労働者階級は知悉してゐる。

共産インターナショナル執行委員會は卓越せる内務人民委員部に對して人民の敵を根絶し全世界勤勞者の祖國たる社會主義國の強固なる力を結集する鬭争に於て更に大なる成功を收めん事を望む。

(十二月二十一日附「紙・ブ紙」)

而して全國各地に於ては夫々黨、ソヴェエト、各社會組織が記念集會を盛大に開催したが、就中モスクワ市に於ては次の如く黨モスクワ市、州委員會、モスクワ州ソヴェエ

ト及同執行委員會、共産青年同盟モスクワ州及市委員會が
黨ソヴェエト、社會組織積極的活動分子大會を開催した。
其の概況次の通りである。

モスクワに於ける大會の狀況

(一九三七年十二月二十一日附イ紙、テ紙参照)

ウエ・チエ・カ・オ・ゲ・ベウ内務人民委員部成立二十周
年を記念する爲、黨モスクワ州及市委員會モスクワ州ソ
ヴェエト及同執行委員會、共産青年同盟モスクワ州及市委
員會主催にて黨ソヴェエト社會組織積極的活動分子大會
が十二月二十日午後六時よりボリシヨイ劇場に於て開催さ
れた。同日幹部席にウオロシロフ、ミコヤン、アンドレー
エフ、エジヨフ、ジュダノフ、フルーシチエフ、ジュキリヤ
ートフ、デイミトロフ、フリノフスキー、カガノウイツチ、
モロトフが臨席し黨モスクワ市委員會書記ブラタノフス
キー先づ開會を宣し、次いで名譽幹部會にスターリン、モ
ロトフ、カガノウイツチ、ウオロシロフ、カリーニン、
アンドレーエフ、ミコヤン、コンオル、チューバリ、エジ
ヨフ、ジュダノフ、フルーシチエフ、ブルガニン、デイ
ミトロフ、テールマン、ホゼディアスを選挙せる後ミコヤ
ン、マクシモフ(スターリン自動車工場労働者、非黨員)、
ゴジャイエフ(第三十九號工場職工長)、コンドラシエーワ
ヤ(ジエルジンスキー・トリヨフウゴル製作所婦人労働者)、

内務人民委員代理フリノフスキーの報告演説あり、最後に
同大會の決議文を決定散會後引續き記念音樂會を開催しス
ターリンが臨席した。

(イ) ミコヤンの報告演説

本日は内務人民委員部成立の二十周年のみではない。
内務人民委員部は單なる一人民委員部ではなく我黨及全
國民に最も近い組織であるからその二十周年は我黨ソ
ヴェエト政權ソヴェエト國民の二十周年である。チエ・カ
・オ・ゲ・ベウ内務人民委員部の通つて來た道は偉大なる
社會主義革命の道である。スターリン及レーニンはチエ・
カ・指導者ゼルチンスキーを極めて愛した。蓋し彼は共産
主義の勝利の爲の熱烈な闘士であつたからだ。

資本主義諸國及帝國主義密偵團はソ聯邦建國以來今日ま
で凡ゆる革命的陰謀を行つて來たが我がソ聯邦密偵の破邪
の劍は無慈悲にそれを弾壓して來た。而して最近エジヨフ
を先頭とする内務人民委員部等の活動は目ざましく常にそ
の言葉を實現して來た。彼はトロツキー、ブハーリン的外
國密偵の巢を弾壓し我々多數労働者の命及多數工場破壊
を救つた。内務人民委員部はスターリン的人民委員エジヨ
フが指導したからである。エジヨフはゼルチンスキー及黨
の精神である處の社會主義及我國民に對する火の如き愛と

敵に對する憎惡とを學んだ。故に今内務人民委員部及エジ
ヨフはソヴェエト國民の喝仰の的となつてゐる。

ソヴェエト諜報機關は民衆に依存し民衆の爲に活動し
て居る。トロツキー、ブハーリン一派のスパイを摘發する
爲に内務人民委員部を援助してゐる。我國労働者は内務人
民委員部員である。

十六年間我國は外國よりの軍事的脅威を受けてゐたが我
國には尙まで武装した赤軍及密偵軍が常に之を撃退し
て來た。併し我々が成功すればする程餘計敵は攻撃を逞
うして來る。我々は内務人民委員部がレーニン、スターリン
黨の忠實なる息子とチエキストの傳統を襲ぎ民衆の敵と闘
争せん事を希望する。スターリンが十二月一日スターリン
選挙區選挙大會に於て國民に對して述べた要求は次の如
し。スターリンはレーニン型ソヴェエト活動家の型を興
へた。スターリンはレーニン型ソヴェエト活動家とはス
ターリン型ソヴェエト活動家である。我々は眞のボリシ
エウイークとなる爲にはレーニン、スターリンを模倣せね
ばならぬ。レーニン、スターリンの如く眞の政治家たり敵
に非妥協的であり重要問題を決定する際、聰明且つ自由で
あり、眞摯且つ誠實であり、レーニンスターリンが民衆を
愛する如く民衆を愛せよ。

(ロ) 同大會決議文の内容

二十年前ソヴェエト政權を強化し十月社會主義革命の
勝利を鞏固にせんが爲にレーニン、スターリンのイニシヤ
チブに依りウエ・チエ・カが創設されゼルチンスキーがそ
の長官として、レーニン、スターリンの直接指導下にブルジ
ョアジを畏怖せしめた。内亂戦時代、國民經濟復興時代五
ヶ年計畫時代等社會主義建設の各段階を通じてソヴェエ
ト諜報組織は苛責なく革命的陰謀を摘發して來た。特に
内務人民委員部のトロツキー、ジノウイエフ、ブハーリ
ン、ルイコフ一派のファツシヨスパイ團掃討の功績は偉大で
あつた。内務人民委員部はエジヨフを先頭としてレーニン、
スターリン黨の指導下に醜惡なるファツシヨ、スパイ團の
計畫を苛責なく暴露してしまつた、そしてスターリン憲法
に明文化された平和的社會主義的勤勞と偉大なる社會主義
の勝利を擁護し、全世界に平和事業を主張しファツシヨ
と戦戦に反對して闘ふ進歩的人類を支持し、ファツシヨ
侵略者の凡ゆる挑發を撓まず暴露し續けてゐる。トロツキー、
ブハーリン一派は我國をファシストに賣り我國に資本家地
主政權を回復する事はできなかつたし又將來もできないで
あらう。ソヴェエト密偵機關は常に社會主義事業に献身
的であり労働者大衆と不可分に結びつき又ボリシエウイキ
黨、ソヴェエト政府の偉大なるスターリンの直接指導下

にあるが故に強力である。最近ソヴィエト民衆の精神的政治的結合が發達して来た。

スターリン憲法に基く最高ソヴィエト選挙は自由なソウエト民衆の自覺と積極性と組織性とを未曾有の域にまで昂め黨員及非黨員の無敵なる事を全世界に示しレーニンに更に密接に結集した。凡ゆる帝國主義者及その傭人トロツキー、ブハーリン一派に對し社會主義を窺ふ企圖は黨員及非黨員のスターリンの無敵プロツクに粉碎されるであらう事を知らしめよ。

本大會は全勤勞者が更に革命的警戒を嚴にし我が國境の不可侵性をまもり、凡ゆる民衆の敵スパイ、牽制行動分子有害行動分子を苛責なく掃射し、全力を擧げて卓越せる我

獨逸

獨逸警察の機構

獨逸警察の機構組織は、吾國のそれとは趣を異にし、特に秘密國家警察はソヴィエトに於ける内務人民委員部(舊・ゲ

ベ・ウ)に比せられる特異なる機關であつて、ヒットラー内閣以後に創設せられ、又ナチス黨の機關たりし、SS(親衛隊)が警察機構の一翼を形成してゐることが注目される。左に全國親衛隊長にして獨逸警察長官たるハインリッヒ・ヒンムラーの敘述を基礎とし獨逸警察の機構を記すこととする。

獨逸警察の統一

一九三六年六月十七日の總統令(本報第百六十九號所載)に依つて、獨逸警察制度は名實共に統一された。ヒットラー内閣は其政權獲得以來國邦の合一、一國一黨の完成諸勞働組合の統一、等々所謂劃一の偉業を實現して來たが就中此目的の爲に活躍した警察並警察制度に關しては銳意改善を加へつゝあつた。一九三四年一月既に國民社會黨發祥の地バイエルン邦を始としてプロイセンを除く全國十七邦の警察は、中央政府内務大臣管轄の下に統一されたのであるが、たゞプロイセンのみは、プロイセン邦内務省を中央政府の内務大臣に兼攝せしめた以後に於ても同邦警察事務は、從來通りプロイセン總理大臣ゲーリングの管轄下に置きヒンムラーをしてゲーリングを代理せしめ警察事務を管掌せしめた。従つて名實共に統一を見たのは前述の如く一九三六年であつた。

獨逸國民社會黨の創立は、ボルシェヴィズムに依り戦前の大帝國が崩壊と混亂に陥つた危機を救ひ、其再興を圖るのが目的であつたから、黨の前衛たる突撃隊はもとより、突撃隊と共に黨の爲に盡瘁し來つた親衛隊の功績は没すべ

がチエキストの名譽ある事業を援助しつゝある事を認める。更に我々は一層の執拗さを以てファシストの手先トロツキー、ブハーリンの裏切者を徹底的に掃滅し、國家の機密保護に努め、都市農村に於ける生産力を昂揚し舊地に共產主義に前進せんとするものである。

我が卓越せるチエキスト及戰闘的スターリン的人民委員 エジヨフ萬歳!

偉大なるソヴィエト民衆萬歳!

我が強力なる祖國ソヴィエトの國萬歳!

我がソヴィエト政府及その長官同志モロトフ萬歳!

偉大なるレーニン、スターリン黨、全聯邦共產黨萬歳!
我が親友にして全世界勤勞者の教師であり頭首たる同志
スターリン萬歳!
(H・K)

からざるものがある。獨逸警察が全世界共同の敵ボルシェヴィズムの克服を其任務としてゐる今日之を獨逸警察の一部として内務省内に設置したのは決して偶然でない。反共產主義闘争を現在及將來に亘つて敢行するには警察官が此危険を認識し自覺してゆかねばならぬ。經濟を混亂せしめ、民族を崩壊せしめる共產主義は警察官の不倶戴天の敵であり、ドイツ人は戦後永年に亘りボルシェヴィズムと共產主義の支配下に呻吟して來た爲、其克服の爲の闘争が激烈であり深刻を極めたことはいふ迄もない。此點政權獲得前に於て異常なる活動をした親衛隊の經驗並關係を尊重し之を警察機關となし、現在及將來に亘り國民社會黨指導者たちが如何なる組織を以て國家及國民の敵共產主義を防衛し之を克服せんとするかは蓋し注目に價するであらう。以下ヒンムラーの述ぶる處を譯出することとする。

獨逸警察の機構

1、一九三三年迄の發達

世界大戦前迄獨逸警察は聯邦國家の事務を管掌し來つたのであるが、一九一八年十一月革命以後「ワイマール憲

法」は國に對し秩序治安保護に關する立法權を賦與した。然しながらワイマール國家(共和國)は警察法統一と緊密なる全國警察組織を創建する力量を有しなかつたのである。又、獨逸治安警察の中に緊密な連絡をもつ防護團を創設せんとする努力が行はれても、それはヴェルサイユの規約によつて一つ一つ壊されて行つたのであつた(例 特別司令部及參謀部の禁止)

ワイマール國家に於ける獨逸警察は、爲政者の思ひのままになる極めて權限の狭い、不愉快な組織であるにすぎなかつた。いはば當時の警察は、黨國家及び個人が國家を自由主義的に考へることを許容してゐたのである。

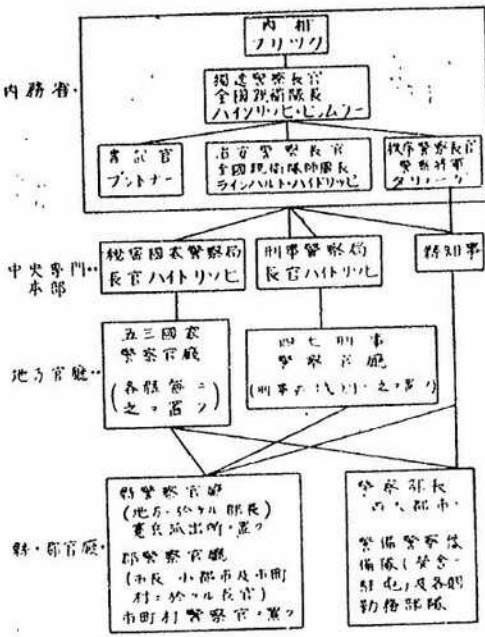
2、機構

國民社會主義的民族共同社會及國家の保護に當るべき防護團として獨逸警察は國內治安を擔當し、かゝる目的の妨害たるべきもの乃至障礙一切を排除して來た。

一九三四年一月三十日國家創設に關する法律に依り獨逸警察も之を國に移管することとなつた。従つて各邦の警察權は全て國民社會主義國家の警察權に統一されるに至り、獨逸警察は左の如きことを要求するに至つた。

(A) 原則的に新らしい全警察の組織及び國民社會主義的世界觀に根差し且最も深き警察義務觀念の涵養

(B) 緊密なる統一的指導及び中央官廳の創設



其世界觀を擴め、共產主義に對する國民社會主義の啓蒙教化により國民が共產主義の危險を悟るに至つて、始めて此危機は解消したのである。

附(B) 一九三六年六月十七日命令によつて獨逸警察の任務は内務省全國警察長官に之を統一組織するに至つた。全獨逸の執行警察は之を分つて左の二組織とする

(1) 秩序警察 (Ordnungspolizei) 之に所屬するものに次の三警察がある。

(イ) 警備警察 (Schutzpolizei) (註外部に活動する執

附(A) 一九一八—三三年迄の獨逸警察は國民全體の爲の機關ではなかつた。現政府の政權獲得以來吾人は警察が反國民的たることから完全に之を解放しえたと信ずる。諸外國では獨逸國民はチェーカの如きテロ本部によつて壓迫されてゐるといふデマが行はれてゐるが、わが國では警察の任務を以て「警察は國民の友であり救ひ手である!」といふ標語につきるものだと考へてゐるのである。

獨逸警察は犯罪乃至不幸を豫防することを以て其任務と感してゐる。

多年黨の爲に盡瘁し來つた親衛隊は、單なる警察力だけでは決して犯罪を防止しえないことを體驗した。それには如何にしても國民自身の協力を仰がねばならぬことを痛感した。例へば交通事故の防止、禁酒等の問題も全て國民自身の自覺如何に關つてゐる。

その爲には警察が反國民的であり、或は更に國民の敵とみられる様では萬事休するのであつて、警察は常に國民の友でなければその目的を達することは出来ない。

共產主義の危險にしても國民と没交渉な警察の感知しうる所ではなかつた。其危險は、數十年に亘り國民と提携し來つた親衛隊が、國民社會主義運動の普及發達を始終擁護し來つた過程に於て發見したものであつて、黨が

- 行警察) 交通警察 (Verkehrspolizei) を含む大都市の國家秩序警察
- (a) 憲兵 (Gendarmarie)
- 地方に於ける國家秩序警察
- (b) 市町村警察
- 國家警察の存置なき市町村の秩序警察
- (2) 治安警察 (Sicherheitspolizei)
- 政治警察 (註、日本の高等及特高警察を合せたもの)
- 刑事警察
- 秩序警察は制服の執行警察であり、治安警察は私服の執行警察である點に兩者の相異が存する。
- 内務省内には秩序警察本廳と治安警察本廳の二廳を置き親衛隊軍團長ダリユーが將軍及親衛隊師團長ハイドリツヒを夫々其の長官とする。
- 官廳的にみた場合の獨逸警察組織の區別は左の如くである。但専門の中央官廳を除く
- (A) 國乃至省級
- (B) 邦乃至プロイセン州級
- (C) 地方級 (Bezirksstanz)
- (D) 縣及郡級 (Kreis- und Ortsstanz)
- 原則として都市に於ける Ortspolizei (郡級警察) は市

長之を監督し、地方に於ては Amtsvorsteher (警察部長) 市町村長若くは郡長が Landräte 之を監督する。郡警察 (Ortspolizei) は明文を以て其の任務履行を上级官廳に移管しない限り、警察上の全任務を履行する警察上特に困難なる若は重要な部門に付必要なる國家權力を保持する爲、多數都市 (合計百都市) に特別國家警察機關を設置し以下の如き國家警察行政事務を管掌せしめる。

- 一、外事關係、國籍關係、戶籍關係事務
- 二、交通警察、消防及水路警察事務
- 三、劇場及營業警察事務
- 四、醫藥、獸醫、食糧品關係、私營保險事業及不動産銀行關係事務
- 警備警察部
- 警備警察司令部 (大隊司令部)
- 中隊司令部
- 小隊司令部
- 補助警察隊
- 警備警察特別隊 (百人單位)
- 騎馬警察隊
- 水路警備警察隊
- 屋外勤務隊

經營委員會其他
特別經營勤務部
刑事警察部
但し右部は刑事警察監督官廳若は刑事警察官長が警視廳と連繫を有せざる場合に設置する。
政治警察は、秘密國家警察としての其重要性に基き特別國家警察監督官廳・官署内に之を組織し、各特別組織の任務は之を左の如く分擔せしめる。

- 〔警備警察 Schutzpolizei〕
- 警備警察は、警察行政上私服の執行警察であつて、秩序警察長官は、警備警察總監をして其の組織を監督せしめ、警備警察の長官は警備警察司令部の長官とし、以下は全て本長官に直屬する。
- (A) 警備警察隊
- 百人を單位とし之に青年官吏を常置す
- (B) 騎馬隊司令部
- (C) 乗車隊
- (D) 警察専用電話網に依る通信勤務部
- (E) 交通監視部
- 自動車交通地帯を設け又事故防止司令部を設く
- (F) 水路警備警察 (港灣警察)
- 警備警察は、國家の警察行政範圍内に於て、秩序警察の

立場から全執行事務を管掌するが、併し右は特別警察專門機關の存置しない場合に限る。其主なる事務は、國家人及財産の保護、安寧秩序治安の維持、可罰行爲の防止違反者の逮捕、交通警察、消防警察、防空、營業、市場、劇場警察、保險・獸醫警察、要保護者の保護、身分、旅券、告知事務、勞働勤務、兵役義務の涵養、田地・森林・狩獵・漁業及水路警察任務、犯人護送等である。

〔憲兵〕

憲兵は、一般に地方警察官廳にあつて、公安、秩序、治安の維持及法の運用を保護し、亦地方に於ける刑事警察の直接擔當者である。

交通監視任務は、特別領域として之を豫備憲兵機械化部隊に委任する。

憲兵は地方に於ける全警察任務を監督するのみならず更に派出所としての任務を遂行するといふ點で、都市の警察執行官吏とは性質を異にする。又憲兵は一般行政、内部行政上の區劃に従ひ、行政管區、憲兵地域及び監督範圍等々に包括され秩序警察本廳の長官は之を憲兵總監としてゐる。

憲兵の遂行すべき任務の範圍に従ひ、憲兵は亦特別の組織をもつてゐる。

一九三六年四月一日以降活躍し始めた憲兵機械化部隊

は、全國自動車路及び其他都市外の交通を監視し、尙事故に際しては直ちに救援に赴き、道路の狀態道路標識等を檢べることに當つてゐる。

〔刑事警察〕

刑事警察の本廳は柏林全國刑事警察局に之を置く。右は舊プロイセン邦刑事警察局で秩序警察長官に直屬する。刑事警察は全て刑事專門中央官廳たる全國刑事警察官長に服屬するものである。

現在刑事警察は特に犯罪乃至犯行の防止を以てその任務とし、國際的刑事犯人の防止の爲其寫眞を配付して目的の達成に努力してゐる。全國中央部の組織は之を分つて左の如きものとする

- (A) 全國鑑定本部
- 全國情報本部
- 全國手蹟集輯本部
- 鑑識全國本部
- (B) 全國本部
- 貨幣偽造防止
- 泥醉暴行防止
- 身許不明死人關係
- 國際少女誘拐防止
- 賭博防止

國際銀行犯防止

浮浪者防止

資本を目的とする犯罪(暗殺、放火等)

防止旅行及營業詐欺防止

旅行及營業犯人防止

右本部は外事警察官廳、特に在ウィーン「國際刑事警察委員會」と密接なる關係を有し、同委員會に諸種の情報を提供し特定範圍に關しては特定官吏をして其衝に當らしめてゐる。

「秘密國家警察」

伯林の秘密國家警察は、全國秘密國家警察の中央本部であつて、全國五十三の國家警察官署は之に所屬し、本警察署の地域(管轄)は行政區劃と一致してゐる。

秘密國家警察の任務は

「國家を危殆ならしむるが如き行爲を捜査防止し、叛亂の結果を集斡檢討し、政府並諸官廳にとり重要な確定に付常時政府及諸官廳を教化することにある。従つて全て國家を危殆ならしむるが如き行爲及現象は、秘密國家警察の活動對象をなし、國家及其外廓組織、民族的諸價値は本警察の防護すべき對象である。テロ乃至陰謀に依る國家機構の轉覆、スパイ乃至サボによる軍隊力の衰弱、破壊工作による國民共同社會の被脅威等の場合に當つて本警察は獨自の活躍を開始する。

獨逸では、右の機關を以て世界共同の敵共産主義に對する鬭争を遂行して來たし又今後も之を遂行して行くであらう。

佛蘭西

旅券偽造團の横行

最近偽造旅券による入國者が増加したため取締當局はその防止取締に頭を悩ましてゐるが、以下は二月中のル・タン紙上に掲載された檢舉狀況を集めたものである。

國家保安部刑事警察總監部は先般來極めて慎重裡に査察活動に狂奔してゐたが、今回偽造旅券取引團一味の存在を發見し、遂に逮捕するに至つた。

巴里萬國博覽會を機會に世界各國から見物人や旅行者が雪崩をうつてフランスに流れこんで來たが、これと共に各國からまた夥しい御尋ね者や被放逐者の群が紛れ流れこんできたのであつた。従つて偽造書類が著しく激増したことは蓋し當然の結果であらう。

國家保安部當局は昨年五月以來、巴里に種々の旅行協會や廻遊代理店などを設置してゐた一部のポーランド人の上に疑惑の目をそそいでゐたが、嚴重な査察活動の結果それら代理店や協會が國外に取引店や手先を先つてゐることを確認するに至つた。然し乍ら、右の代理店や協會は當局の警戒の目が光ると見るや逸早く店の表情を變貌してしまふために、その秘密を掴むことは非常に困難であつた。

然し巴里警察當局は遂にダムレ・ロンデインスキイ、シユワルツ・ストラボウスキイ、シユワルツ・ミテイキンスキイ、モリス・スタドリソ等の大立物的ポーランド人が偽造旅券取引人であるとの確證を得るに至つた。彼らポーランド人は「人間輸送業者」として既にヨーロッパ都市に於てその名を知られてゐる一味であつた。フランス警察の通達によりワルソー警察は彼ら一味を偽造旅券取引者とし

て逮捕した。

巴里に於ては別にポーランド人アブラハム・グリンクバシが逮捕され、これにより偽造旅券の密取引方法が明らかとなつた。即ち如何なる方法によつて外國領事館に於て旅券が要求されてゐたが、また如何なる方法によつて書類が偽造されてゐたか、更らに査證は如何にしてなされてゐたか等々が判然としたのである。

押収された偽造書類は極めて巧妙に取引されてゐたもので、偽造旅券の所持者がその目的地に到着すれば直ぐさまこれを他に轉賣することによつて同一旅券が數回に涉つて使用されてゐたのである。

グリンクバシの逮捕によりその共犯者十五名が著づる式に檢舉されるに至つた。

國家保安部は同時にまた、ルクセンブルグ公國の偽造旅券を作成し之を取引してゐる國際的惡徒團の存在を發見した。この偽造旅券團の發覺は、旅券が領事館の査證なく外人の手に次から次へと轉賣されてゐたため遂に當局の注意を惹くに至つたのである。

偽造旅券は物凄く高價に賣買されてゐたもので、その取引場所は多くシヤンゼリゼ通りの大キャノンエであつた。

更にまた、昨年十二月十四日巴里第八區の一ホテルで、二人のハンガリア人フランツ・コラーとマルセル・ギエネ

スとが逮捕されたが、彼らは偽造旅券一部につき二萬五千フランといふ法外な高價で賣り捌いてゐたものである。コラーの住居にて、未使用の偽造旅券數部、偽造ゴム印、その他偽造用材料即ち鉛筆、酸、字消ナイフ等々……が押收された。

國家保安部は更らに又これと類似の取引が行はれてゐることに兼ねてから注目してゐたが、それは主として、フランス西部に於て取引を行つてゐる支那人の一味であつた。當局はかくて五名の支那人を逮捕し身柄をセーヌ縣検事局に送り收監した。

また昨年十二月末、國家保安部は、スペイン關係當局から正式に交附されたものではあるが偽名人物に宛てて作成された旅券を所持する數名のスペイン人がゐることを探知し、遂にアーヴルに於てトレス・ルイス・バルタザールなる偽名のもとに作成された旅券を發見した。バルタザールを訊問した結果、實際は本名をロジェ・バルトロメと云ひ、フランコ將軍の軍隊に投ずる義勇兵の狩出しに狂奔してゐた事實を申述べた。バルトロメは直ちに收監された。かやうに偽造旅券團は當局の目をかすめて、頻に暗躍してゐるが、これに對し當局の取締は益々強化されてゐる。

北米合衆國

沙市に於ける共產運動の彈壓

當州下に於ける左傾團體の運動に對する當局の取締振りは、從來相當寛大なものであつたが、過般沙市公會堂に於て開催の豫定であつた共產黨大會に對し、市當局は突如禁止の態度に出たため、共產黨側又之に反抗してアジテーションを行ひ、左傾、右傾の諸團體對峙して賛否の議論を闘はしたが、共產黨側提訴に依る裁判の結果遂に市側の勝訴に歸した事件があつた。

尚之と同様な事件は兼にポーランド市に於てもあり（市

側勝訴）、右は同國の共產運動に對する取締りを知る參考ともなるに付き茲に左の経緯を摘記する事とする。

(一) 共產黨西北支部に於ては客年十一月十日日夜休戦記念日の前夜を期し、同市公會堂に於て大會開催に決し、ピラ撤布等により一般人の來聴を勧誘する所あつたが、五日に至り、市長ドーアは突如同京公共建築物に對し右集會は公安を害するの虞をもつて公會堂貸與契約を取消すべき旨並今後共產黨に對し之が使用を禁すべき旨略式命令を發した。

然るに主催者側では、同黨の當市公會堂使用は過去に於て其先例あること、今回の計畫に付ては去る九月末既に市當局との間に契約を了し五十弗の保證金をも支拂済なる事實を指摘し、市長の命令は集會並言論の自由を犯すものとしてアジテーションを開催し、又右命令の動機は元來反動政治家たるドーア市長が次期選挙を目的にせる人氣取りに出づと宣傳し且保證金の返還を拒絶した。

1 - Washington Commonwealth Federation, American Civil League 等自由主義團體 C. I. O. 系労働團體

及 C. P. 系中左傾組合等一齊に共產黨を支持し、亦左傾的又は豫て市長に快らざる市會議員も又之に合流して市長の専横を攻撃し反對に American Legion 等右翼團體及宗教團體の或物は右會合の目的は赤露革命二十週年記念に在りとして共產主義排撃の立場から市長支持の運動を行ひ American Legion は實力を行使して會合を阻止すべしと聲明し、兩派の對峙は連日新聞紙面を賑したが其間 *Attitude* Times は社説を以て本件は共產黨の政治的意圖より斷ずるも之を禁壓するを妥當とする旨論ずる處があつた。

一、期日切迫と共に共產黨側は八日州上級裁判所に提訴し Injunction を申請したが翌九月口頭辯論の結果裁判長は「市當局は正當の理由あるに於ては公共建築物貸與の契約を解除するの権限あり被告側證言によれば若し大會舉行の際には反共團體等による妨害行為に逢ひ騷擾惹起せらるゝ惧あるを以て右は契約解除の理由と認む」と斷じた件は茲に一應落着した。

一、共產黨に於ては當夜に至り大會を開かんと試みたが警察官の彈壓により目的を達するに至らずして止んだ。

米國に於ける軍事的施設の撮影模寫禁止法案

本案は一九三七年二月二十四日上院を通過し、本年一月五日日院を通過し居るに付近く法律となる豫想である。

第一條 大統領カ國防上其ノ情報ノ傳播ヲ防止スル必要アリトシテ一定ノ重要ナル陸海軍施設ヲ指定スルトキハ、關係陸海軍屯營若ハ部署ノ司令官又ハ其ノ上官ノ許可ヲ得且ツ製品ヲ直チニ司令官若ハ其ノ上官ニ檢閱其ノ他右官憲カ必要トスル措置ニ應スル爲メ提出スル手續ヲ履マズ該重要陸海軍施設ノ寫眞、寫生、繪畫若ハ模寫ヲ製作スル行爲ハ本法違反ナリトス本法違反者ハ有罪ト決定ノ上ハ一千弗以下ノ罰金若ハ一年以下ノ禁錮又ハ兩者併科セラル

第二條 前條ニ違反シテ重要ナル陸海軍施設ノ寫眞、寫生、繪畫、地圖、模寫ヲ製作スル目的ヲ以テ航空機ヲ使用シ若ハ其ノ使用ヲ許可シ若ハ使用權ヲ得タル者ハ前條ニ規定スル罰則ノ適用ヲ受ク

第三條 本法第一條ニ謂フ部類ニ屬スルモノトシテ大統領カ一定ノ重要ナル陸海軍施設ヲ指定シタル日ヨリ三十日

後ニ於テ豫メ陸海軍屯營、部署ノ司令官若ハ其ノ上官ノ許可ヲ得ルコトナクシテ、右指定物ノ寫眞、寫生、繪畫、地圖若ハ模寫ヲ複製シ、出版シ、販賣シ若ハ讓渡シタル者ハ右物件ノ上ニ當該陸海軍官憲ノ檢閱濟ナル旨カ明記サレ居ラサル限り本法違反トシテ有罪ト決定ノ上ハ本法第一條ノ規定ニ從ヒ處罰セラル

第四條 本法ニ云フ航空機トハ空中ニ於ケル航行若ハ飛翔ノ爲ニ使用サレ若ハ工夫サルル既知ノ若ハ今後發明サルル機具ヲ謂フ又屯營若ハ部署トハ海軍艦船、陸海軍航空機其ノ他個々ノ陸海軍分隊ヲモ包含スルモノト解釋スヘキモノトス

第五條 本法ノ規定ハ接壤地ナルト否トヲ問ハズ北米合衆國ノ總テノ領土、植民地及ヒ管轄地ニ適用シ且ツ公海ノ内外、合衆國海軍管轄内ノ地點及ヒ領海外ニ於テ行ハレタル本法違反ノ犯罪ニモ亦本法ヲ適用ス

西 班 牙

フ ラ ン コ 内 閣 の 確 立

フランコ政権は法律上または事實上、すでに世界十數ヶ國から承認されてゐるが、去る一月三十一日愈々フランコ内閣が正式に樹立された。純然たる軍人内閣が豫想されてゐたにも拘らず、新内閣の構成は一般の豫想を裏切つて軍・民協力の聯立内閣であつた。以下は「新歐羅巴」誌二月五日號及びブル・タン紙二月一日、二日號の記事を纏めたものである。

現在フランコ政権を事實上または法律上認めてゐる國家は十二ヶ國で、フランコ政権のもとに使節を派遣してゐる國家は九ヶ國である。

法律的に承認した十二ヶ國のうち、一九三六年中に承認した國家は次の六つである。ドイツ(代表者フォン・シュトールレル)、イタリー(代表者ヴィオラ・デイ・カンパロ)、グアテマラ(代表者ユイオ・ウルチオ)、サルヴァドル(代表者ラウール・コントレラス)、ニカラグア(書類通達による承認)アルバニア(書類通達による承認)

一九三七年中に承認したのは、法王廳(代表者アントニウツチイ司教)、日本(代表者高岡氏)及び滿洲國(書類通達による承認)の三國で今年一月以來の承認國はオーストリア(代表者ロベルト・タウプ)とハンガリア(代表者フェ

ラ)の二國である。ポルトガルは暫時的に事實上承認した最初にして唯一の國家であるが、一九三六年から今なほ依然として事實上の承認にすぎない。

一九三七年中には、何らかの形式のもとに——一般に通商使節の形式が多い——九ヶ國が直接フランコ政権と關係を結んでゐる。それは次の諸國である。イギリス(代表者サー・ロバート・ホグソン)、ポーランド(通達による)、スイス(代表者オスカー・クネヒト)、オランダ(代表者H・フラエス)、ユーゴスラビア(代表者ボジドール・マズラニオ)、ウルガイ(通達による)、フィンランド(通達による)、ギリシヤ(代表者ボグリス海軍大將)、ルーマニア(通達による)

以上によつて今やフランコ政権は未承認の諸國に對して

承認を強制するが如き絶對的優位性を確保しつゝあるが、今日まで未だ正式政府の樹立を見なかつた。然るに一月三十一日遂にバルセロナを距ること五十九軒、千二百米の高き山中の一竹院において正式政府の確立を見たのである。公表された閣員の顔觸れは次の如くである。

- 總理大臣 フランコ將軍
 - 副總理兼外務大臣 ホルグーナ將軍
 - 司法大臣 ロデスノー伯
 - 國防大臣 ダヴィラ將軍
 - 社會大臣 セヴェリアーノ・マルチネス・アニド將軍
 - 内務兼出版兼宣傳大臣 ラモン・スニエール
 - 大藏大臣 アマド
 - 商工大臣 フアン・アントニオ・スアンセス
 - 農業大臣 ライムンドー・フェルナンデス・クエスタ
 - 文部大臣 ペルド・サインス・ロドリゲス
 - 勞働大臣 アントニオ・ペーニャ
 - 組合大臣 ゴンザレス・ブエノ
- 二月一日夜、國家專門審議會々議長ホルグーナ將軍はフ

ランコ將軍の發布せる法律條文を公表したが、その第十六條によれば「内閣議長は國家の元首これに任ず」とあり従つてフランコ將軍は國家の元首の職務は勿論、陸、海、空軍の總司令並に内閣議長の職責を掌握することゝなつた。フランコ正式内閣の顔觸れを見て少からず驚かされることは兼々純然たる軍部内閣を豫想されてゐたにも拘らず、十二名の閣員中軍人は僅かに三名にすぎなかつたことである。そしてまた注目すべきは、プリモ・ド・リヴェラ獨裁の要人（ホルグーナ・アニド）及び新人との聯立内閣の現出が期待されてゐたが、それも裏切られて諸多の傾向を代表した閣員が顔をならべたことである。即ち、協同組合主義派のフェルナンデス・クエスタとスニエール、どんかるす黨のロデスノー、西班牙行動派のサインス・ロドリゲス、カルヴォ・スタロ派のアマドであるが、閣員中に舊保守黨員の絶無なることは一顧に價する。

閣員の人物を瞥見してみれば、先づホルグーナ將軍は國家專門審議會々議長であつたが、副總理となり、同時に外務大臣を兼攝した。これまで外務はフランコ將軍の最も親しい協力者で、その外交手腕を買はれてゐたJ・A・サングロニスが牛耳つてゐたが、彼は大臣の椅子に座るには弱年すぎるとしてホルグーナ將軍がとつて替つたのである。同將軍はプリモ・ド・リヴェラの第一執政官政府の關係で、モロ

ツコ問題に關し屢々佛西交渉に盡力し友好使節として巴里に派遣されてゐたこともあつた。

司法大臣ロデスノーは、どんかるす黨の最も穩健な傾向を代表する人物で、國防大臣ダヴィラは今回の事變に際し極めて活潑にフランコ將軍側の軍行動の指揮にあつた軍人の一人で、恐らく同將軍のもとにオルガス將軍、セルヴェラ中將、キンデラン將軍等が陸・海・空の參謀として補佐にあたることゝならう。

社會大臣マルチネス・アミド將軍は外務大臣ホルグーナ將軍と同様にプリモ・ド・リヴェラの協力者であつた。彼は最近までカタロニア州知事であり「腕の人」として専ら噂が高かつた。

これに反し内務大臣スニエールは全くの新人であるが、彼は元首フランコ將軍の義兄弟であり、有力な顧問の一人である。尙ほ彼は共同組合主義派（佛國フリーエの唱導せる社會主義の一體系で、農業を基本産業とし、生産及び消費を協同による自給自足の團體主義である。）の選出議員である。

大藏大臣アマドはカルヴォ・サテロの弟子であり、商工大臣スアンセスは新人であるが、元海軍技師で、ニコラス・フランコとは長年に亘る友人關係にあり學友でもある。農業大臣フェルナンデス・クエスタは共同組合主義黨の創立會員で、内亂直前まではプリモ・ド・リヴェラの親しい

協力者であつた。處が人民戦線派の捕虜となり、最近の捕虜交換によつて始めて歸還を許されたのである。

文部大臣サインス・ロドリゲスはスペイン著名の教授にして政治評論家であり、出身は王黨派である。

組合大臣ゴンザレス・ブエノー及び勞働大臣アントニオ・ペーニャは共に専門技術家である。

秘書課長の椅子には今日までフランコ將軍の弟ニコラス・フランコが座つてゐたが、秘書課長の任は廢止されてニコラス・フランコはリスボン駐劄大使に任命されポルトガルのフランコ内閣正式承認の交渉にあたるものと見られてゐる。

二月二日、新政府は「スペイン國に與ふる教書」を公表したが、對外關係に關して次のやうにその態度を披瀝してゐる。

「我々の對外政策は平和政策である。反共產主義闘争に於て我々に援助を與へた國民を決して忘れはしない。南米諸國家との關係には特に注意を拂ふものである。在南米スペイン國民の物質的・精神的利害は保障されるであらう云々」尙ほ右教書は最後に「スペイン國領土に所屬する一切のもの及びスペイン國から掠奪された一切の財寶の返還要求をするものである」と宣言し結んでゐる。

チェッコスロヴァキア

集團保障の死滅

一九三八年一月ワールドレビュー誌に巴里ロム・リーブル紙より轉載(筆者フロッツァール)

大戦以來吾々は聯盟規約第十六條(制裁規定)

は世界各國の安全を保障し、不法に侵略されたときには其の國は各國の援助を受ける権利があるとの愉快な考を以て幾年かを過ごして來たが、併し今日は其の狀態が全然一變し最早規約十六條は勿論、規約を云々する者も無ければ、聯盟其のものを顧みる者もなく、時に聯盟を語る者があれば其

の弱體と無能と老朽とを指摘するのみだ。

それは無理もないことで合衆國、獨逸、日本の協力が無い上に、決議を強制する力のない聯盟は慾目に見ても道德的な力といふだけであつて實効がなく、微かな望としては遠い先にまたどうか成るかも知れぬといふことだけである以上が現下の現實であつて、佛蘭西のやうな大國は殊に警戒をしなければならぬ。また、そいふ國の指導者は事實が示してゐる危険に對處する方策を講ずると共に建策を爲すことが其の義務である。

平和が破れるとすれば、第一に中央歐羅巴だとは萬人の觀る所である。忌憚なくいへばヒットラーのチェッコスロヴァキアに對する攻勢である。果して何んな形式を彼が取るであらうか、いきなり敵國を襲撃するか、それとも煽動して暴動を起させ、其を援助するかどうかだが、第二の方



ギリシャ、トルコ、エーゲ海、波蘭

かと思はれる。何故ならば他國に在る同胞が援助を求めるのを援けるといふ方が世間體がよいからである。チェッコは吾々の同盟國である。右の場合の内何れかが起つたとき、吾々はどうするかが問題だ、名譽にかけてもチェッコを援けなくてはならぬ。然るに規約の十六條は役をしない。チ

エムバレン首相の定見では英國の防禦境界はライン河であるが、東方は吾々と共にチェッコの境を防禦するか、疑はしい大問題である。宜しく英國と交渉すべきだ。

(附圖はチェッコスロヴァキア國民族分布圖)

パレスタイン

パレスタインに於ける伊太利の反英陰謀

(マガザンダイヂェスト誌 一月號所載)

英國は地中海艦隊の根拠地マルタ島を見捨て、ハイファ港を以て之に替へ地中海以東及東洋に於ける海軍策源地とし一方パレスタインに軍隊を移駐してスエズ運河防備の體形を整へて居る。

同地はユダヤ人とアラビヤ人との争闘絶えずアラビヤ人は總じて反英的だが回教總監督ハヂアミン・フセニーは反アラビヤ運動の總指揮者であり極端な反英運動者である。

伊太利は何かとアラビヤ人を援助して其勢力の扶植に努めハヂアミン・フセニーに對して非常な期待を有して居る。過般のアラビヤ人暴動に對し英國は大弾壓を下しハヂアミン・フセニーも逃避したが伊國其後も絶えずアラビヤ人に對して獨逸製武器を供給し獨伊共同してパレスタインの擾亂に努めるので英國の苦悶は益々其度を加へるのみである。

英國がアラビヤを分轄しユダヤ王國を新に建設せんとする意圖あるを知るアラビヤ民族は之に猛烈なる反對を示

し遂に暴動化するに及んだ。最近の事件は大英帝國に取り非常なる危機を孕せるものである。事實最近パレスタイン

は英國の最も關心を持つもので且つ頭痛の種となつて居る伊太利の海軍根據地に近接せる位置にあるマルタ島は今や已に英國地中海艦隊の見捨る處となりハイファ港を以て之に替へ地中海以東及東洋の海軍行動の策源地とするに至つた。そして彼の英埃條約はナイル河沿岸より英國軍隊の撤退を規定せる爲英軍は遂にパレスティンに移り此地に於てスエズ運河を衛る體形を採つて居る。同地方は英國の航空路の中に加へられて居り同時に「ユダヤ民族」とアラビヤ人との争鬪絶へざる爲政治的にも外交的にも同國の最弱點個所なのである。アラビヤ人は元來英國政府に反感を持つて居り而も反英的諸強國の雄伊太利より何かと助力を受けて居る。數ヶ月前ムソリーニが自ら回教の保護者なりと叫んで以來伊國のアラビヤ地方使潤政策は種々貌を變へ實行せられて居るが之は寧ろ最近初つた事ではなく、十年前より潜んで居たのである。大戰後極東の委任統治地の分與に與かれなかつた伊國は報復手段としてアラビヤ地方の同情を一手に蒐めるべく懸命に努め鋭意同地方殊にシリヤ、パレスティン浸潤の手を進めて居たのである。資本は續々投下され借款に携つた外國銀行中でローマ銀行が斷然第一位に位して居る。近東諸港向の豪華な近代化する伊汽船は其の運賃驚くべき低廉で投資運賃と謂ふても過言でない程で且つ伊太利へ赴く旅行團等には此の上更に團體割引を爲し

て居る。伊國遊學のアビラヤ人學生は同國諸大學は競つて之を歓迎し彼等は學費は不要のみならず其の上特待生の待遇を享け補助金に依り剩餘が出来る位である。此れ程の積極政策を行つて果して伊國は望み通りアラビヤ人の友誼を購ひ得たであらうか、筆者は之をアラビヤ人中の著名な政治家識者又グマスカス大學教授連等に質した處彼等の答は期せずして次の通りであつた。

「吾々が若し佛蘭西、英國、伊太利の中何れかを選ぶ事の出來る場合に置かれたと假定すれば間違つても後者を望む者は居ないだらう」と。彼等は皆佛蘭西又は英國の植民政策は純粹なる政治的又は資本的のものである事を知悉して居ると同時に伊國植民政策は文字通の人間の植民であつて前者はアラビヤの土着民に何等の影響なきに比し伊國のそれは土着民に重大なる害毒を齎すものであるからである。伊國の小商工業者等は大學して移住し來り、アラビヤ土着の住民と利を競つて居る。

伊太利のエチオピア植民政策の如何なるものかを知るアラビヤの政治家は、自國の獨立を脅かす唯一のものはローマ政府の擴張政策であるとして居る。然しパレスティンに於ては傳統的の伊太利植民政策の例外とも稱すべきである。同地に於てはアラビヤ人は伊太利人と共に英國人を彼等の共同敵手として目して居る。パレスティンに於ける國

家主義アラビヤ人と伊太利人との同盟行動は一時的にもせよ眞面目であり、完璧であると謂へる。パレスティンに於て伊國が希望を傾けて居る人物は回教總監督ハヂアミンフセーニで汎アラビヤ運動の總リーダーとして奮闘し、彼の極端なる反英思想がパレスティン地方アラビヤ人間及伊太利人に最も強大なる人物とならしめた。パレスティンの首都エルサレムの最も高貴なる家より出で、自ら教祖マホメットの子孫なりと號した彼は初め同地の佛國宗敎學校の教育を受け、次で埃及カイロのアルアクサー大學に學んだが、英領となつた後パレスティンに歸還し、其の時より彼は自己のアヂテイターとしての天職を悟つたのであつた。一九二〇年の騷擾は彼がいとも僞激なる反ユダヤ反英思想を自己の主宰する機關紙に掲載公表したる事に因るのである。其後英國の彈壓下に彼は十年の禁錮を宣言せられたが、時の新執政官サー・ハーバート・サムエル氏(イスラエル人中立派)がアラビヤ民族輿論を緩和する爲、大赦を布告し、彼も固圀の人たるを免るゝを得た。其れより一年後彼の跡を嗣ぎ出來た弟が死し、再び彼が總監督として民族の推薦を受けサムエルの決裁を仰いだ處、サムエル執政官は此の危険なる騷擾者を恐れたが結局以前彼に與へた恩顧もあり充分手馴づけて親英化せしむる自信ありと信じ、遂に彼の再選を許した。當代未聞の珍妙なる詭論を以て一中立主義

者に依り彼は遂に同宗教徒間の敵となる踏臺を與へられたのであつた。再選されたハヂアミンは恩を着るどころか、まづしぐらに反英運動の巷に馳け走つて行つて、忽にしてアラビヤ人の保護者として崇敬され怯れられ事實上のパレスティン獨裁者となり了せた。然し彼の野心はパレスティンにのみ限られず他のアラビヤ民族にも總ての回教徒の上にも其の勢力を伸展せしめんとするにあつた。彼は其の爲遠く印度迄も旅行し同地の回教徒と聯繫を結ぶべく指導し且激勵した。其の間彼の活動は實に目覚ましいものがある。

- 一、全教徒に對しオマール禮拜堂に全教徒の巡禮を決議せしめたること
- 一、一九三一年汎回教徒總會を開催し自ら議長となり全世界教徒の牢固たる結合を宣言せること
- 一、オマール回教大學の設立と之に要する多額の資金を集めたること

斯くして彼は事實上にも最有力なる回教徒となつたが、尙彼の野心理想を遂行せんには如何にしても外國の力の必要を痛感した。彼は神の力よりも他の力の効能を知て居たのである。數ヶ月前英伊紳士協約成立の頃従前よりのアラビヤ系伊國人の資金送達絶へたが、折しも地中海問題勃發せるを轉機として伊太利資金の途が再び開かれ、之れよりパレスティンに於ける反英運動は種々接して惹起し、テロ

行動は同地の諸所に展開されガラリヤ英國知事殺害事件に至り最高潮に達したのであつた。英國は自國の官吏を殺害されたので不屈の精力を注いで徹底的に彈壓を始め、遠慮會釋なく總てのアラビヤ人國家主義者及其の結社を屠つて了つた。ハヂアミンも遂に外逃し此處に伊國のパレスティンに於ける陰謀は終りを告げたるが如く見えた。然し之は表面で伊太利は之に懲りず騷擾と混亂の種を手を變へ品を變へ撤きつゝある。最近佛國々境防備警察隊は駱駝の隊商數隊を止め檢索せる處、シリアよりパレスティンに向け武器輸送の途中であつた事が判明した。最も重要な地點はパレスティンとトランスジヨードニアの間で夜毎土人がヨルダン川を泳ぎ渡り銃砲彈藥を聖地パレスティンの同胞に運ぶのである。該武器は總て獨逸製であつてトランスジヨードニアは一九三八年四月迄獨逸クルツプ會社と武器

購入の契約をなして居る。一度姿を隠した伊太利は斯く新興獨逸の手引をなし、其の手引に依り相不變擾亂を企圖して居るのである。伊國の手引に依り獨逸は漸次其の地歩を固め、最近ナブラスに於ては同地主人は新着の英國軍隊を迎へるに、ハイル・ヒットラーと叫んだ相であり、同地の獨逸新聞は獨逸國內の事情のみのニュースを報道し居り、獨逸人も現在では最早之等が本國政府宣傳相の指導によるものなることを陰蔽せぬ迄になつた。其處で漸く氣付いた英國は先般聖地觀光と稱してパレスティンに來たナチス旅行團一行二十七名を放逐したが、彼等はベスレヘムの近傍に獨逸植民地を建設するのが其の目的であつた。斯して伊獨の挾撃に陥入つた、英國の苦悶は益々其度を加へるのみとなつた。(HYOGO)

チタ市に於ける液體燃料保有量

去る二月十九日ハバロフスク・ラヂオを通じてモスクワチタ間の通話を聴取した所に依れば、本年一月一日より二月十五日迄にチタ市が機械トラクター配給所に供給せる液體燃料の量は石油三千八百三十一ツエントネル(註一ツエントネルは五十疋)、ガソリン六百七十三ツエントネル、ベンゼン七百六十一ツエントネルに達し、二月十五日現在に於けるチタ市の液體燃料保有量は石油五千五百九十八ツエントネル、ガソリン一千五百九十四ツエントネル、ベンゼン一千六百二十八ツエントネルであつて、今後チタ市向け油槽車の廻送なき限り、春時運動を控へ、液體燃料の拂底を來たす恐れありと報じてゐるが、之れは通話の内容より見て、農村に對する液體燃料の配給状態に關し中央の命に依りチタ市が報告したるものと思惟される。(H.K.)



報 桌

支那事變に關する各國新聞論調(其八)

外務省情報部の「支那事變に關する各國新聞論調概要」より輯録す

英 國

二月十四日 ロンドン・タイムズ紙
○日本政府の回答は、想像に違はず、建艦中の艦艇の要目も、將來の計畫に關する報道も一切拒否して居る。其の結果條約國は現存する限り緩和の審議を開始するだらう。日本の態度は一九三五年以來全く變らず、一九三七年には主力艦備砲の最大口徑を十四吋に制限することを拒

み、更に次今の回答の結果、噸數及備砲に關する國際的制限は全く存在せぬことになつた。軍縮に對する日本の態度は全く理不盡で、先づ共通最大限を提示したが、又は二三の大海軍國に實際上の適用があるに止まり、他の諸國には無意義な制限方式である。今回の回答中には矛盾がある。即ちエスカレーター條項の援用は日本の關する所でないと言ひつつ、同時に發表された聲明中には、若し右の如きことがあれば、日本も建艦計畫を變更して對抗することにならうと述べて居る。又山本海軍次官は秘密の嚴守及日本獨特の軍備の要を説き乍ら、諸外國が日本の不通知によつて日本が特殊軍備をして居ると斷定するのは不當であると説いて居る。更に不脅威、不侵略主義を云々して居るが、最近の亞細亞大陸に於ける日本の行動に徴しても、右の辭句は日本人には全く別の意味を齎らすものと斷せざるを得ない。

二月十七日 イヴニング・スタンダード紙
○大陸の事端益々繁きを見ては、之に深入りするの愚を思はざるを得ない。世界を擧げて政治的にも貿易的にも益々國家主義的に走りつつある今日、吾々は英帝國に於ける政治的經濟的統一の發展を期することが遂に賢明であると考へる。

米 國

二月二十一日 紐育タイムズ紙

○軍部及官僚から突付かれた國家總動員法案は近く議會に提出されることだが、之が實施されたら戦時及事變のある時には、商工業、金融、労働等の總ての國民活動が完全に國家の支配に歸することになり、更に新聞等の輿論機關も政府の御用機關となるだらう。同法案は永い間軍部の有力者が提唱して居たもので、其の内容は何等驚くものはないが、彼等は日支紛争の繼續及日蘇戦争勃發の可能を説いて國民の反對を打開せんとして居るが、一方日本資本家は彼等に大きな富と力を齎した近代産業組合の繼續を圖る爲に、政府と交渉する準備をして居り、又民政黨も之に参加して同法案に反對して居る。而して彼等の論點に依れば、同法案は日本憲法と矛盾するもので、國內の輿論を齎し、就中今之を無理に押付けること、内閣と議會との協調が破れることになるだらうと言ふのである。併し此の論點で軍部と其の先手である官僚が動かされることにはならぬであらう。

二月二十三日 クリスチャン・サイエンス・モニター紙

○今次英外相の辭任に伴ふ英外交政策の轉換に依り、侵略國に對抗する意味の英米協調は實現の可能性がなくなつたが、今年度の年次海軍演習に關する海軍省の發表に依れば、右演習地域は南はサモアまでに及んで居る譯で、

布哇の西南地域としたことは未だ曾て見ぬ所である。本件演習に關する計畫は英外相の辭任前に樹立せられたものであるが、サモアは米國本土の海軍根據地から新嘉坡に至る線上に位し、對日作戦には何等價値なく、唯英米海軍間の海軍協力がある場合だけに戦略上價値がある地點であることは注意を要する。

二月二十三日 クリスチャン・サイエンス・モニター紙

○大衆は支那に於ける日本の軍事行動を一致して支持して居るが、陸海軍や文官の間には未だに意見の相違がある様だ。勿論日本の強硬派と緩和派とは、今の所戦争を早く終らせねばならぬと言ふ點では意見が一致して居るが、其の方法に關しては、強硬派は假令第三國の權益を侵しても構はず猛攻撃し、場合に依つては宣戰布告も敢行せよと言ひ、緩和派はロボット政府と講和することを望んで居る様である。

二月二十七日 紐育ヘラルド・トリビューン紙

○支那に於ける軍事行動を支持する爲に國家の凡ゆる物的、人的資源を政府の支配下に置くと言ふ内閣案は、議會で非常な反對を受けて居る様だが、之は一般國民が今回の軍事行動を浪費であり失敗であつたと考へる様になつて來たことを示すものである。

三月一日 ワシントン・スター紙

○大西洋のこちら側から不快ないざこざを眺めると、我々とは全く隔離した事件の様に思はれる。一體英國の不誠實さと來たらもう佛國で折紙付のものである。イラクやアラビアで終始抵抗力のないアラビア人に空爆を加へて居る英國が、ウエストミンスターで議會政治をやつて居るからと言つて、世界に於けるデモクラシーの支柱だ等と言ふのは何うも肩唾物である。亞細亞に於てデモクラシーを防衛する爲に英國と提携すべきだと言ふ向ふ見ずな興奮も、大戦後の英國政治が生んだ有能且つ魅力ある自由主義的青年政治家がフアンストを自由にする爲、其の地位を追はれたと言ふ事實を想起する時、忽ち解消して了ふことは疑ない。英國は和蘭等と同様全く赤の他人であり、米國デモクラシーの海外版ではないことを一日も早く氣付けて、夫れ丈け米國に取つて利益と言ふものである。イーデン外組の没落は我々に教へる所が多い。

蘇聯邦

二月十三日 ブラウダ紙

○最近十年間の日本歴史は、日本帝國主義の戦争の動向を示すもので、軍部は田中大將の上奏文にある様に、日支事變によつて將來の領土侵略的足場を造つて居る。日本は近年の軍事工業改造に依り兵器の近代化の基礎を造ると共に、軍備の六年計畫に着手し、獨逸其の他の援助を

受けて居る。新歩兵操典は滿洲、支那に於ける戦闘の經驗を綜合し、又有力な兵器、タンク、飛行機を有つ敵を相手として造られた。今次戦争の經驗に依れば、日本軍は一長一短はあるが、日支兩軍の裝備状態に大差があるから今回の戦争では戦闘力がわからない支那の貧弱な武裝、組織上の缺陷を見縊つて却て失敗した。一層の強敵であつたら敗北したことだらう。日本は今日全國總動員の實情である。英、佛、支各國の情報に依れば、現在の日本兵力は兵百二十萬、タンク一千八百、飛行機二千である。今回の戦争で日本軍の道徳的廢績が暴露せられ、軍隊内に反軍構運、戦争忌避、海陸兵の衝突、召集に應じない者等があつて、軍律は戦争の永引くに連れ悪化して居る。日本軍の失敗の結果、東京は今次戦争の重大性を認識し始めた。戦争延引に依り益々日本帝國主義の大困難を生むことにならう。

三月一日 ブラウダ紙

○大平洋に於ける勢力關係を律する最も重要な問題は英米關係である。海軍條約に對する日本の態度によつて行はれた英米佛國間の交渉は、大平洋に於ける利益の共同防衛を目的とする右三國間の協力が可能なことを示す徴候である。然し英米が實際上如何なる場合に協同動作を執ることになるかは斷言は困難である。何故なれば英米に

は日本及其他の侵略國に對し、共同防衛を欲しない有力な孤立派がある上、英が歐洲に於ける侵略國と妥協する新政策を執つた結果、モルガン等の孤立派は愈其の勢力を強化するからである。要するにチェンバレンの政策は英米協力の將來を弱めるものであるから、日本に有利である。

事變直前に國民黨中央が密謀せる機密指令

「國難期間各級黨部臨時工作要綱」

最近抗日並に抗日戰に關し中國々國民黨中央黨部が各級黨部に與へた重要機密指令「國難期間各級黨部の臨時工作要綱」なる機密文書を入手した。本機密文書は其の冒頭に於て、華北の風雲日に急にして國難の重大なること一髮千鈞の危機に在る此の危急存亡の秋に當り、本黨工作の進行は機宜に適應すべく特殊の努力なかるべからず。茲に國難期間各級黨部臨時工作要綱を規定し各條に自衛禦侮の方策を掲げたり、各級黨部は各同志に通過施行し相共に中央の意を體して激勵奮起し民衆の先鋒となり國家の危難を挽回せざるべからず。と言へる如く對日抗戰を決定せる國民黨最高首腦部が華北情勢の急迫せる瀟滂橋事變發生直前に於て戰時體制下に於ける黨の根本工作を規定し各級黨部に指令したもので、國民黨の對日應

- しむ。
- 3、人民を指導して嚴格に日貨排斥を實行し、且つ其他に適當なる有効辦法を規定し、以て經濟絕交の目的を達成する。
- 4、所屬黨員を派して偵察宣傳等の工作調査に参加せしむ。
- 5、地方の各機關團體を指導し民衆名義を以て電報文件により全國將士に一致抗日救國を督勵し、必需品を購入し代表を前線將士の慰勞に派遣することを獎勵する。
- 二、其の他の最高軍政警各機關及人民團體を聯合して人民自衛指導委員會を組織す。其の工作要點は次の如し
 - 1、人民の自衛訓練を施し人心を擾亂せざる範圍に於て飛行機の爆撃、毒瓦斯逃避の必要方法を授け、城市に於ては夜間灯火の管制を準備せしむ。
 - 2、民衆を指導して自衛團を組織し政府と協助力地方の秩序を維持す。
 - 3、民衆を指導して救護隊、消防隊、交通隊、慰勞隊、通信隊、偵察隊、嚮導隊等を組織す。
 - 4、軍機、防禦、破壞、救傷等に關する民衆の軍事常識を向上す。
 - 5、戰區内に於ては必要に應じて人民と協助力して武裝

度を窺知するに足るべき重要資料である。

國難期間各級黨部臨時工作要綱

(一) 工作原則

- 甲、一般的のもの
- 1、民族意識の發揚
 - 2、民衆の積極組織
 - 3、民衆の軍事知識向上
 - 4、保衛工作注意
 - 5、反動及漢奸の防止
- 乙、特殊のもの
- 1、軍隊中に於ける民族自衛自信力の激發
 - 2、偵察嚮導人材の訓練
 - 3、公路及交通建設工作への積極參加
 - 4、國防に關する一切建設運動の提唱

(二) 實施計劃

- 甲、組織に關するもの
- 一、省黨部は全省の地勢交通並に環境に應じて若干の臨時工作區に區分し、各區は一つの中心縣を定め省黨部委員中より一名乃至二名を該中心縣に推派し一切の工作に對する責任を持たしむ。
 - 1、期限を附して各人民國難の組織を完成す。
 - 2、黨員を指導し公路及交通建設の工作に積極參加せしむ。
- 團體を組織し、軍隊の作戰を助け或は工程隊を組織して陣地構築等の工作に協助せしむ。
- 6、市場金融流通並に糧食の價格維持の方法を講ず。
- 三、敵の後方に於ては軍政當局に協助し退役軍人を募集して義勇隊、決死隊を組織し、如實に戰爭に参加し敵方の防禦工事交通の破壊に當らしむ。
- 四、凡そ各民衆團體、各學校其他重要機關中の黨員は各別に幹事會を組織し、其の運用方法は中央當局の發布せる「人民團體中黨員組織工作通則」の規定に従ひ特に左の各項に重きを置く。
- 1、人民團體中の反動分子及漢奸に注意し其の行動を偵察す。
 - 2、偵察の周到、人材の登用に注意す。
 - 3、優秀なる愛國分子を紹介、入黨せしむ。
 - 4、各該人民團體を指導し其の他の團體と連絡一致行動を執らしめ、凡そ人民團體に非るもの又は學校機關中の黨員は其の所在地に應じて區分し適宜工作の必要に依りて各別に之を組織す。
 - 五、各地方の已に保衛組織あるものに對しては同地黨員中より身體強健の者を撰びて工作に参加せしめ、未だ組織なき地にありては黨員を派して責任を以て組織を爲さしむ。

六、各地方保衛團體中の政治訓練工作に就ては種々の方法によりて黨員を紹介し之れを擔任せしむ。
 七、各縣市黨部を指導して國民節約救國團體を組織し同地の節約運動實行方法を計畫し、各人に勸めて生活上の儉約を爲さしめ、貯蓄を勧め、學校、工廠、商店等に在りては「節約救國十人團」を組織して奢侈虚勢の生活を戒め以て國力を養ひ長期抵抗の準備を爲す。

乙、調査に關するもの

一、下級黨部を指導して左の事項を調査す。

- 1、食糧の貯藏量
- 2、交通機關
- 3、輸送路
- 4、夫役徵募
- 5、軍醫適材
- 6、燃料の供給
- 7、指導人物
- 8、軍需設備

二、糧食數量調査上の注意

- 1、其の他の糧食種類產出額
- 2、糧食の輸出入數量
- 3、其の他に現存する糧食數量及消費額
- 4、輸入糧食の根源地と輸出糧食の消化先
- 5、倉庫設備及臨時貯藏情況
- 6、糧食運輸道路と人力供給情況
- 7、家畜數量及新輸入量の見込

三、糧食調査に關する統計結果に基き爲すべき準備。

- 1、一年以上を支へるに足る糧食の貯藏を提唱す
- 2、民衆に切實なる節約を唱導す
- 3、輸入糧食の代用品を準備す

四、交通機關調査事項次の如し。

- 1、電話、電信、汽車、汽船の往來、發着地點及同地と外地の連絡
- 2、既成未成公路の交通情況
- 3、河流及其の深淺廣狹及氣候變化の狀況
- 4、自動車、人力車、驛馬車、汽船、民船の數量並に其の積載數量

五、交通機關調査統計に關する情況に基き左の準備に注意すべし。

- 1、凡そ計劃興築中の公路は極力完成すること
- 2、徵發運用の方法を豫め計劃すること
- 3、敵を防禦し交通を破壊することを要道となす
- 4、其の他の工會々員、農村壯丁及遊民の數量を調査し交通管理、交通機關の修繕、防禦物件の建築技術あるものを區分して統計し、且募集方法を企劃す。
- 5、其の他に於て開業中の醫師、醫學校、學生及經驗ある看護人の數及其の住所並に内科外科に必要な醫藥材料手持狀況の調査。
- 6、石油、ガソリン、機器油、石炭其の他農産燃料の數

量。

九、各種燃料の調査統計に基き之れが購入貯藏を爲し且つ民衆を戒め極力節約せしむ。

十、案内人の準備として左の諸點に注意すべし。

- 1、交通工人、例へば船夫、車夫、驛夫、馬夫等
- 2、郵便配達夫
- 3、各鄉村僻地まで水陸道路河港の連絡情況を悉知する土着人
- 4、案内人の姓名、住所表を作成し最も敏速に徵集する方法を準備す

十一、其地の人民自衛團體及其人員銃器を調査し其の彈藥補充に留意す。

十二、軍需事項に關する調査次の如し。

- 1、軍需工業廠の數目に關する調査
- 2、軍需品製造工廠及其の產出量、運輸情況、所要時日の調査
- 3、各學校化學系統の設備が軍需品を製造し得るや否やを調査すること（防毒面具製造の如き）

丙、偵察に關するもの

一、各地方黨部は必要に應じ該地最高政軍警機關を會同し、漢奸、赤匪其他反動分子の偵察防衛計劃を決定し各主管機關より所屬に命じ協同處理せしむ。

二、黨員を指導して赤匪、漢奸其他反動分子の活動を偵察し必要ある時は反動組織に加入して實際情況を明瞭ならしむ。

三、自首共產黨員に對しては反共工作の成績考査に注意す。

四、忠實廉潔にして信頼すべき人物を物色し常時特務工作常識技術上の訓練を施す。

五、各地黨部は積極的に偵察網を組織し各省市黨部は專任責任者を定め主持せしむ。各主要縣市及中心區域港灣等に於ては専門の偵査員を設置す。

六、各地の偵察員は隨時知得せる消息を省主管者に報告するの外隣接地帯の偵察員と極めて密切なる連絡を執る。

七、戰區内に在る各下級黨部は偵察隊を組織し左の項を偵察するを要す。

- 1、敵の行動及其の兵力番號
- 2、軍の實數量と所在地點
- 3、敵軍の企圖及敵國居住民の謀略
- 4、敵國人間諜が溝、井戸、泉又は水源池等に毒藥を投入することを嚴重防止す
- 5、敵國人間諜及漢奸の活動を嚴防す
- 6、國軍を誘導して作戰せしむる場合の進路及掩蔽地

點

- 7、地方の流氓無頼漢の行動に注意す
- 丁、連絡に關するもの
 - 一、縣警備隊、公安局及人民自衛團等凡そ地方の保衛團體責任者は極力相互に連絡し一致共力地方の保衛に從事す。
 - 二、各縣市黨部を指導して地方の公正なる紳士を詳細に調査し其の姓名年齢住所能力を明にし之れと連絡して其の抗日觀念を啓發し各地人民を指導し自衛工作に參加せしむ。
 - 三、其他駐紮軍隊に特別黨部の組織あるものに對しては連絡員を派し防禦破壞等各方面の工作に就き共同研究し全體的系統計劃を樹立す。
 - 四、地方の抗日團體と連絡して農工、商各界活動分子を教養して黨の指導に服従せしめ黨と一致の行動を執らしむ。
 - 五、各下級黨部は連絡工作の必要を認識し責任を以て之を果すため工作人員若干名を派して連絡工作を擔任せしめ進行す。
- 戊、宣傳に關するもの
 - 一、各下級黨部を指導し同地の新聞機關を運用する其の方法

- 1、黨報及關係ある新聞に對しては隨時督勵して中央の發布した宣傳要點に照して社説其の他の記事を掲載せしめ、又は敵の宣傳を反駁して人心の安定を計り、暴日罪惡を宣傳し民族精神を發揮することを以て主旨となす
- 2、黨報及關係ある新聞に對しては隨時督勵し極力中央通信社の消息を掲載せしむ
- 3、各地の新聞に對して毎日を求めて審査し不都合の箇所は匡正せしめ又は上級黨部に報告し處理せしむ
- 4、各地の新聞は日人流布の消息登載を禁ず
- 5、非黨報と連絡し黨報と一致の態度を執らしむ
- 6、反動派の反宣傳を取締る
- 二、戰區内に於ける宣傳には特に左の點に注意す。
 - 1、人民を勸説して軍事進行に援助せしむ
 - 2、地方の治安維持、金融の安定宣傳を爲す
 - 3、漢奸及反動分子の活動を嚴防す
 - 4、民衆に對し自衛常識を宣傳す
 - 5、將士の民族自衛自信力を激勵す
- 三、非戰區内に於ける宣傳には左の點に注意す。
 - 1、國防に關する一切建設運動提唱に努力す
 - 2、民衆をして如何に禦侮自衛し如何にして組織し如

何にして戰時必要常識を養ふべきかを知悉せしむ

- 3、糧食燃料、被服材料等生活必需の日用品に對し調査統計の數字に基き圖表を作製し民衆に節約を勸め義捐に備へしむ
- 4、民衆をして交通擁護の必要を知悉せしむ
- 5、金融流通、糧價の安定を商民に勸告す
- 6、疾病娼妓の禁止を提唱し、壯丁の健康を保持す
- 7、各機關に勸告して政費を緊縮し全力を盡して生産事業の發展に従事す
- 8、仇貨の排斥を勵行す
- 9、各界に勸説し作戰時の準備を爲さしむ
- 10、航空救國及軍需供給を提唱す
- 四、省内の交通情形に従ひ個々に通信網を組織し各地に於て知得したる消息を省に報告し、省黨部は之等報告に基き、採るべき方針を持って重要性のものは中央に報告し所屬に通報す。
- 五、宣傳の普及と徹底を期するために各地黨部は巡迴宣傳隊又は偽裝講演隊を組織し、國恥材料並に本國歴史に現はれたる歴次の外族、侵略、抗禦の事蹟領袖人物の偉績を極力宣傳し以て民族の團存雪辱心理を激勵する。
- 六、各級學校の抗日宣傳計劃を樹立し學校當局教職員と

連絡し鼓吹に努力す。

- 七、全省各地黨部内外の新聞人材を精密に統計し之を全省各重要地に配置して積極活動せしめ且つ思想の敏捷文筆優れたる同志を物色して各地の新聞機關に配し實地に宣傳技術を習練せしむ。
- (三) 注意事項
 - 甲、沿海各省及特別市黨部（廣東、福建、浙江、江蘇、山東、河北各省及、北平、天津、青島、上海、南京、廣州、漢口各市）は本綱要に基き細密なる一年工作方案を作製し、特に保衛偵察等の特殊工作に注意すべきものとす。
 - 乙、其他の各省にして後方に屬するものも本綱要を實施すべく各下級黨部を指導督勵し期を分ちて報告せしむ。
 - 丙、沿海省の港口、縣市は工作強化のため三ヶ月以内に本綱要中の主要事項計劃を完了し且つ嚮導人物を豫め物色し事變に際しての配置に備ふ。
 - 丁、各下級黨部に密令し若し地方が陥落し又は軍隊退却せる場合本黨同志は人民に先ちて退却することを得ず、且各地の秘密消息通報に留意せしむること。
 - 戊、各下級黨部に密令し地方陥落の場合黨員名簿及電報暗號は必ず之を携帶し遺留すべからざること。
 - 己、各地黨部は秘密通信方法の準備を整へ消息の確實を期すること。

庚、本綱要及本綱に依りて爲す工作方案は均しく秘密を厳守し任意に印刷物として發表し洩漏するが如きことあるべからず。(S・K)

最近抗戰形勢に關する周恩來の談話

去る一月初旬在漢口中國文化界人士が中國共產黨最高領袖の一人たる周恩來を招請して座談會を催したる際に周恩來のなせる談話を筆記せる文書なりと言ふを發見した。該談話は、

- 一、「日本の最近進攻方式及び其作戰計畫」に於て日本が戰略改變を餘儀なくされたることを述べ、其新戰略に言及し更に中國軍を再編成し新軍隊を訓練することによりて半ヶ年内に南北全線に互り反撃し日本軍を撃退し得べしと言ひ、
- 二、「被占領區域に於て如何にして游撃戰を發動するかに關する問題」に於て游撃戰發動が相當困難を伴ふことを肯定すると同時に正規軍と呼應して游撃戰を發動することに關する要點を指示し、
- 三、「日本の封鎖の問題」に於て日本の我に對する封鎖は問題に非ずと強がり、
- 四、「國際的救援問題」に於て國際的援助のみに期待せず「自力更生」に努力せよと説き、

- 2、民衆の組織を増加緊密にし目前の各救亡團體に保護を加へ一切の無組織民衆を直ちに組織に参加せめること
 - 3、民衆を武装し全陝の青年壯丁を訓練して抗戰の後備軍たらしめること
 - 4、民衆運動を開放し民衆に抗日救國の民主自由を與へること
 - 5、民衆を發動して漢奸を肅清し後方を鞏固ならしめること
 - 6、華北の抗戰將士に種々の切實有効なる援助を與へること
- の六項の建議を爲して激勵援助せむとしたるに拘らず、彌來三ヶ月來の省黨部の工作は一黨(國民黨)專制の弊に墮し民衆の救亡運動に統制を加へ、就中青年學生の運動には極端たる彈壓取締を行ひたる爲全陝の救亡運動は萎靡不振の情態に陥りたるは之専ら省黨部が「救國には國民黨あり民衆には關係なし」との政策を採れるによると斷じ、速に斯る革命的三民主義に違背する誤謬の政策を放棄し、中共省委の建議せる六項の辦法に導ひ民衆運動を樹て直すべしとの主張を双十節當日公開狀として國民黨省黨部に送りたるに端を發し、茲に國民黨省黨部對中共陝西省委との抗爭が頓に尖鋭且つ公然となるやに認

- 五、「新軍隊建立の問題」に於て新軍隊組織進行中なりと述べ、
 - 六、「八路軍作戰に關する問題」に於て第八路軍は重兵器缺乏し居れる爲め大都市及び攻略奪取し得ずと本音を吐き其兵力は三萬内外に過ぎずと發表し、
 - 七、「國共關係の問題」に於て國共黨の共同政治綱領を協議し、原則上一致を見たるも如何なる方法を以て之を公布するか兩黨相互の約束信條とするか全國共同遵守の最高原則とするかに關しては目下研究中なり
- と結びあり。之等各種問題に對する解説は宣傳的に耳らず比較的中庸を得たるものゝ如く觀察せられ、共產黨の對時局並に國共問題等の動向判斷上の參考に資するものと認められる。(S・K)

國民黨陝西省黨部と中共陝西省委との抗爭

中共機關紙「解放」所載の國民黨陝西省黨部と中共陝西省委との抗爭論議文獻を閱讀するに其の内容は、
一、中共陝西省委は客年七月十九日國民黨陝西省黨部が發起組織したる抗敵後援會に對し贊助の意を表すると共に民衆運動を開放抗敵力量を増強する爲、
1、速に救亡運動を擴大し各縣各區各鄉各界の民衆内に及ぼすこと

めらるが其間共產黨側に於ては所有る機會を利用して民衆を煽動したるものゝ如くである。
二、十月十九日西安に開催せる魯迅記念會に於て數千の會衆は一致して省黨部の民衆運動統制並に彈壓に對する不當を鳴らして紛擾ありたる如し。
三、之を默視し得ずと爲したる國民黨省黨部は十月廿九日西安の名新聞紙に其の責任者の公開談話の形式を以て民衆運動に對する黨の態度を發表すると共に、中共省委の七月十九日の建議並に双十節に發せる公開狀は單なる造謠乃至統一の抗日戰線を破壊するのみならず、又中共中央の九・二二宣言に違背するものなりと酷評し、更に陝西の中共省委の存在をも否認無視する旨を洩したる爲中共省委は十一月一日更に全面的反駁の談話を發表して黨省部が迷妄より覺醒して中共側の建議批評を虚心坦懐に受納せしむることを強調した。
四、而して中國共產黨中央にて右國共兩省責任者間の抗爭に超然たる能はず、十一月十日付黎平なる署名を以て本抗爭は其の非全然國民黨省黨部に在りと裁斷せる一文を其の機關紙に掲載せしめ、
五、更に翌十一日附本機關紙編者の署名を以て爭論の真相なる一文を發表、從來の中共側の主張を全的に支持する態度を闡明して中共中央が其の省委の主張を認むる旨暗

示したるものである。
 以上専ら中國共產黨の駁論のみにして國民黨省黨部側が果して如何なる程度迄民衆運動の取締統制を強行したるやを確證すべき資料なきも中共側の論議より通觀するも國民黨側が如何に共產黨の勢力擴大を警戒し之が去勢に躍起となり居れるやを窺知し得べく、延ては現下の國共聯合の將來を卜する上にも相當の示唆を與へ居れる文献と認められる。
 (S.K.)

中國共產黨關係の諸情報

以下に掲げるものは最近、上海に於て入手したる中國共產黨關係の情報である。

II 次

- (一) 共產黨の最近の農村革命政綱
- (二) 國共兩黨の再合作
- (三) 千百萬大衆を争ひ取り抗日民族戦線に参加せしめるための闘争

(一) 共產黨の最近の農村革命政綱

一九三七年四月中國地政學會第四次年會は「如何にすれば耕す者は其の田を有するか」と云ふ問題に關して討論し更に同年五月南京政府は地政學會の討論に基き、土地方改修の原則を發表した。全國の輿論界及經濟界は何れも此の

點に關して評論する處があつたが、尙同年二月中國共產黨は國民黨三中全會に對して通電を發し對農村政策に於て地主の土地沒收を停止する旨發明した。斯くて抗日民族統一戦線の段階に於ける支那の土地問題を如何に解決するかと云ふ問題は、支那農村の改革に關心を有する多數の人士に依り討論されるに至つた。

支那土地問題の重大性は全國人の共に認むる事實であつて急速に解決されねばならぬのである。現在の問題は抗日民族統一戦線の段階に於て如何なる適當な方法により支那土地問題の合理的解決を求むるかと云ふ事であるが、此の問題を検討する爲吾人は現段階の農村改革に當つて採るべき方針を提出し、以て農村改革に關心を有する全國人士と共同討論をなすと同時に土地法の正式改修に當り如何なる農村改革の土地立法を採用すべきかと云ふ意見を南京政府に貢獻しよう。

支那の土地問題は歴史に残された未解決問題である。土地分配の狀況に就いて私は曾つて『中國農業危機諸問題』なる一文中に支那の土地問題に關する専門家の各種統計と資料を引用した。一般の評價を見るに支那農業人口は一九三一年南京政府の調査に依れば全國で五八、五六七、一八一戸、合計三二二、一三九、四九九名あり、一九二七年武漢政府の調査に依れば五六、〇〇〇、〇〇〇戸あり、平均毎戸六

人とし合計三三六、〇〇〇、〇〇〇人であつて土地を持たざる農民は農業人口の五十五%、十畝以内の貧農は二〇%以上、十畝より卅畝の農民は十二%、三十畝より五十畝の富農は七%、五十畝より百畝の小地主は四%、百畝以上の大地主は二%を占めて居る。

最近の各種統計資料に依れば支那には約十四億畝あり、其の分配狀況は次の如くである。

地位	單位百萬	總戸數に對する	單位百萬	%
地主	二、四	四%	七、〇〇	五〇%
富農	三、六	六%	二、五〇	一八%
中農	一一、〇	二〇%	二、一〇	一五%
貧農	四三、〇	七〇%	二、三三	一七%
合計	六〇、〇	一〇〇%	一四、〇〇	一〇〇%

此の資料は勿論余り正確ではない。吾人は富農の一項内には一部の小地主を包括して居るものと推測し得るのである。上表に基き吾人は左の結論を引出し得るのである。即二百四十萬戸の地主は半分以上の土地を占有して居る。若し富農一項を入れるならば四百萬戸の地主と富農は六十八%の土地を有し五千五百萬戸の農民は卅二%の土地を有するのみである。即數百萬の地主は九百畝の土地を有し大多數の農民は五億畝の土地を有するに過ぎないのである。之こそ支那土地問題の病點であると共に支那農村破産の重要

原因である。土地集中の極端化、土地分配の不均衡は支那農村の階級分化及び土地問題の現状である。然し單に土地分配の形状のみでは農村經濟破産の詳細なる内容は説明されない。土地の所有が集中しつゝありと雖も土地の使用は分散しつゝあると云ふ事を知らねばならない。即地主は多くの土地を掌握するも經營を集中せず小さく分割して農民に貸與し、農民より五〇%乃至七〇%の小作料を搾取する資本、家畜、農具、種子の如き農民必須の生活手段は何れも缺乏して居る。嘉興農村の調査に依れば小經營の五十九%は完全に牛を持たない。之等は何れも地主富農商人高利貸の手に握られて居り、農民は高額の代金を支拂つてのみ使用し得るのである。國家の兵役地租苛捐雜税も農民に負はされて居る。近年に於ける統稅鹽稅の引上げも間接には農民に負はされ破産せる農村が斯くも二重三重の直接間接的租稅を受取つて居るのである。

支那農村の斯かる關係は、農業生産力の自由なる發展を阻害するのみならず農業生産力を減殺しつゝある。

支那農業生産力衰退の過程は連年の災荒、生産の減退、荒地の増加、農民の離村、農民死亡率(千分の廿五―六)の増加に表現されて居る。農民は飢寒死亡の苦難中に在り農村に寧日なき事は支那農村の慘狀である。支那農民運動の蓬汙たる成長と斷えざる騒動は斯くの如き社會經濟の基

礎の上に生れるのである。故に吾人は農民が何故に闘争しつゝあるかを知り得るのである。

(二) 國共兩黨の再合作

巴里發行のコメンテルン機關誌『救國時報』第百卅一號は對日抗戰中に於ける國共再合作に就き左の如く論じて居る。

一九廿五年より廿七年に至る第一次革命は國共兩黨の合作に依り、革命事業上に偉大なる歴史的勝利を收めた。即北伐の迅速なる成功と革命政權の擴大及封建軍閥の崩壞帝國主義の在支統治の減弱等の歴史的事實は支那人の誰もが忘れ得ざる所である。

一九二七年の國民黨の共產黨彈壓以來支那は又もや暗黒極まる道程に陥入り、大革命の成果は粉砕され瀕死の封建勢力は又も再起して帝國主義の在支統治は漸次復活し民衆の組織と其の自由は極度なる制限を受けるに至つた。而して孫文先生の革命的三民主義も餘す所なく廢棄されるに至つた。此の誤れる政策の結果として國內の絶えざる内戦が醸成され、特に民族危機は空前の段階に達し日本は支那分裂を利用し全支の併吞を企圖したのである。

滿洲事變は全國人民の團結禦侮の要求を喚起した。中國共產黨は先づ第一に止むを得ざる自衛手段として國民黨の『包圍討伐』に反對すると共に、討伐部隊に呼びかけて抗

日軍事協定を締結した。之は國民黨の採用する所となつたが國共兩黨の抗日合作は其の基礎を据えられたのである。其の後一九三五年に至り、共產黨は八月一日付宣言を發表し、一層具體的に反日民族統一戦線の政策を提出したが、西安事變の和平解決と中共中央の國民黨三民黨三中全會に對する建議を通じて二ヶ年に亘る頑強なる闘争は漸く實を結び兩黨合作の障礙は除かれ、親日派及トロツキストの挑發離間と陰謀破壞を打破し國民黨内及一部社會人の疑惑を取り除き全國人民熱望の國共合作は漸次實現を見たのである。

九月廿二日付新聞紙は中國共產黨中央委員會の宣言と同月廿三日付國民黨領袖蔣介石先生の共產黨宣言に對する談話を發表し、吾人をして極りなき愉快さと興奮を感ぜしめ、國家民族前途の爲欣快としたのである。國共兩黨再合作の實現は全國人民の要求と督促の結果であると共に、其の功を國共兩黨の寛容に歸せねばならぬ。共產黨は自己の指導する反日民族統一戦線を實現するために曾つて委曲を盡して多くの讓歩をなし國民黨も過去の政策を放棄して反日民族統一戦線の政策を採用するに至つたのである。

斯くの如く國共兩黨が過去の政見を犠牲とし、十年來の舊仇宿怨を放棄して精誠團結一致禦侮の偉大なる精神を表現した事は吾人の賞讃に値するのである。

國共再合作は現在では抗戰勝利の必須條件にして、紅軍の後身たる國民革命軍第八路軍は山西省北部に於て勝利を續け、共產黨指導の東北抗日聯軍は滿洲で積極的活動をなし、日本の大兵力を牽制し北方戦線に於て巨大なる變化を發生せしめて居るのである。就中共産黨の指導する部隊は政治的に組織的に且又其の規律と云ひ戰闘の勇敢と民衆との親善と云ひ種々の特點を有し全國抗日部隊の改善強化の推進力となつてゐるのである。

民衆運動に就て云へば共產黨と民衆とは最も密接なる關係を有し、共產黨員は最も民衆を動員し且つ組織して居るのである。之は既に第一次革命中に證明された事實である。今や全面的對日抗戰に於て最も嚴重なる現象は民衆工作の立遅れであつて、全國人士は何れも憂慮し未哲元でさへも今昔の感に堪えないのである。

現在の條件下に於ては民衆の嫌惡な心理を徐き民衆運動の統制を止め、民衆に活動の自由を與へ共產黨員に其の天才發揮の機會を與へねばならぬ。さうすれば大革命時代の民衆運動の盛況は必ずや再現されるであらう。而して之こそ抗戰勝利の基本條件である。國共再合作は戰勝の必須條件であるのみならず獨立自由幸福の新中国實現の基本的因素である。其の宣言中に總目標を提出した。即ち一、中華民族の獨立自由と解放を獲得し、何よりも先づ民

族革命抗戰の迅速且つ適切なる發動準備をなし失地の收復と領土主權の完璧を期す

二、民權政治を實現し國民大會を開き憲法を制定し救國方針を決定する

三、中國人民の幸福且つ愉快なる生活を実現するため、何よりも先づ荒災の救済、民生安定、國防經濟の發展と人民生活の改善を實施する、是等は闘争の一般的目标であり全國人民の最も切實なる必要と要求である

國共兩黨の合作と努力がある限り此の目標が實現容易な事は大革命の經濟と共產黨のソヴェート區に於ける設備が證明するのである。

尙、國共兩黨の再合作は兩黨が相互に誠意を披瀝し、彼に彼我の獨立發展と批評の自由を與へねばならぬ。而して疑惑に嫉妬の心理及び壓迫制限の心理は絲毫も存在す可きではない。何となれば斯くてこそ兩黨の合作は發展し且つ鞏化されるからであり、又斯くてこそ合作前途の障礙と困難が排除されるからである。

國共兩黨の再合作は目下僅に初步的合作である事を知らねばならぬ。

吾等民族の敵たる日本人や、親日派漢奸を始め無恥なるトロツキストは今や國民合作の破壊に躍起となつて居る。

國共兩黨の合作を發展鞏固するためには吾人は先づ國共兩黨が其の持論を除き相互に諒解し、一切の民族敵人の挑戦をして無効に歸せしめん事を要求する。國共兩黨は一致協力し支那革命完成の偉大なる歴史的使命を完成せねばならぬ。同時に吾人は國共兩黨が全國上下一致して民族敵人を肅清せんことを切望する。

就中進歩的分子は目下の全面抗戰の嚴重なる局面下に於て反日民族統一戦線の政策を徹底的に實現し困難なる民族解放と復兵の任務を達成す可きである。國共兩黨の誠意合作は之が第一の必要事である。而して國共兩黨に屬せざる反日黨派及團體個人に對しても公然たる自由活動と發展の機會を與へ、一切の反日勢力をして殘す所なく反日民族統一戦線に参加せねばならぬ。特に政權を握る國民黨は蔣介石の所謂『今やあらゆる中國民が三民主義を信奉して救國のため努力するならば政府は其の過去の如何を問はず國家に忠義を盡す可き機會を與へる國內の如何なる黨派も誠意救國に當り國民革命抗戰禦侮の旗の下に共同奮闘を願ふならば政府は之を許容する』と云ふ言葉を實行す可きである。歴史的意義を有する國共再合作は既に初步的實現を見た。偉大なる中華民族の眼前には光明が輝いて居る。國共合作は民族勝利の前途を豫言し獨立自由幸福の新中國を指示するものである。

我等の此の種意見は若干同志の説法に照せば成立しないであらう。彼等の結論は我等と完全に反對であるが、兩者の間を動搖して居ると思はれる。彼等は云ふ『日本は後退した、南京は更に動搖して居る、民族矛盾は下降し國內矛盾は上昇するであらう。』と

此の種の評價によれば當然新段階と新任務は無く情況は急段階に後退する事になるが此の種の意見は無論正しいものではない。我等が和平を取得了と云ふのは決して和平が既に鞏固であると云ふ事ではない。和平取得と和平鞏固は自ら二つの問題だ。歴史は暫的に後戻りする事が出来る。和平も暫時波折を生ずる事があるのだ。其の原因は日本帝國主義と漢奸親日派の存在するためである。

然し西安事變後和平が招來された事は事實である。此の局面は種々の方面から促進されたのである（日本の中國進攻の根本方針が決定されたこと、ソ聯及英米佛諸國が和平促進に援助を與へたこと、中國人民が和平促進を迫つた事共産黨が西安事變に和平方針を採用して政權の對立政策を放棄したこと、資産階級及國民黨に分化作用が起つたこと等々）蔣介石一個人が和平を決定したり破壊せんとするには須らく多方面の勢力と戦はねばならないし、且日本帝國主義と親日派を利用しなくては決して成功しないのだ。勿論日本と親日派は中國の内戦を企圖して居る。和平が鞏固

吾等全民族全國民は最大の努力を以て此の合作を擁護し且つ發展強化せしめねばならぬ。

(三) 千百萬大衆を争ひ取り抗日民族戦線に参加せしめるための闘争

本稿は五月三日の黨大會に行はれた毛澤東の報告演説である。

同志達よ!! 私の報告——抗日民族統一戦線の目前の段階に於ける任務に對し數日の討論を経たる後、若干同志が不同の意見を述べたるを除き一致同意を得たのであるが、然し若干同志の不同の意見は頗る重要性を有するものである。之に依つて私は此の結論の初めに彼等に答へ而して後一般の問題に觸れるであらう。

一、和平問題

我等の黨（共産黨）が國內和平のため闘争を開始してより恰も二ヶ年の時日を経過した。國民黨の三中全會後我等は次の様に指摘した。即ち

和平は既に取得された「和平を闘ひ取る」の段階は既に過去となつた。新たな任務は「和平を鞏固ならしめよ」と云ふ事である。我等は更に指摘した。和平を鞏固ならしめよと云ふ事と「民主を争ひ取れ」と云ふのは相關々係のもので民主を争ひ取る事に依つて和平を鞏固ならしめる事が出来る。

でないと云ふのは此の點である。此の種的情況下に於て我等の結論は「内戦停止」或は「和平を争ひ取れ」のローガンと段階に逆戻りするものではなく、一步進めて「和平を鞏固にせよ」「抗戰を實現せよ」と云ふ此の三位一體のローガンを提出したかと云へば、我等の革命の車輪を一步推進せしめる爲であり、目前の情況は既に我等の一步推進を許して居るからである。若し新段階と新任務を否認し、國民黨の「轉向開始」を否認するとすれば論理的結論として一年半以來の凡ゆる和平取得の爲闘争せる各派勢力の努力や成績を否認しなければならぬ事になる。然らば自己を舊位置に停頓せしめ一步も前進せしめない事になる。

何故斯かる不妥當の評價をなしたであらうか?

其の原因は彼等が根本の點（日本退却、南京動搖、民族矛盾下降、國內矛盾上昇）より出發し、並に二者を聯關せしめ一幅の暗淡たる圖畫を形成せしめて居る。國民黨は既に轉向を開始して居る。但し徹底的轉向に至つて居ない。國民黨十年來の反動政策を徹底的に轉向せしめるには我等と人民とがより新たなより偉大なる努力なくしては不可能の事である。左傾と號稱して居る人達は平常國民黨を痛罵

し、西安事變中には蒋介石を殺せと云つた。又和平進行中蘇州審判の事が起るや「蔣はどうして七君子を斯くの如く審判せしめたるや？」と驚き且つ憤慨したが、よく考へて見るがよい。共産黨も蒋介石も神様ではない。孤立の一個人でもない。一つの階級に屬し民族の一分子である。共産黨は革命をして、逐次前進する事を本領とするけれども、全國の汚濁を一朝一夕の間に綺麗に掃除する事は不可能だ。蒋介石或は其國民黨は既に其の轉向を開始して居るが全國人民のより偉大な努力なくしては彼等の十年來の汚濁を綺麗に洗ひ去る事は出来ないのである。運動の方向は和平民主と抗戦でなくてはならぬが、然し内戦獨裁と不抵抗の舊毒を綺麗に洗ひ去る事に努力せずともよいと云ふ事ではない。

舊毒汚濁は革命過程に於ける波折であるが、努力闘争に依つてのみ之を克服する事が出来る。それには長期の闘争と努力を要するからである。國民黨は一心に我等共産黨を破壊せんとして居る……と云ふのは當つて居る。彼等は我等を破壊しようとしてゐるのだ。我等はかゝる見解を完全に承認する。若しそうでないと云ふなら眠つて居るのも同じだ。但し問題は其の破壊方法は改變されたかどうかと云ふ事に懸つて居る。而して我等は既に改變されて居ると信ずるのである。戦争と屠殺政策より又改良的欺瞞的政策よ

り爭取政策に改變されたのである。どうして斯くの如く改變されたか資産階級は日本帝國主義の攻撃に依つて無産階級に向つて同盟軍を求めると至つたのと同様である。問題は此の點より觀察しなければならぬ。國際的に云へばフランスとソ聯が敵對より友邦に變つたのは此の道理である。我等の任務も亦軍事的により政治的に變化して來たが我等は決して陰謀をなさんとするものではなく、我等の目的は資産階級國民黨及一切の抗日に同情を有する分子と共同して日本帝國主義に争ひ勝つ事にあるのだ。

二、民主問題

「民主を強調するのは錯誤である。只抗日を強調するのみだ。抗日の直接行動なくては民主運動はあり得ない。目下は只抗日を必要とし民主は必要でない」

我等をして先づこの問題より云はせてもらひたい。過去の段階中（十二月九日より三中全會に到る）に於ては多數人は只抗日を要するのみで和平は不要であつたらうか？ 抗日の直接行動がなければ和平運動はあり得なかつたであらうか？（西安事變と三中全會は緩遠戦争終末後に起り現在は緩遠戦争も十二月九日事變も何も無い）何れも抗日のための和平である。和平がなければ抗日は不能であり和平は抗日の條件である。

前段階に於ける直接間接の抗日行動（十二月九日より三

中全會に到る）はすべて和平を争ひ取る事にかゝつて居り和平は前段階に於ける一環をなして居る。而して抗日運動は前段階中の最も本質的なものである。

抗日の任務に對し「民主」も亦新段階中の最も本質的なものであり、民主のためは即抗日のためである。抗日民主は相互的條件となつて居り、抗日と和平民主が相互條件をなして居ると同様である。民主は抗日の保證であり抗日は民主運動發展のため最も有利な條件である。新段階中に於て我等は幾多の直接的、間接的抗日闘争の發生を希望する。

之は對日抗戦を推進するばかりではなく、民主運動の援助ともなる。歴史が我黨に與へた本質的な任務は民主を争ひ取る事なのである。「民主自由」は錯誤であらうか？

決して錯誤ではないのだ。「日本は後退せり。英日の平衡は取れた。南京はより動搖して來た」と云ふのは歴史の發展を知らないために生ずる憂愁である。日本が國內革命の發生によつて後退するとすればそれは引いて中國革命を援助する事となり我等のみに希望する所である。之は又世界侵略戦争の崩壊が始つたとも云へるであらう。何のため斯の如く憂愁をなすのであらうか？ 佐藤外交は大戦準備の外交である。大戦は我等の眼前に迫つて居るのだ。英國の動搖政策は結着する所がない。之は英國と侵略國の利害が

不同のためである。南京が若し長期に動搖するとすれば延いては全國人民の敵となり、而して之は南京の利益の許さない所であらう。一時的後退現象は全體の歴史の規律に代はる事は出来ない。之に依つて新段階を否認する事は許されないし民主任務の提出を否認する事は出来ないのである。且つ如何なる事情に拘らず民主のスローガンは完全に適合して居り、民主は中國の人民に欠乏して決して餘つては居ない。之は何人も分つて居る筈だ。況んや實際の状況は既に表現せられて居る。新段階を指摘し民主的任務を提出する事は抗戦に向つて一步接近を意味するものである。時局は既に前進しつゝあり、後退させようとしてもそれは無駄である。

「何のために國民大會を強調するか？」それは全體生活に牽涉して居るために外ならぬ。又獨裁より民主に到る橋梁であるからである。又、國防性を具有して居るからである。且つ又合法的に冀東察北を收復し、密輸に反對し經濟提携等々に反對するためである。日常の抗日闘争と人民の生活闘争は民主運動と配合せしむ可きであり議論の餘地はない。然し目前の段階に於ける中心的本質問題は民主と自由である。

三、革命前途の問題

此の問題に對しては幾人かの同志が問題を發生せしめた

が、余の答は極めて簡単である。民主革命を指導する事は社會主義の勝利を争ひ取るための條件である。我等は社會主義のために争ふものであり、此の點三民主義者と不同である。今日の努力は明日の大目標に向つて居り、此の大目標を失ふものは共產黨員たる資格はない。又今日の努力を忘るゝものも共產黨員と云ふ事は出来ない。

我等は革命轉向論者である。民主革命を主張して社會主義の方向に轉向せしめんとするものだ。民主革命には幾つかの發展段階があり、而して之は民主共和國のローガン下にてソヴェートのローガン下に在るのである。資產階級の優勢より無産階級の優勢に至らしめる事は闘争の過程であり、指導権争取の過程である。共產黨は無産階級の覺醒と組織の程度に依つて農民小資產階級の覺醒と組織程度を提唱せしめなければならぬ。無産階級の堅き同盟者は農民であり、其の次は小資產階級である。我等と指導権を争ふものは資產階級である。資產階級の動搖と不徹底に對する克服は群衆の力量と正確なる政策に依存せねばならぬ。然らざる時は却つて資產階級は無産階級を克服するに至るであらう。健在なる轉向（不流血的）は我等の希望する所である。我等は之を力争しなければならぬが、其の結果は群衆の力量如何に依つて決定されるものである。我等は革命の轉向者である。決して半トロツキー主義

の三民主義者ではない。我等は民主共和國の凡ゆる必要な段階を経過して社會主義に到達せんことを主張するものである。我等は尻馬主義に反對するが但し又冒險主義と急性病にも反對するものである。何故なら資產階級の暫時的聯合を以て投降主義となすのはトロツキー派の説法であり我等の斷じて同意する能はざる所だ。今日に於て我等が資產階級の革命派と聯合するのは社會主義に向ふ必程の橋梁に外ならぬ。

四、幹部問題

偉大なる革命指導の任務を有するものは偉大なる政黨が必要であり偉大なる領袖と幹部が必要である。

四億五千萬人の中國に於て歴史的空前の大革命を遂行しようとするには其の指導者が一つの狭小なる團體では駄目である。黨内に遠見の明あり能力ある領袖がなくては駄目である。中國共產黨は早くから一大政黨である。反動時期の損失を経過しても、依然として大政黨の資格を保つて居る。黨内には許多の領袖と幹部がある。然しそれでも尙不足を告げて居る。我等の組織は全國的に發展せしめねばならない。幾千幾萬の幹部を養はねばならぬ。幾百幾千の領袖となすのである。是等の領袖と幹部はマルクス・レーニン主義を理解し、政治的識見を有し工作能力を有し犠牲的精神に富み、獨立的に問題を解決し困難に會しても動搖せ

ず且つ全部の忠心を以て民族のため階級のため黨のため工作をなさねばならぬ。而して黨のコースは是等の人達に依つて黨員と群衆に聯繫せしめ群衆に對する堅強なる指導に依つて敵人打倒の目的に到達しなければならぬ。

個人英雄主義と風達主義であつてはならない。懶惰と消極的であつてはならない。自高自大主義と宗派主義であつてはならない。是等の人達は大公無私の民族的階級的英雄でなくてはならないのだ。之は即共產黨員、黨の領袖幹部達が當然備へなくてはならない性格と作風である。我等の死去せる數萬黨員數千の幹部數千の領袖達が我等に遺留した精神は即之である。我等はよく此の精神に従つて自己を改造しより高度な革命水準へ到達しなければならぬ。之は疑ふべくも必要な事である。然るに我等の領袖と幹部は未だ大に不足して居る。故に全黨全國に向つて幾多の新なる領袖と幹部を求めると云ふのは恰もスターリン同志が「幹部は一部を決定する」と云つたのと同様である。

五、黨内の民主問題

目的を達せんとするには黨内に於ける「民主」が最も必要な事である。黨は力量あるを要し黨の民主集中制に依存して全黨の積極性を發揚せねばならない。新時期に於ける

集中性は民主制と密接に聯繫せしめねばならぬ。民主制の實行より全黨の積極性を實行し全黨積極性の發揮よりは大量的に領袖と幹部とを造成し派別觀念の殘滓を肅清し全黨として鐵の如く固く團結せしめねばならない。

六、千百萬群衆を争ひ取つて、抗日統一戦線に参加せしめよ

我等の正しき政治方針と強固なる團結は千百萬大衆をして抗日民族統一戦線に参加せしめるに在る。無産階級農民小資產階級の廣大なる民衆は我等のアジ・プロと組織工作を待つて居る。資產階級内の革命派も亦我等の一步前進的工作を待望して居る。黨の方針を大衆の方針に變せしめるには長期工作百折不撓苦卓絶忍耐的努力を要し、此の努力がなくては一切は成功しない。

抗日民族統一戦線の組織は其の強化及其の任務の完成、民主共和國の中國に於ける實現は毫も群衆争取の努力と離れる事は出来ない。若し此の種努力に依つて大衆を我等の指導下に争ひ取るならば我等の全部の革命的任務は迅速に實現することが出来るであらう。日本帝國主義は何も我等を恐れて居ないが、然し我等の此の種努力には恐れをなして居る。我等の努力は確定的に日本帝國主義を打倒するであらう。並に全體的民族解放と社會解放を確定するであらう。

(NAGASAKI)

—ド・ジャバ・ボーデ紙所載—

今回の旅行中（米國、マニラ、香港等）私は船中や其の他に於て多くの英國人に面會して會談を重ねたが、彼等英國人は如何に慎重な態度であると云へ日支紛争問題に對する英國政府の持つた態度は餘りにも軟弱にすぎると嫌惡してゐないものはなかつた。蘭印領監視艦フローレス號の一飛行機が停船命令に應じなかつた日本漁船に對して機關銃の掃射し二名を死傷せしめたといふ報道を受取つた時に之を見た一人の英人は、「和蘭人は日本に對し尙彈丸の洗禮を見舞ふ迄勇敢であるが我々の英國は大使が襲撃されても只一片の抗議書を提出することしか出来ないのだ」とその軟弱な態度を嘆じてゐた。英國人が今回の支那事變に對して日本の取つた行動に如何に不満を持つてゐたかについては多くの實例を枚擧することが出来る。

英國の指導的實力は實に無氣力なものである。我々が英國のかゝる動向を知るに及び若し和蘭が、スマトラ、瓜哇及び其の他の地域に侵略を蒙り第三國と抗争場面を展開する際に、例へば蘭領東印の攻略がシンガポールと濠洲の連絡を中間に於て切斷する場合果して英國が敢然として立ち蘭印の防護にイニシアチブを取るかどうかに對して充分なる覺醒を持たねばならぬ。英國の世界政策なるものは利に食ひ下つて右往左往するのみであり一國の品位も利害關係に面すれば何等の顧慮をも與へるものではない、所謂ショツクキーパー的政策である。

其實例はエヂプトにパレスチナに到る所に於て明かに示されてゐる。一九三一年の滿洲事變に當つては米國の強硬抗議に積極支持を與へることを避け遂に米國の意圖は空虚な餅と化せしめられてしまつたのだ。

故に和蘭は自己の力の上に東印度の防護を築き上げねばならない。而して我々の忘るべからざる事は「若し和蘭が東印度の東方島々の一部」(日本が新設したメナド領事の管轄區域を指すものと思はれる)を失ふ様な情勢に立ち至つたならばそれは他の他方に於ける東印度民衆の前に「和蘭の威信」が地に落ちたことを自ら示す様なるのである。

(OSAKA)



報 雜

中國共產黨と中國共產主義同盟(トロツキスト)との論争

中國共產主義同盟(トロツキスト)中央執行委員會は昨年十二月三十日發行同派秘密機關紙「闘争」第二卷第十二期に於て大美晚報編輯者宛王明の言に對する反駁の聲明文を掲載すると共に其の全文を右新聞社に郵送したるものゝ如く同社は之を一月四日發行の夕刊第二輯上に發表した。

報 報

右トロツキスト派の聲明は王明の「ベルトン」に對する談話中にある「トロツキスト派の分子は徐州に於て日軍の組織せる便衣隊に加入し、トロツキスト派の目標と任務は日人の爲め「スパイ」となること、國共間の抗日聯合戦線を破壊するに在ること云々」の語に對し之は事實無根と強調しトロツキスト派の主要任務は

- 一、中國の民族解放の完成を圖るに在り
 - 二、目前の闘争目標は日本の侵略に反抗して徹底的勝利の實現を期し
 - 三、之が爲に工作中心を積極的に民衆を動員參戰せしめ抗戰の最後の勝利を達成せしむるにあり
 - 四、故に本同盟は目下の軍事闘争中に於ては中共黨と國民黨と合作するに反對するものに非ず、寧ろ本同盟自身も國民黨と軍事上合作すると主張せり。
- 但し本同盟は抗戰の徹底的勝利を保

證する爲工農の生活を改善し即時全國の普選による國民大會を開きて全權を選擧して政治機構を改革せざるべからずと認む

五、然るに中共黨の國共合作は工農の利益を犠牲とし民衆の武裝參戰を阻碍して應戰政策の危険を掩蔽する「スターリン」式聯合戦線策なる故に極力之を排斥す

六、本同盟が日本の「スパイ」行爲を爲せる等に至りては完全に現在の「ソ」聯流の誣謗と造謠に外ならずと駁論したるものなるが此の公開的駁論に對し中共黨は一月十八日公開狀を大美晚報社に送り同社は之を同月廿七日夕刊に全文を掲載した。

其の要旨は
一、「ソ」派の聲明を一種の虚言と認める」に於て「ト」派の(四)に於て主張する國共合作に反對せずの言は虚言なりと嗤笑し
二、「ソ」派の國民黨打倒を排斥すに

於て「ト」派の主張する社會革命理論より出發する打倒國民黨の底意を別扶排撃し

三、「ト」派の政策は内戦を排發するに在りと認定する」に於て「ト」派の資産階級たる國民黨打倒乃至一切の帝國主義反對の主義は内戦を排發するものなりと斷じ

四、「解放戦には團結力を輕視すべきでない」に於て「トロツキー」の言及び闘争第二卷第二期の中國「ト」派の政治決議を誤れる革命觀念にして斯る言論は目前の解放戦中に於ては日寇漢奸等の宣傳と何等擇ぶ處なしと糾斷し

五、「ラデックの敘述を以て反證とする」に於て中國「ト」派乃至ソ聯「ト」派は日帝主義者の爲に敢て「スパイ」を働きたるものと主張し

六、更に「黃公略等は廣西に於て暴動した」に於て前項を敷衍し故に「ト」派の非行は事實なりと證明し

七、轉じて「共產黨と國民黨との合作」に於ては「ト」派の排撃に藉りて所謂國共合作の本質を論じて共產黨は其の黨策黨是を放棄せるに非ず現在に於ても國民黨の一黨專制の弊及び民衆運動統制に反對し彼等の提出せる抗日十大綱領の實行のみか救國の唯一基本策なるを大膽率直に表明し

八、「國民黨は已に態度變更を始めた」に於ては國民黨が最近徹底抗日に決せるは一の進歩なりと巧に同黨に獻媚煽動し、

九、「三民主義を目前必須のものであるとする」に於て共產黨は目下の抗日民族統一戦線の結成の過程に於て終始其の獨立的政治信仰(即共產主義)と獨立の組織を保持し來りたるが之は決して孫中山の革命的三民主義に背反するものに非ざる旨強調して暗に將來も此の方針を堅持するを仄かに

十、結論として「ト」派の誣蔑は徒に忍ぶべからざるものであり、昨年七月遂に全面的抗戰の發動となつた。抗戰の初期に於て北方の天津、舊都北平は陥落し、之に次いで上海、首都南京も陥落した。北部の河北、山東、山西、察哈爾、綏遠、南部の江蘇、浙江、安徽等の罹災地域の廣大にして、罹災民の多數なることは中國數百年來未曾有のものにして將士の死傷も三十萬に達し其の他非戰鬥員の虐殺されし者、老弱婦女子にして非人の待遇を受けし者等實に言語に絶してゐる。

九、一八以來日本の中國への侵略は忍ぶべからざるものであり、昨年七月遂に全面的抗戰の發動となつた。抗戰の初期に於て北方の天津、舊都北平は陥落し、之に次いで上海、首都南京も陥落した。北部の河北、山東、山西、察哈爾、綏遠、南部の江蘇、浙江、安徽等の罹災地域の廣大にして、罹災民の多數なることは中國數百年來未曾有のものにして將士の死傷も三十萬に達し其の他非戰鬥員の虐殺されし者、老弱婦女子にして非人の待遇を受けし者等實に言語に絶してゐる。

國際反侵略運動大會諸君、中國が侵略主義日本と死戦を爲してゐる現在、反侵略、平和維持の主張をなし、之を實行に移さんとしてゐることは、實に我が四億五千萬の民衆の感激措く能はざる次第であります。中國が侵略日本に抗し死戦を爲したのは本より民族の生存と世界平和の爲であります。

歐洲大戰以來世界各國の人士は戦争の殘酷にして、人類の文化幸福を破壊するものなるを痛感し、戦争を以てせざる國際紛糾の解決方法を種々の方法を以て講究した。國際聯盟の如き、九國條約の如き、ケロッグ公約の如き何れも之である、

其の窮狀を曝すのみ」に於て「ト」派は徒に革命的名詞を用ひて本黨に反對するも之は全く窮迫せる爲の放言に過ぎずと評し居れり。

以上兩派の論議は専ら革命に關する理論闘争のみに終始し居るも、其の間明に中國内に於ける共產主義者の二分野が如何なる理念を懐けるやを看取し得る。一方兩派が現在の環境下に於て如何に抗日統一戦線を呼號することにより大衆を收攬せむとしつゝあるかをも窺ひ得らるゝ處更に共產黨側が從來黨員内のみで發表し居たる自黨の主義及び組織の保持(保持は擴大の前提)の底意を斯く公開的に表明せるは頗る注意に値するものありと認めらる。

汪兆銘の反侵略大會への放送演説

國際反侵略大會が二月十二日倫敦で開か

目の下に各國人民の生命財産に危害を加へ、各種の事業を破壊し、甚だしきに至つては大使を爆撃し、軍艦まで撃沈した。日本の意とする處は中國が近代國家建設の過程にある間に之に一撃を加へ之を挫折せしめんとした事で各國は平和の維持をのみ考へ、侵略に反對はするものゝ互に相顧み、躊躇し實力の行使は不可能なりと見てゐるのである。

民族の生存の爲には其の全力を傾けて侵略者に強硬な抵抗をせねばならぬ。若し侵略者の欲するまゝに爲さしめんか其の結果は中國のみが其の患を被るのみならず、全世界も亦其の害を受けん。

此處に於て我等は國際反侵略運動大會諸君に告ぐ！ 現在世界には集體安全制度なるものがあるが、中國は抗戰以來六、七ヶ月の久しきに亘り、而も侵略者は益々猖獗すれども國際間には尙も一寸の制裁すらなく之の制度の發

動には益々懷疑の念を禁じ得ない。而して集體安全制度に關しては人々は其の必要を重視し該制度の維持は勿論其の發達をも希つてゐる。國家の利害は往々不一致のことが多く之に因つて共同動作への發動は困難の事が多い。各國家には本より各自の利害があり、尙其目的のものも存する。其目的の利害は即ち平和が保障さる、侵略者は制裁さるべきである。現今國際關係から切り離して論ずべき超然たる國家は存在しない。故に國際的利害は各國家の利害と相關的關係にあるものと云はねばならぬ。斯く云ふ時は共同的利害と各自の利害とが相矛盾することなく相一致してゐることが容易に解る。斯の如き觀念は各國當局より寧ろ一般民衆の方が明確な認識を有することが多い。

故に一般民衆が之の團體を組織し和平の維持と侵略の反對を掲げ之を主張し、實行に移さんとすることは集體安全制度の存在と發達に絶大な幫助がある。

ることと思はれる。

中國は今日廣大な地域に全民衆を整備し侵略者に機動的抵抗をなしてゐる。

國際反侵略大會が此の時に當り倫敦で開會されたことは我等の感謝措く能はざる處にして、其の御成功を祈つて已まぬ次第であります。

元ソ聯邦人民委員レイス暗殺事件

客年九月初旬スイス國ローザンヌ附近に於て元ソ聯邦人民委員イグナツエ・レイスが暗殺された。暗殺の理由は、ソ聯の肅黨工作が無謀を極め、その狂氣的苛烈さを嫌惡し、ソ聯を見捨て、人民委員を辭職することに決意しその手續を取つたため、ソ聯の國內・國外秘密政策に精通する彼の生命は當然R.V.D.(内務人民委員部)から狙はれるところとなつたのである。犯人の一名はフランスに於て逮捕されたが間も

なく保釋となつた。然るに數日ならずしてこの容疑者が行衛を晦ましたため、フランス右翼派はこれを盾にフランス司法當局の該の火の手をあげ、赤露と手を結ぶ人民戦線の切り崩しに狂奔してゐる。次の記事は「ル・タン」紙及び「アクシオン・フランス」紙最近掲載の記事を輯録したものである。

客年九月四日の夜から五日の間に、ポーランド生れの元ソ聯邦人民委員イグナツエ・レイスが自動車内に於て全身に六發の拳銃弾をうけて慘殺された無残な死體が発見されるに至つた。

この事件はスイス國ボー地方のローザンヌに近いシャンプランドに於て發生したものであつて、被害者の懐中からチエツコ國發行の一葉の旅券が発見されたが、それに書き込まれてゐたヘルマン・エーベルハルトなる名は偽名であることがボー地方警察當局の活動によつて間もなく判明した。

「ラ・スイス」紙の報導によれば、今

回の事件は被害者がモスコの首脳部と仲違ひしたことに端を發したものであつて、被害者は昨年七月十一日附をもつてモスコの共産黨中央委員會に宛て共産黨を脱退する旨の手紙を叩きつけた。従つてレイスの暗殺命令が直ちに發せられ、暗殺者はこれを巴里に於て實行する計畫を立てたのであつた。犯人はすべてG.P.U.の手先で、彼らは二月月のあひだ日夜レイスを附け狙つてゐたものである。

二月三日「ジュルナル」紙は、レイス事件發生當初より極めて精密に事件の真相把握に狂奔した結果、事實を突止め得たとして大要次の如く發表した。

イグナツエ・レイスは既報のとほりG.P.U.の魔手にかゝり暗殺されたのである。然し乍らその暗殺理由に至つては、吾々の想像以上に重大なものがある。今回の事件はソ聯のトロツキスト清掃工作の犠牲でもなく、またレ

イスの共産黨脱退に對する單なる見せしめの爲めの犠牲でもなく、事實は全く別である。即ち内務人民委員部(N.R.V.D.)がレイスの口を緘するため、他に他ならなかつたのである。レイスがソ聯の内政・外交に關する秘密にあまにも精通してゐたからである。

或る日、レイスは外國に於ける自分の任務の一つを直屬の上官エージョフに報告したのであつた。然るにこの報告中、クレムリンからの電話で、エージョフに對し目下公判審理中の政治犯容疑者を有罪たらしむべく證據書類(外國のための間諜行為として)を捏造せよとの命令があつたのを計らずも耳にしたのであつた。レイスは被告中に幾多の友人を持つてゐたがため、この命令に激しい憎惡と不快を感じた。然し依然として彼は人民委員として働いてゐた。エージョフから與へられた鼻薬が効いたのであらうかこの點に關しては残念ながら詳かにし得ない。日

ならずしてレイスは、スターリン政府が唯一最大の敵としてゐるのはドイツであることを知ると共に、ドイツの一部人士と秘密の手を握り策謀すべく使命を帯びたソ聯の外交官たちの氏名を知るに至つた。この使命はヨーロッパに於て巧みに果された。

レイスはかゝる確實なる情報を入手した結果、スターリンへのその憎惡は遂に極限に達した。これがためレイスは突然トロツキストに一大轉向したのもらしい。

彼がトロツキストに轉向したことはも兎角としても、彼は決然としてスターリンに宛て「一九一七年革命の裏切り者」として彼を弾劾すると共に、人民委員辭任を叩きつけたのであつた。こゝにグロソウスキー夫妻が始めて登場するのであるが、レイスの送つたモスコ政府への絶縁狀はこのグロソウスキーの手に渡つたのである。

グロソウスキー夫妻は兼てよりモス

コイ政府の犬となつてゐた人物で、前々からレイスの態度が生温るすぎるとしてこれが監視を命じられてゐたものである。レイスの問題の手紙はグロソウスキーの手からスピゲル・グラスなる人物に手交された。スピゲル・グラスは「必要と看做される場合は断乎清掃せよ」との使命を帯びて早くよりフランスに來り、シヤンゼリゼ通りのホテルに滞在してゐたものである。

スピゲル・グラスは二人の死刑執行人を呼んでレイス問題をそれとなく暗示した。然るにそのうちの一人は、レイスと知己の間柄であつたため、レイスに對して直ちに警戒報が發せられた。レイスは身に危険が迫つたことを知るや、翌日即ち七月二十日オランダに向け倉惶として巴里を逃亡し、其地でスターリン宛の例の手紙のコピーを一友人に渡した。オランダの一新聞はこれの特種として發表した。モスコイ當局は重大秘密の曝露を恐れて青くな

り、スピゲル・グラスに對しレイス暗殺の嚴命を下した。巴里のG・P・U本部は異常な緊張を呈し、レイス暗殺に對し二人の男が選ばれた。この二人は共に急遽モスコイ歸還を命じられてゐた矢先だつた。二人のうち一人は承諾したが、他の一人は最後の瞬間になつて拒絶した。拒否した男はG・P・Uの魔手を逃れるためフランスの警察に對し護身方を懇請したのであつた。

そこでスピゲル・グラスは巴里に緊急會議を開き鳩首協議した結果、セルジュ・エフロン・グロソウスキー夫妻、醫師ベレツキーの三名が新にレイスの死刑執行人として選出された。この間にレイスはオランダを脱し、スイスに潜入してゐた。G・P・Uは早くもそれを嗅ぎつけ、彼の後を追つてスイスに乗り込んだ。そして凡ゆる手段策略を弄してレイスを巴里に誘き出し、目下開催中の萬國博覽會のどさくさ紛れに之を殺害すべく畫策したので

あつた。ところがレイスはその手に乗らなかつた。レイス誘出しに主役として活動したのは女間諜ジェルトリュード・シルバツハであつた。彼女の必死の努力にも拘らず、レイス誘出しに失敗したG・P・Uの手先達は止むを得ず、九月四日の午後ローザヌ街道に於てレイスを暗殺することに成功したのだつた。

かくてスターリンはソ聯の秘密曝露を未然に防ぎ得て愁眉を開いたのである。

目的を達成した暗殺者一味は逸早く分散し、そしてそれぞれフランス國內に潜入した。セルジュ・エフロンはフランスからスペインに逃れ、ベレツキーとグロソウスキーの二人は報酬を受取りにソ聯に赴き、女間諜ジェルトリュード・シルバツハは何處ともなく行術を晦した。二、三ヶ月してフランスに歸つたところをベレツキーはフランス官憲に逮捕された。然るに訊問の結

果は簡単に釋放されてしまつたのである。

然し乍ら駐佛ソ聯大使はスイス當局からの犯人引渡要求を憂へ、ベレツキーの逃亡方に萬全の策を講じ、巧みに彼を國外に脱出せしめてしまつた。

従つてフランスにゐるのはリディア・グロソウスキー(グロソウスキー夫人)のみであるが、彼女も一應の訊問を受けたのみで保釋(積立金五萬フラン)となつた。そしてソ聯大使館の商務官のアパルトに身を寄せ、治外法権の中に安泰を保障されてゐたが、去る一月中旬これまた忽然として行衛不明となつた。恐らく國外に逃亡したのであらう。

かやうにレイスの暗殺者は、フランス官憲に宛てスイス警察當局の逮捕方依頼並に犯人引渡要求にも拘らず、フランス警察の眼の前を悠々と逃げ去つてしまつたのである。これはフランス警察の一大失態と言はねばならない。

フランスの右翼諸新聞は右の醜態的事實をもつて、これはソ聯と手を結ぶ人民戦線派の策動があつたためだとし、或はフランス法の嚴正を放棄毀損したる山々しき問題であると、當局に對し嚴重なる抗議を申込むと共に斷乎たる弾劾的態度に出てゐる。

赤軍二十週年記年に際しての 記年章の交付と特赦令の發布

蘇聯邦最高會議幹部會は二月二十二日の赤軍二十週年記念日を迎へて、去る一月二十四日附を以て發表せる指令に基き二十週年記念章を授與し特赦令を實行したが、これに該當せる資格者は次の様である。

- 記念章受領資格者
- (イ) 赤軍及赤海軍の幹部指揮官及指導部員
- (ロ) 一九三八年二月二十二日迄に赤軍乃至赤海軍に二十年間服務せ

る者

但し赤軍創設前の赤色バルチザン隊及赤色親衛隊に於ける服務年數を加算す

- (ハ) 國內戰爭に参加せる者
- (ニ) 赤旗勳章佩用者
- (イ) 國事犯以外の罪により三年以内の刑に處せられたる者、又は刑に處せられる事を豫想する者はその刑の執行を免す(H・K)

海峽植民地燈火管制法案

左記法案は立法議會に提出する旨一九三七年十二月十三日政廳が發表せるものなり。

- 第一條 本法は一九三七年燈火管制法と稱す
- 第二條 緊急若は公共的危險の場合と認むるとき、又は斯る場合の爲に訓練、演習を必要と認むるときは何時たりとも總督は其の指定せる地域若

は場所にて消燈することを命令し
若は協力を要求し得ることを規定す
る規則を制定することを得

第三條 前條の命令若は協力要求に服
従同意したる者は其の服従同意より
生じたる損害に對し契約上其の他の
債務を免除せらる但し其の者が斯る
損害を避くる爲汎ゆる手段を講じた
る場合に限る

第四條 第二條の命令を拒絶し若は服
従せざる者は即決裁判に依り一千弗
以下の罰金に處せらるべし

三角樞軸

(ワールド・レビュー十二月號「巴
里右翼新黨ジュナル・デ・デパー」
より轉載)

今回羅馬で調印された防共協定は東
洋及び西洋に於ける文明を擁護する強
國として日、獨、伊の盛名を益々昂揚
する、而も此の協定は右三國がボルシ

エヴィズムから享ける便宜を喪失させ
るものではない。

破壊性に富み又矛盾に満ちてゐるボ
ルシエヴィズムは根本的に其の敵の友
であり又其の友の敵である點に於て頗
る奇觀を呈する。防共戦に一致團結を
聲明する日、獨、伊よりもどちらかと
いへば佛蘭西の方が餘計にコミュニ
ズムを怖れる筈なのであつて、佛國が
ソ聯と友好を續けるのはつまり佛國政
府が弱體の爲に外ならない。

過去廿年間一番餘計にボルシエヴィ
ズムを利用してゐるのは獨逸である。
それでボルシエヴィズムを世の中に
出したのは獨逸だともいへる。何とな
れば獨逸は大戦中にレーニンをロシヤ
へ送り届け其の上に革命の資金まで與
へてゐる。それで思ふつばにはまつて
ロシヤには叛亂が生じ遂にブレスト・
リトウスクの單獨平和條約の締結とな
り、獨逸はロシヤ戦線の軍を西部戦線
に廻すことが出来たのであつて、獨逸

の取けたのは決してボルシエヴィキの
爲ではない。

敗戦後に於ても獨逸は引續き産業、
秘密武裝、工場及び飛行事業に關しロ
シヤから多大の便宜を受けてゐたのみ
でなく、獨逸國防軍は對ポーランド關
係で赤軍の援助を期待して常にロシヤ
と友好的諒解を保つ政策を執つたので
あつて、此の事に關しては一九一九年
から一九三〇年の間に獨逸政府は國防
軍に對して屢々抗議をしたが國防軍は
少しも其の態度を改めなかつた。

ヒットラーが現れてからも此の情勢
はあまり變らず只だストレーゼマンよ
りもボルシエヴィズムに反對する聲が
少し大きかつただけであつて、一九二
二年に獨逸間にラバローで調印され、
一九二六年に改訂更新された條約は其
の儘廢棄されずゐるし、又數年前に
伊太利とソヴィエト・ロシヤ間に結ば
れた條約も亦同様廢棄されず今日に
至つてゐるのであつて、三角樞軸の防

共協定は不思議にもロシヤとの修交條
約と併行して存在してゐるのである。

ロシヤの參謀本部はレーニンの命令
で獨逸參謀本部と親密な關係を保つた
のであるが、スターリンになつてから
もロシヤの參謀本部はソヴィエト政
府の命令で獨逸の軍部と親善關係を維
持してきたのである。

又日支の關係に見ても國民政府が共
産主義を排斥してゐた間日本との戦争
も避け得られたが、支那に人民戦線が
起り共産黨が革命軍を南京政府の支配
下に置くに及び共産黨は丁度西班牙に
於けると同様な行動に出で遂に戦争を
勃發せしめてゐる。

以上から觀察するとボルシエヴィズ
ムは共産主義を擁護する國々に不利を
與へて、之を排撃する國々に反つて多
大の便宜を與へてゐる。獨、伊は極力
共産主義を排撃してゐるがロシヤのお
蔭で西班牙で思ふ存分な政策を實行し
てゐる。其のみならず獨、伊は北部阿

弗利加をロシヤが攪亂するのを俟つて
此處にも活動しようとする構へてゐる
のであつて、獨伊に取りてボルシエ
イズムほど有益な協力者はないといふ
ても過言ではない。

ソヴィエト・ロシヤは防共協定の脅
威に就て民主主義國に訴へ援助を求め
之を聽く民主主義國の人民で此のロシ
ヤの茶番狂言に欺かれる者が少くない
と思はれるが、人民戦線の爲に判斷の
自由を破壊されてゐる佛蘭西に殊に斯
る人が多くはないかと危惧の念に堪へ
ない。

戦争煽動家

(二月十一日附、ブラッダ紙所載)

スペイン問題を繞る不干渉案の失敗、
赤色スペイン政府の敗北、獨逸に於ける
ナチ政権の強化、特にリッペントロップ
の外相就任、チエツコスロヴァキアの背
反、ルーマニアに於ける蘇聯列車の燒打
事件以來最近の同國駐在ブテニコ公使の

失脚事件、エストニア國境に於ける監視
兵の射殺事件等々、東洋に於ける日本側
からの壓迫は別として、歐州方面に於て
蘇聯邦の蒙りつゝある壓迫は同國首腦部
間に測り知れざる不安を與へて居たが、
特にリッペントロップ獨逸外相の就任は
彼等をして色を失はしめたのである。而
して日支事變以來聲を大にして宣傳これ
つとめた英米佛と共同の集團的平和保證
策も、國際聯盟の無力から最近に於ける
米國の孤立政策の強化、英佛政策の轉換
—特に蘇聯の犠牲に於て自國の安全を守
らんとする獨伊に對する接近政策—は蘇
聯をして遂に強ひられた孤立に立ち至る
の止むなきに至らしめたのである。斯か
る状態を念頭にして本文を見る時、これ
は老翁英國の衷切に對する愁訴とも見え
るし、佛國に對する棄獨白と解する事も
出来るのである。而し半面に於て無節操
なる國際ジャーナリズムの—特に特殊記
事を得る爲に米國海軍をしてキューバ攻
撃を行はしめた、ハワードの如きジャーナ
リストの蘇聯に對する誇大記事に對する
反撥をも兼ねて居るものであり、且つ日

本に對しての政策の轉換を示唆するものであるかも知れない。

國際政局てふ標題を以て讀者に供せらるるブルジョア新聞のいかどはしい變化に富める記事の中には次々と興味ある現象を見出し得る。洋の東西を問はず、歐洲、亞細亞、米國各地の新聞紙上には種々な記事が掲載せられる。これ等の記事は一見相互に何等の連絡なく、あらゆる人種に依り種々の國から又は様々な根據から集められたものであるが、結果に於て同じ事態を説明したものである。ブルジョア新聞の盲信讀者はこれ等の情報や通信を相互に結び合はせてみれば必ずや一定の結論に到着するに相違ない。

例へば東京の新聞「讀賣」は米國の新聞記者ニツカボツカカーの電報を掲載して居るが、この米人記者は日本人に對して蘇聯邦との戦争の場合を次の様に紹介して居る。

「蘇聯邦の飛行機は浦鹽斯德より四時

間以内に東京及各地に達する事が出来る、がその以前に浦鹽の飛行場は猛烈なる爆撃を蒙るに相違ない。この見地からすれば浦鹽は日本にとり宛も肩先に突きつけられた拳銃の如きもので、この拳銃が取り除かれれば限り日本は晏如たり得ないであらう。浦鹽港のルスキー岬には強力なる潜水艦の根據地が建設せられて居る」等々。

これが即ち巴里發信の浦鹽に關する米國のニュースである。これと同時にこれにも増して恐るべき、蒙古に關する芬蘭發信のワルソウ・ニュースが登場して居る。即ちワルソウ駐在の朝日新聞特派員はヘルシンキ（註、芬蘭の首府）からの情報を根據として、ヴォロシロフが必ず極東に於ける赤軍の演習に参加するであらうと確言し、この演習は日本に對するデモであらうと報じて居る。

何と言ふ驚く可き見聞であらう！更により適切に表現すれば、何處迄合

これと同時に英國の右翼系新聞「デイリー・テレグラフ・アンド・モーニング・ポスト」紙は吃驚させる様なニュースを報じて居る。即ち「蘇聯邦は極東に於て大なる利害關係を有する諸國主として英國と談合しその承諾を得た上極東に於ける日本の侵略に抗して積極的方針を取る覺悟を決した。その代り蘇聯は報酬として歐洲に於ける自己の安全に對する保證を要求して居る」と言ふのである。

佛國の新聞も決して眠つては居ない。巴里發行の右翼新聞「ジュール」紙も多分に威嚇的筆致を以て、蘇聯外交の大轉換、對日軍備等に關し書き立てた末、次の如き結論を下して居る。

「極東に於ける事態は益々複雑化して今春迄、日蘇衝突の事實として現れるかも知れない。現在に於てもその危険は全く除去されて居ない。この臆説は佛國の政策をして大いに用心深くするものである。蘇聯が極東に於て事を構

えた場合、佛蘇條約はその効力を全く喪失するに至るであらう」と。

而して又、倦むことを知らざるニツカボツカカー記者は絶えず新しきセンセーションをまき起して居る。彼は、極東の赤軍總數は百萬、飛行機總數は二千機と宣言して居る。更に、若し日蘇開戦の際に於て蘇聯は數週間に以て日本空軍勢力を粉碎爲し能はずとも、少なくとも壊滅的打撃を與へ得るものである、との大法螺を吹き立て日本人を驅り立て、居る。

彼ニツカボツカカーは之を以つて足れりとせず、更に巴里より、バイカル湖以北の第二トランス・シベリア鐵道の建設は極東に於ける蘇聯の軍事輸送に革命をもたらしたと言ふが如き故意に粉争を捲き起す様な無電を「ジャパン・アドバタイザー」紙に寄せて居る。この鐵道が平常通りに運轉せられて居ない事は事實である。とは言へ、彼は宛も一生涯この鐵道に車掌として勤務して居

理的にデッチ上げられた架空ニュースであらう！……而し乍ら此の種ニュース公表の目的は既に明白である。更に香港から倫敦に送られた次の電報を一讀すれば一層その間の意圖は明白になるであらう。即ちその電報と言ふのは一外人が極東に於ける蘇聯邦の軍備を詳細に記述せるものである。その内容とする所は次の様である。

「蘇聯の軍備に關しては日本の新聞は寧ろ過少評價して居る様である。沿海州方面に於ては新しい飛行根據地や潜水艦根據地が建設されつゝあり、事實上戒嚴令下にある様である。浦鹽斯德のみにも百隻以上の潜水艦がありこれ等は既に出航準備を爲して居る。この外分解したものが續々と鐵道により到着して居り、それ等は一個所に集められた上直ちに組み立てられるのである。これと同時に全海岸線は強化され飛行基地、潜水艦根據地は邊境地方にも建設されつゝある。」

たかの如き口の利き方をして居り、蘇聯軍隊の新輸送能力に關し書き立て、居り、來るべき日蘇戦争に於ても赤軍は最早日本軍に對して一歩も譲らざるに至つたと述べて居る。

種々な國々から始められたこの新しい而も怪しげな騒動と言ふのは一體何を意味するであらうか？

各地方、各方面から喧しく傳へられるこれ等の電報乃至情報も注意深い目を以て仔細に検討すれば、その意圖する目的の一致點、共通性を發見するにさして困難は感じない。デリケートな混亂し安い戦争気分と言ふものは特に斯かる「噂」に依つて醸成されるものであり、戦争煽動家は常に斯くの如く行動するものである。

ニツカボツカカー氏は既に有名である。併し乍ら、彼に對する評判は特殊なものである。此處では彼の才能、思想、その政治的態度、民族的立場を云々するものではない。その名譽心に關

して言ふのである。既に一般に信じられて居る如く、名譽心は非常に高く評價されるものである。

ニツカポツカー氏は旅券面では米國市民である。これは只旅券面のみのものであつて、爾余の場合に於ては、最も多く支拂つて呉れる國が即ち彼の祖國である。彼は轉々化身の妙を以て國から國へ渡り歩いて居る。戦争臭い臭ひのする所には彼は自動人形の如く出現する。すると間髪を入れず、記事が書かれ、電報が飛び、パンフレットが洪水の如く出版され、その何れもが數百萬の兵士、飛行機、武器、戰術的鐵道等々に關するものであり、どちらが先に攻撃するかと言ふが如きものであり、金錢の采配の儘に書くのである。ニツカポツカー氏にとつてゴゴロフ物語のノズドレフの空想は現實のものであり、彼の最も確實なる情報はノズドレフが自分の目で見たと言ふ薔薇色の毛並を持つた灰色の馬に類するもの

である。只、彼ニツカポツカーの妄想は、現實の被害を與へる點で相違して居る。

ニツカポツカーはジャーナリズムの謀略宣傳家である。彼は、その同僚と共に、時々、雇傭者の直接注文により戦争を煽動するものである。故に、最近、嘘偽の報道を通じてあらゆるデマを絶えず公表する事は特に深甚なる注意に價ひするものである。

ジュール紙の編輯者だとか、ワルソ1、ヘルシンキ、羅馬等の種取り場に巢喰つて居る外交評論家、全智全能の紳士諸君等のデマ宣傳團體中の活動家中にはかなり有名な人々も居る。彼等は何時もの様に全力を擧げて努力して居る。併しその仕事工合は老ひぼれのコックの様に粗雑で、甚だ不手際である。つまり味には自信がないが、熱い事は受合ふと言ふのである。

これ等の働きも即ちニツカポツカー等の背後にはその注文者たる帝國主義

者が控へて居るのである。この注文者達は表面に出るのを嫌つて常に樂屋裏に居るのである。併し戦争を生み出す秘密が如何に大きいものであるか、その真相を人々に知らしめる爲にレーニンは彼等に關して且つて多くの事を書いて居る。國際フアッシュムにとつては、世界の各地で既に燃えちかつて居る戦争の炬火のみでは物足りないのである。彼等にとつてはスペイン、支那、エチオピア等だけでは不満足であるのだ。彼等にとつては今一つだけ望ましい戦争があるのだ。それも出来るだけ早い方がよい。外でもない蘇聯邦に戦禍を持ちこみたいのだ。

これ等の注文者やデマ煽動團の後楯の中の頭目を吾人は知つて居る。英帝國主義の野牛がこれだ。彼は他人の生血を吸ふて生きて居り、人の喧嘩を喰物にして生活して居るのだ。この極右の保守派の連中こそが、極東に於ける蘇聯邦の軍備に關するデマ宣傳や最近

のデタラメ記事の注文者であつたのである。

これ等のデマ通信は、既に周知の如く、デイリー・テレグラフ・エンド・モ1ニング・ポスト紙に長々と掲載されたのである。西歐に於て自己の安全の保證を得る爲に東洋に於て蘇聯邦が日本と戦争を始めるであらうと言ふが如きたわ言にも似た考へ、つまり斯かる自慰的な都合の良い見解を生み出すのは、英國反動保守派の老衰せる頭腦より外にはないのである。蓋し蘇聯邦政府代表者の數次の聲明によつても明らかなる如く、蘇聯邦は自己の安全擁護の爲には先づ自己の力を用ひるものである。その爲に勇敢なる赤軍とソヴィエト民衆の團結の威力がある。侵略戦争を強行するために國際聯盟を脱退したフアッシュム國家に對して第八回全聯邦ソヴィエト大會席上に於てモロトフは次の様に言明して居るのである。『若し明らかに言ふならば、吾々

は蘇聯邦民衆の安全及平和的活動を擁護するためには自國の力のみには信頼を置かないものである』と。

併し乍ら頭腦の貧困は彼等英國極右保守派連の精力乃至食欲を減退せしむるものではない。彼等はその通信網を利用して出来るだけの事をしようとして居る。外交官と通信網を總動員して或は東京から、或は巴里から、又はジュネーブから極東に於ける新しい事變を惹起むしむる爲、煽動謀略の限りを盡くして居るのである。又例へば吾々の新聞が遂早く報じた様に、ブラッセルからは次の如き記事を發表して居る。即ち、

『西歐の英國は日本と蘇聯邦とが衝突する事を非常に希望して居る。何故に蘇聯邦は實際上に於て支那を支持しないのか？ 何故に滿蒙國境に兵を動員しないのか？ 何故に浦鹽から飛行機を飛ばして東京及各地を破壊しないのか？ 等々と或は注意深くほめかし

て見たり、或は友人への注告の如く露骨に倦まず倦まず種々の代表や新聞記者達がソヴィエトの代表を焚きつけにかゝつたのである。蘇聯邦代表者の彼等に與へた答は既に此處に述べずとも明瞭である。』

若し繰り得る外交機關さえ有して居たら彼等は莫斯科からでも蘇聯邦を誹謗乃至中傷爲す事を辭せないのである。最近、莫斯科駐在アフガン大使官の有力者が戦争煽動家の爲に奔走して居た事は公然の秘密である。彼は蘇聯邦が對日戦備を行つて居るとの煽動的な噂を流布して居たのである。この人物はこの目的の爲にアフガン政府から派遣せられて居たものであらうか？

ニツカポツカーにしろ、各國に居る彼の同僚にしろ、又その他の新聞記者外交官の假面を被れる諜報機關が國際的謀略宣傳の傳統に應じてあらゆる方法を以てその闇の仕事に従事して居る

事は既に議論の餘地はないのである。併し乍ら彼等は一つの最も重要な點に於て大なる錯誤を犯して居る。即ち彼等はその陰謀の對照として最も不適當なる國家を選んだのである。英國にても、その他のデマ宣傳家や戰爭煽動

家にしても、蘇聯邦が第三國の指金や壓迫又は口約束によつてその政策を左右するのを見ようとしてもそれは全く不可能である。蘇聯邦政府は一律不變に平知政策を堅持して居るのである。侵略か又は平和の破壊者乃至蘇聯國境

の侵犯者にのみ戦ひを宣するものである。中傷や煽動の國際的大交響樂も蘇聯邦の鐵の如き節操、その平安を破る事は出来ないであらう。

短命なる哉佛内閣

フランス内閣の短命は小黨分立に據るは衆知のこと乍ら、兎に角世界的な名物の一つである。最近十年間に二十三名の首相を送迎してゐるが、今左にその壽命表を示せば、

ポアンカレ	(十月十一日)	ラヴァール	(十一月十六日)	サロ	(二月)
ブリアン	(二月二十三日)	ラヴァール	(一月五日)	シヨータン	(二月)
タルデイユ	(三月十五日)	タルデイユ	(二月二十日)	グラデイエ	(八日)
シヨータン	(三日)	エリオ	(六月十一日)	ゾーメルグ	(八月二十九日)
タルデイユ	(九月二日)	ボンクール	(一月十日)	フランダン	(六月二十三日)
ステューグ	(一月九日)	グラデイエ	(八月十日)	ブイソン	(五日)
				ラヴァール	(七月十八日)
				サロ	(四月十四日)
				ブルム	(二年六月)
				シヨータン	(六月二十三日)
				シヨータン	(二月十九日)
				ブルム	(三月十三日成立)

昭和十三年三月

内務省警保局